

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から40年3月まで
国民年金については父が手続をしてくれて保険料を支払ってくれていた。結婚してしばらくして、父から「これからは自分で払いなさい。」と言われたが、それまでは父が支払ってくれており、昭和39年度分だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時の納付状況について、申立人の父が集金等により国民年金保険料を納付していたと具体的に供述しているが、当時の区において集金が行われていたことが確認されるなど、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、昭和36年4月の国民年金への加入以降、申立期間を除き、国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 166

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年6月まで
昭和56年か57年ごろ、父の経営する会社で一緒に働いていた兄に勧められて、区役所の出張所で国民年金の加入手続をした。その後は、3か月ごとに出張所に行って国民年金保険料を納めており、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和56年か57年ごろに国民年金の加入手続をしたと主張するのとおり、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和57年3月であることが確認されるとともに、申立人が納付していたとする保険料額も申立期間当時の保険料額に一致し、申立人が納付していたとする出張所も、申立期間当時存在し、収納業務を行っていたことが確認できるなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の兄は、申立人に国民年金の加入を促し、加入時に申立人の国民年金手帳を見た記憶があり、申立人は国民年金保険料を納付していたと証言している。

さらに、申立人は、申立期間以後、国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和37年6月ごろ、自宅に来た区役所出張所の職員に国民年金保険料を支払うように強く言われたので、その場で夫婦二人分の保険料を一括で支払った。一括納付後は、国民年金保険料を毎月納付しており、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、昭和37年6月ごろ、自宅に来た区役所の職員に夫婦二人分の国民年金保険料を一括で支払ったと主張しているが、申立人及びその妻は、その時の納付の状況について具体的に記憶しているとともに、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和37年7月に払い出されていたことが確認できる。

また、申立人の国民年金保険料について、昭和41年4月から44年3月までの期間が第1回目の特例納付により納付済みと記録されているが、特例納付については、制度上、先の未納分から順次納付することとされていたことから、申立期間について納付済みであった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

昭和37年6月ごろ、自宅に来た区役所出張所の職員に国民年金保険料を支払うように強く言われたので、その場で夫婦二人分の保険料を一括で支払った。一括納付後は、国民年金保険料を毎月納付しており、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、昭和37年6月ごろ、自宅に来た区役所の職員に夫婦二人分の国民年金保険料を一括で支払ったと主張しているが、申立人及びその夫は、その時の納付の状況について具体的に記憶しているとともに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和37年7月に払い出されていたことが確認できる。

また、申立人及びその夫は共に国民年金保険料の収納日の記録がある昭和44年4月から45年6月までについては、いずれも夫婦同一日に納付していたことが確認できることから、申立人及びその夫は、基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられるが、41年4月から44年3月までの期間については、夫のみが第1回目の特例納付により納付済みと記録されている。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 79

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

昭和36年5月に結婚、37年4月からA市で国民年金に任意加入し、40年3月にB町に転居するまでの間、国民年金保険料をA市に納めていた。その当時の国民年金手帳にシールが貼^はってあったことを記憶している。

昭和40年3月にB町に転居した後はしばらく国民年金に加入していなかったが、43年9月にB町で再び任意加入し、新たに国民年金手帳が交付され、手帳が2冊になった。

昭和48年11月に再度B町からA市に転居したときに、古い方の国民年金手帳（シールが貼^はられているもの）は、もう必要ないと思って処分した。

以上のことから、当時国民年金保険料を納めていたことは間違いないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した当時の状況を鮮明に記憶しており、国民年金加入手続や納付状況についての説明は、詳細かつ具体的で、特段不合理な点は見られず、申立人が処分したとする国民年金手帳の色は、当時、発行されていた国民年金手帳の色と一致し、納付したとする保険料額も当時の保険料額と一致している。

また、申立人が主張する国民年金保険料の納付場所は、当時のA市役所の納付場所と一致しているほか、納付方法も当時行われていた方法と一致していることが確認できた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 80

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

平成14年12月に昭和41年当時の過誤納についての還付があり、全額還付だったので未納は無いと思っていた。56年の水害で、保管していた領収書は処分してしまったが、国民年金保険料は納付書が届くと必ず納めており、未納があっても催促があれば間違いなく納付したはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料はすべて納付している。

また、申立人は、申立期間直前の昭和44年7月から46年6月までの期間、昭和49年度、51年度から53年度までの期間及び55年度から57年度までの期間の保険料を前納しているなど、納付意識は高かったと考えられ、申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録の訂正を行う必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年11月から48年9月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については国民年金に加入していないとの回答を受けた。
しかし、申立期間については自営業であったため、夫婦で保険料を国民年金推進員に支払っており、妻は保険料の納付記録があるのに私だけを未加入とする調査結果に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料については、社会保険庁の国民年金被保険者台帳により納付されたことが確認できるものの、同時に、申立期間を含む昭和40年4月から51年12月までの期間について、被用者年金に加入していることを理由に、国民年金の加入資格が取り消され、52年5月25日付けで、当該期間に係る国民年金保険料（7万5,150円）を還付処理した記録がある。

しかし、社会保険庁の記録には、申立期間に係る被用者年金（厚生年金保険）記録は無く、申立人は、昭和40年11月に厚生年金保険の資格を喪失してから、48年10月に再び厚生年金保険に加入するまでは、国民年金の強制加入被保険者とされるべき期間であることから、申立期間について国民年金の資格取消及び保険料還付を行う理由は無く、当該事務処理には誤りが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで

昭和36年4月に、両親が国民年金の加入手続をしてくれた。保険料は、昭和36年4月から37年11月までの期間及び42年4月から45年3月までの期間は、A市役所か町内会で委任された人が集金に来ており、両親が納付してくれたので、未納とされている期間については納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和36年4月から37年3月までの期間は、申立人は、申立人の両親や兄と同居し、家業を手伝っており、申立人の兄の申立期間当時の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、申立人の主張どおり、市の国民年金協力会という納付組織による保険料の集金が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、②昭和42年4月から43年3月までの期間は、申立人は結婚し、実家とは別に住居を構えた後の期間であるが、申立人がA市内で転居した昭和38年度から41年度までの納付状況を見ると、国民年金保険料は納付されており、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を、実家において集金人へ納付していたことが認められる。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から57年3月まで

申立期間の5か月分の国民年金保険料については、昭和57年7月にA市からB町に転居してからB町で納めた記憶がある。納付場所は銀行か郵便局だったと思う。私は、申立期間を除けば、国民年金保険料、厚生年金保険料ともに納付しており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、国民年金保険料を完納し、特に、納付月数のうち、7割以上の月において付加保険料を納めており、申立人の納付意識は高いものと認められる。

また、当時、B町では、住民の便宜を図るため、社会保険事務所から過年度納付書を預かり、必要に応じて住民に渡していた経緯があること、及び昭和57年4月から6月分に係わる現年度分の保険料についても申立人が同年7月にB町に転居してから納付していることから、申立人が主張するように、同町において国民年金の加入手続を行い、申立期間に係わる過年度の保険料を銀行又は郵便局で納付書によって納付したものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 7 月に結婚のために A 町に転入し、その際に国民年金の手続を行った。その後、納付書が送付されてきたので、役場に赴き、1 年分を一括して庁舎右側にあった窓口で納付した。領収書等は紛失してしまい残っていないが、親からもらった結婚祝い金で確かに納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、父親から相続予定であった土地の代わりとして「結婚祝い金」を受け取ったことについては、実家の義姉も明確に記憶しており、それをもとに保険料を納付したという申立人の主張は、基本的に信用できる。

また、結婚を契機に申立人、その妻及び養母は一緒に保険料を納めたと主張しているが、妻及び養母の保険料については申立期間を含む結婚後の期間について納付済みであり、申立人の保険料のみ未納であるのは不自然である。

なお、申立人が国民年金保険料を納付したという A 町役場旧庁舎の窓口は、「収納課」として庁舎右奥に存在したことが A 町により確認されており、申立人が説明する位置関係と一致しているほか、申立人が納付したとする保険料額（5、6 万円）も当時 1 年分を一括して納付した場合の保険料額（6 万 2,640 円）とおおむね一致するなど、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
社会保険事務所に照会したところ、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料が未納との回答を得たが、当時、町内の保険料徴収事務を行っていた大家に保険料を納めており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間（305 か月）のうち未納期間は申立期間（24 か月）のみである。

また、申立期間は、国民年金制度が開始されて間もない昭和 36 年度及び 37 年度であるが、申立人は昭和 36 年 4 月に任意加入（年金手帳記号番号の払出は同年 7 月）し、かつ 38 年には転居を理由にその資格喪失届を行っていることからみても、国民年金に対する関心は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は昭和 50 年 12 月から第 3 号被保険者になる前月の 61 年 3 月まで改めて任意加入し、この期間に未納は無いこと、及び 60 歳到達後も 65 歳到達の前月まで任意加入し、この期間も未納がない等から、申立期間に一度も保険料を納付しなかったことは不自然である。

加えて、申立人が当時、保険料を納付したとする大家（死亡）の娘によれば、「父（大家）は当時、地区の国民年金保険料納付組合の役員として保険料の徴収事務に当たっていた。また、当時、申立人夫婦が居住した借家は父の自宅と隣接し、父は申立人夫婦の仲人でもあった」としており、申立人の主張と符合するとともに、保険料徴収に当たっていた大家との親密な関係を考慮すると申立期間の保険料を納付したと考える方が合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

自営業を営んでいた私たち夫婦は、昭和36年4月に国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

夫婦共に60歳になるまで、保険料をすべて納付している。

しかし、国民年金保険料が夫婦共に3か月間未納になっていることが分かり、平成18年に亡くなった妻は、「間違いなく納付した」、「一度も未納はない」、「不思議だ」と何度も言っていた。

3か月間と期間が短いことからあきらめていたが、「一度も未納はない」ということは妻の遺言でもあるので、今回、年金記録問題があることを知り申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人及びその妻は、申立期間を除く国民年金加入期間（申立人277か月、その妻362か月）について国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人及びその妻は、2回の転居を行っているが、転居に伴う手続を適切に行っており、納付意識が高く申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、当時の申立人の家庭の資力から納付しない理由も考え難いほか、申立内容にも不自然さは見られないことなどを勘案すると、申立期間に係る保険料を納付していたと考える方が合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

自営業を営んでいた私たち夫婦は、昭和36年4月に国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

夫婦共に60歳になるまで、保険料をすべて納付している。

しかし、国民年金保険料が夫婦共に3か月間未納になっていることが分かり、平成18年に亡くなった妻は、「間違いなく納付した」、「一度も未納はない」、「不思議だ」と何度も言っていた。

3か月間と期間が短いことからあきらめていたが、「一度も未納はない」ということは妻の遺言でもあるので、今回、年金記録問題があることを知り申し立てた。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人及びその夫は、申立期間を除く国民年金加入期間(申立人362か月、その夫277か月)について国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人及びその夫は、2回の転居を行っているが、転居に伴う手続を適切に行っており、納付意識が高く申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、当時の申立人の家庭の資力から納付しない理由も考え難いほか、申立内容にも不自然さは見られないことなどを勘案すると、申立期間に係る保険料を納付していたと考える方が合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から45年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、義父が、私と夫の分を併せて納付していたはずである。

夫の分は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の資格を取得した昭和44年5月以降、資格を喪失する平成19年4月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人の分と併せて義父が納付したとされる申立人の夫及び義母の保険料については、この申立期間を含め、すべて納付済みとなっており、義父が申立人とその夫の保険料を併せて納付してきたという申立てについて不自然な点はない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとされるその義父は、昭和36年4月以降、国民年金加入期間の保険料を完納している上、48年4月から付加保険料を併せて納付していることから、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

当時、市の職員から過去の未納期間を解消できると話を聞き、良い機会だと思い、すべての未納期間の保険料を一括で納付したはずである。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、20歳で国民年金に加入して以降、60歳に到達するまでの期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間直後の昭和44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料を46年2月に過年度納付していることから、その時点でまだ時効となっておらず過年度納付が可能であり、先に時効が到来することとなる申立期間の保険料のみを納付しないことは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間直前の昭和40年4月から43年12月までの期間の国民年金保険料を46年2月に特例納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間当時は、夫の勤務場所が市役所の近くであったため、夫が、私の国民年金保険料を市役所の窓口で分割納付していた。

国民年金に加入している期間で、申立期間の保険料のみが未納とされているが、すべて納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和44年3月に国民年金の資格を取得して以降、60歳で資格を喪失する平成18年6月までの加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、納付日が確認できる市の国民年金被保険者名簿をみると、昭和50年度及び51年度について、3か月ごとに納付されていることが確認できることから、「申立期間当時は、夫が分割納付していた。」とする申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人は昭和44年3月から61年3月までの任意加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、当初、社会保険庁の記録で未納とされていた昭和44年3月分の納付記録について、申立人が所持していた国民年金手帳により納付が確認されたことから納付済みに訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年3月まで

私は、申立期間の保険料に係る手続及び納付については、夫の分を含めて私がすべて行ってきた。夫の分は納付済みとされているのに私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けたのは昭和42年12月であることから、申立期間については過年度保険料の期間に当たり、社会保険庁の記録では、43年1月に41年4月から42年3月までの1年分を納付したとされている。

しかしながら、当該納付時期には、資格取得日にさかのぼって41年1月まで納付することが可能であったこと、申立人は、同一日に資格取得したその夫の保険料について、42年10月に資格取得日にさかのぼって41年1月まで過年度保険料を納付していることから、申立人の分の保険料だけを、資格取得月までさかのぼらずに1年分だけを納付し申立期間の3か月分を納付しなかったというのは不自然である。

また、申立人は、国民年金の手続及び保険料の納付はすべて自ら行っており、申立期間以外の保険料についても、すべて納付済みであり、その夫も保険料をすべて納付していることから、国民年金についての理解及び保険料の納付意識が高かったものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時は、夫と一緒に商売をしており、私の国民年金保険料は、夫の分と一緒に地区の集金人に納付していたはずであり、申立期間について夫の分が納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立期間について、同居していた申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を地区の集金人に納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた地区では、町内会による保険料の集金が行われており、申立人が主張する集金人が実在したことが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録上、昭和 39 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、印紙（現年度）納付されていることが確認でき、集金人を通じて保険料を納付したとする申立てを裏付けるものと判断される。

しかし、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月から 39 年 3 月までの期間については、①申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日（昭和 40 年 3 月 31

日)を前提とすると、当該期間の保険料は過年度保険料となり、集金人が収納できないこととともに、その期間の一部は時効により納付することができないこと、②申立人の国民年金被保険者資格の取得日が平成13年10月に「昭和36年9月1日」から「昭和37年3月16日」に訂正されており、申立期間の始期に当たる昭和37年3月は、訂正後に定まったものであること、及び③申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した37年3月に国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、国民年金保険料を納付していたとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで
昭和 62 年 5 月ごろに国民年金保険料の未納分として、納付書が区役所から送付されてきた。

申立期間当時、私は、納付書と国民年金保険料を母に渡し、母が家族全員分(父、母及び私)の国民年金保険料を併せて納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同居していた両親は、昭和 40 年 4 月から申立期間を含む国民年金の被保険者であった平成 8 年 5 月までの期間について、国民年金保険料を納付している(父の昭和 44 年度の 1 か月分の未納を除く)。

また、申立人の弟は、20 歳になった昭和 63 年 9 月に国民年金被保険者の資格取得をした後、母が保険料を納付しており、現在までの被保険者期間について未納期間が無いことから、申立人の家族の保険料の納付意欲は高かったと考えられ、申立人だけが申立期間について未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の母は、申立期間当時の納付場所、納付方法などを鮮明に記憶しており、その証言は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人は、昭和41年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から同年6月まで

厚生年金保険と国民年金の切替えは何回かあったが、税金同様に納入義務があると思い納めていた。全加入期間のうち3か月のみ未納となっていることが納得できないので調査してもらいたい。なお、当時の資料は無い。

第3 委員会の判断の理由

行政側の資料によれば、申立人は、昭和41年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年7月1日に国民年金の被保険者資格を取得したと記録されているが、申立期間当時、申立人は婚姻前で強制加入の対象者であり、ほかの被用者年金制度への加入事実も無く、当時居住していたA町から他市町村へ住所を異動した事実も無いなど、資格取得日に関して社会保険事務所等の事務処理等に疑問な点がみられる。

また、申立人に係る国民年金保険料の過誤納付や納付記録等に、次のとおり、数多くの不整合かつ不明瞭な事実が確認される。

- ① 申立人の国民年金手帳の検認欄に、厚生年金保険加入期間に係る国民年金保険料の過誤納付を行政側が確認したと思われる印が押されているが、社会保険庁の申立人に係る被保険者台帳には還付又は充当を行ったことを示す記録は無い。
- ② 市町村の被保険者名簿には、国民年金加入期間として納付すべき保険料が現年度内にすべて納付されている記録があるにもかかわらず、社会保険庁の被保険者台帳には、当該年度についての未納者カードが

作成された記録がある。

- ③ 社会保険庁の申立人に係る被保険者台帳の保険料納付検認記録が複数箇所ですべて誤って記入され、その後訂正されている。
- ④ A町において、一部の転出者の被保険者名簿等の資料が理由不明のまま処分された事実があり、申立人の被保険者名簿等もその中に含まれると考えられる。
- ⑤ A町が保管する申立期間当時の納税組織に係る資料と思われる名簿に、申立人が申立期間同時に同居していた実父母の生年月日や住所が誤って記載されている。

また、申立人は、申立期間以外にも厚生年金保険と国民年金の切替えを5回行っているが、いずれもその手続は適切に行われていることから、申立期間に係る切替えの手続も適切に行われたものと考えられるのが自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に未納は無く、そのうち大半の期間は任意加入しており、国民年金制度への理解も深く、保険料の納付意識も高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

昭和56年5月19日に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきたが、57年4月から59年3月までについては未納となっていることに納得いかない。申立期間分は社会保険事務所の窓口で納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法及び納付場所について、①社会保険事務所から同保険料の納付書か未納の通知書が届いたので、社会保険事務所に行き納付について相談し②後日、同事務所に未納の保険料額である13万円ぐらいたりを持参し、③同事務所の窓口で納付したと主張している。この内容について、検証したところ、①過年度分の未払いの納付書であると考えられ、同納付書は社会保険事務所から発行されるものであること、②申立期間に係る保険料額を算定したところ、納付したとする金額にほぼ一致すること、及び③過年度納付は市町村では納付できず社会保険事務所等で納付できるものであり、申立人が主張する納付方法、納付場所及び納付金額は制度上矛盾が無いことから、申立人の申立内容は、おおむね信頼できると考えられる。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付の可能性について、社会保険事務所の職員に確認したところ、当時、保険料の時効が近づくと、時効直前年度に係る過年度納付書を発行していたとしており、申立人がそれに基づき保険料を支払ったとすれば、昭和57年度の納付書が昭和59年5月から6月ごろ発行された可能性が高く、この納付は同年7月まで可能であり、さらに、58年度の納付について考えると、57年度の納付と併せて支払ったとすることもあり得るのではないかと説明していること

から、申立内容を否定するような事実は認められなかった。

さらに、申立期間前後は任意加入期間であり、申立人の夫は厚生年金保険に加入していたが、その厚生年金保険標準報酬月額をみると、申立期間及びその前後の期間は 26 万円から 30 万円で推移し、当時の同年齢の男性の平均的賃金水準であることから、家計の状況に大きな変化は無く、納付は可能であったと推認される。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私は歯科技工士として働いていたが、収入が少ないため、平成元年7月から12年3月までの間、毎年国民年金保険料の申請免除の手続をA市役所に対して郵送で行っていた。平成5年度の納付記録が免除でなく、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の平成5年度について申請免除が行われずに未納とされていることは、申立人がその前後の年において免除申請を行い、それがすべて認められており、かつ、申立人が免除申請した期間は、その収入の変化も特に無いことから、不自然と認められる。

また、A市（現在は、B市）においては、当時から、前年度が申請免除であった者には、翌年度も免除勧奨が行われていたことが確認できた上、申立人の主張のとおり、旧A市役所では、郵送による免除申請が認められていたことも確認できたことから、申立内容に信憑性^{しんぴやうせい}が認められる。

さらに、申立人は、時効で納付することができなかった平成元年7月から同年12月までの期間を除き、申請免除期間の保険料を追納しており、納付意識が高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、同期間の国民年金保険料については、A町の地区納税組合役員が3か月に一度、私と同居の義父の保険料を集金し、まとめて同町のB農協で納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納税組合の役員が3か月に一度申立人及び当時申立人と同居していたその義父の国民年金保険料を集金し同町のB農協に納付していたと申し立てており、その内容は、A町の説明と符合しているため、申立内容の信憑^{びよう}性は高いと考えられる。

また、申立人と共に納税組合の集金により保険料を納付していた義父の保険料については、申立期間について納付済みとされており、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入後は、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、その夫の退職後は前納制度により保険料を納めるなど、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 46 年 10 月に国民年金に任意加入して以来、保険料は滞りなく納付していた自信があり、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。申立期間当時の保険料については、夫が勤務先の銀行で納付書により納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 10 月 22 日に国民年金に任意加入して以来、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 48 年 7 月から 61 年 3 月までの期間について、国民年金の付加保険料も併せて納付しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について、納付の手間を省くため、前納制度を利用していたと主張しており、事実、社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳により申立人が昭和 49 年度から前納していたことが確認できた。

加えて、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立期間の前後において申立人及びその夫の仕事や生活状況に大きな変化は認められず、経済状況も国民年金保険料を納付するのに問題が無かったことから、申立期間のみが未納とされているのは、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月

昭和48年3月の保険料は、両親の証言によると48年3月31日に納税組合を通じてA市農業協同組合B支所に納付している。申立期間の保険料は、処理上何らかの理由により48年4月分として取り扱われたのではない。48年4月以降、現在に至るまで滞りなく国民年金保険料を納付しているため、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月13日に国民年金に加入して以来、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和48年3月の国民年金保険料を同年3月31日に納税組合を通じて納付したと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳記号番号の払出日は同年4月9日ごろであることから、48年3月の国民年金保険料を、同年3月31日に納税組合を通じて納付したとの主張には不自然さは認められない。さらに、申立期間当時、当該納税組合が家族全員分の国民年金保険料の納付を行っていたことから、申立人のみの保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

申立期間当時、3か月ごとに納付書が届き、その都度、夫の分と併せて二人分の国民年金保険料をA郵便局で納付していた。申立期間について、夫の記録は納付済みとなっており、自分の分だけ納め忘れるはずがないので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自分とその夫の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しており、事実、申立期間における夫の保険料は納付済みとなっている。

また、申立内容にある国民年金保険料の納付方法は、申立期間当時にB自治体において実施されていた保険料納付方法と一致している。

さらに、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

年金記録を確認したところ、昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。当時、父親の経営する有限会社で働いており、43年4月の結婚まで両親が保険料を納付していた。

申立期間の前後の期間は、保険料が納付済みであり、昭和38年度及び39年度の2年間のみが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳には、昭和36年度から46年度までの国民年金保険料納付記録が、一度「完納」と記載された後に、申立期間について未納と訂正されていることから、行政側の記録管理が不適切であった可能性がうかがえる。

また、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の国民年金保険料を納付していたその母親の保険料は、申立期間について納付済みであり、申立期間の前後の期間において保険料の納付が記録されていることから、母親が申立期間のみ申立人の保険料を納付していなかったということは、不自然である。

さらに、申立人が勤務していた父親の会社も経営が安定していたなど、当時の家庭の資力に問題は無く、申立期間の保険料を納付しない理由も考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年3月まで
昭和47年4月に結婚し、私は市外から、夫は市内の同一町内から、当時の住所に越してきた。当時、私の住んでいた地域では、隣組長が国民年金保険料を集金して、それを区長が取りまとめていた。私も、越してきて間もなく隣組長に就任し、国民年金保険料等の集金をした。私と夫の保険料も滞りなく納付していたはずであり、47年5月から48年3月までの保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市の広報誌によると、申立内容のとおり、当時、国民年金保険料の納付組織の役員に区長等が就任していたことが確認できる上、申立人が申立期間以降居住している町内の住民も、「納税組合が設立されていない地域では、国民年金保険料等は隣組長が集金し、それを区長が取りまとめていた。」「現在の同町内でも、新しく引っ越してきた住民を隣組長に任ずる状況が見られる。」と証言しており、申立人が引っ越してきて間もなく隣組長に就任し、保険料を集金したとする申立内容には、不自然さは無いほか、当時の保険料額は申立人の主張と一致しており、一層の信^{びょう}憑性が認められる。

また、申立人は、その夫と申合せの上、夫の国民年金については昭和50年9月以降、31年8か月にわたって付加保険料を納付しており、申立人夫婦は、国民年金制度への理解も深く、保険料の納付意欲が高かったと認められる。

さらに、申立人は、申立期間の11か月を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年3月まで
昭和47年4月に結婚し、私は市内の同一町内から、妻は市外から、当時の住所に越してきた。当時、私の住んでいた地域では、隣組長が国民年金保険料を集金して、それを区長が取りまとめていた。私も、越えてきて間もなく隣組長に就任し、国民年金保険料等の集金をした。私と妻の保険料も滞りなく納付していたはずであり、47年5月から48年3月までの保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市の広報誌によると、申立内容のとおり、当時、国民年金保険料の納付組織の役員に区長等が就任していたことが確認できる上、申立人が申立期間以降居住している町内の住民も、「納税組合が設立されていない地域では、国民年金保険料等は隣組長が集金し、それを区長が取りまとめていた。」「現在の同町内でも、新しく引っ越してきた住民を隣組長に任ずる状況が見られる。」と証言しており、申立人が引っ越してきて間もなく隣組長に就任し、保険料を集金したとする申立内容には、不自然さは無いほか、当時の保険料額は申立人の主張と一致しており、一層の信^{びょう}憑性が認められる。

また、申立人は、昭和50年9月以降、31年8か月にわたって付加保険料を納付しており、申立人は、国民年金制度への理解も深く、保険料の納付意欲が高かったと認められる。

さらに、申立人は、申立期間の11か月を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの国金年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を支払ったのに、夫の保険料が納付済みとされ、自分の保険料は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は7か月と短期間である。

また、申立人はその夫が昭和49年9月に会社を退職したことに伴い、50年7月ごろ、A市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、このことは、国民年金手帳記号番号が夫婦連番であること、及び社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿にそれを裏付ける記録があることから確認でき、加入手続時点で過年度分である申立期間の保険料について、夫の分だけを納付し、申立人本人の分を納付しないはずがないという申立人の説明に不自然さは無い。

さらに、申立人は、申立期間以後、被保険者資格の変更手続等を適正に行っており、国民年金制度への関心が強く、納付意識も高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 50 年 3 月に国民年金に任意加入して以来、申立期間当時の国民年金保険料は、自分が A 銀行 B 支店で現金納付していたにもかかわらず未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入後、申立期間を除き、国民年金の加入期間の保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人は、昭和 50 年 3 月に国民年金に任意加入し、その後の国民年金と厚生年金保険の切替手続や被保険者資格の種別変更手続なども適正に行っていることなどから、申立人の保険料納付意識の高さがうかがえる。

さらに、毎月、買い物ついでに商店街にある A 銀行 B 支店に立ち寄り保険料を納付したことなど申立人の申立期間に係る保険料の納付状況に関する説明は、具体的であり不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を私が一緒に納付書により A 市内の銀行か信用組合で支払ったはずであるのに、私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 11 月以後、申立期間を除き国民年金加入期間について、すべて保険料を納付しており、かつ、申立期間は 6 か月と短期間である。

また、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと主張する昭和 50 年 11 月から 53 年 3 月までの期間について、申立人の夫の保険料はすべて納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の申立人の保険料だけが未納となっているのは不自然である。

さらに、納付に用いた納付書の形式を記憶している等保険料納付状況に関する申立人の説明は、具体的であり不自然さが無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 65

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、夫が 1 年分まとめて A 銀行本店で納付していたはずであり、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、20 歳になった昭和 39 年 1 月から第 3 号被保険者となる 61 年 3 月までの長期間にわたり、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と比較的短期間である。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、昭和 49 年 5 月に B 県 C 市に転居後の A 銀行本店における保険料の納付状況について具体的かつ詳細に記憶している上、申立期間について 1 万数千円を納付したとしている金額も当時の 1 年間の保険料とおおむね一致し、その主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 94

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで
結婚した翌年の昭和50年の夏前に、妻が、何らかの手续をするため区役所の出張所に行った際、私の申立期間の国民年金保険料の未納を指摘され、全額納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間については、申立期間の6か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、国民年金制度発足当初から保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の居住している区では、出張所において社会保険事務所の職員による集合徴収が申立期間当時に行われていたほか、申立人は転居に伴う住所変更の手續を昭和50年7月にしていることが住民票等から確認でき、申立期間の保険料を納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、納付書であったか、口座振替であったかはっきりと記憶していないが、納付していたはずである。結婚前は払っていなかったこともあるが、結婚後はすべて納付したはずであり、未納であるとの連絡を受けたこともないため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、申立期間の12か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、任意加入被保険者であり、その後の第3号被保険者と第1号被保険者の期間の種別変更手続も適切に行い、平成9年11月からは国民年金基金に加入するなど、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

さらに、申立人が居住していた区では、昭和47年4月から保険料の口座振替が可能であり、59年5月時点で申立人が口座振替により保険料を納付していたことが確認でき、また、当時、口座振替が不能の場合は区役所から催告状や納付書等が送付される扱いとなっていたが、申立人は催告等を受けた記憶が無いと述べている上、申立人の当時の生活状況を踏まえると、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 59 年 12 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 5 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 61 年 9 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成 6 年 3 月まで

私は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納めており、確定申告書控に申立期間の保険料を納付していたことを示す記載があるため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①昭和 57 年 7 月から 61 年 9 月までの期間のうち、57 年 7 月から 59 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、申立人から提出された 57 年から 59 年までの分の確定申告書控に保険料の支払額が記載されており、その額は申立期間に納付すべき申立人及びその妻の保険料額とおおむね一致している。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 60 年 1 月から 61 年 9 月までの期間の保険料については、確定申告書控の「社会保険料控除」欄に保険料の記載が無い上、保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②昭和 63 年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成 5 年 12 月までの期間の保険料については、申立人から提出された昭和 63 年から平成 5 年までの分の確定申告書控に保険料の支払額が記載されており、その額は申立期間に納付すべき申立人及びその妻の保険料額とおおむね一致している。

しかしながら、申立期間②のうち、平成 6 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料については、確定申告書控の「社会保険料控除」欄に保険料の

記載が無い上、保険料の納付に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から59年12月までの期間及び63年4月から平成5年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から59年12月までの期間及び63年4月から平成5年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月から61年9月まで
② 昭和63年4月から平成6年3月まで

結婚してからは、夫が、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納めており、確定申告書控に申立期間の保険料を納付していたことを示す記載があるため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①昭和57年7月から61年9月までの期間のうち、57年7月から59年12月までの期間の国民年金保険料については、申立人の夫から提出された57年から59年までの分の確定申告書控に保険料の支払額が記載されており、その額は申立期間に納付すべき申立人と夫の保険料額とおおむね一致している。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和60年1月から61年9月までの期間の保険料については、確定申告書控の「社会保険料控除」欄に保険料の記載が無い上、保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②昭和63年4月から平成6年3月までの期間のうち、昭和63年4月から平成5年12月までの期間の保険料については、申立人の夫から提出された昭和63年から平成5年までの分の確定申告書控に保険料の支払額が記載されており、その額は申立期間に納付すべき申立人と夫の保険料額とおおむね一致している。

しかしながら、申立期間②のうち、平成6年1月から同年3月までの期間の保険料については、確定申告書控の「社会保険料控除」欄に保険料の

記載が無い上、保険料の納付に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から59年12月までの期間及び63年4月から平成5年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から2年12月まで

平成元年3月から法律事務所で勤め始めたが、社会保険の適用がない事業所であるので、自分で国民年金と国民健康保険に加入するよういわれ、その後、国民年金の加入手続をし、銀行で国民年金保険料を納付していたため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険と国民年金との切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に行っている。

さらに、申立人が加入手続をしたと主張する平成元年3月ごろに、国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認できる上、加入当時の経緯及び納付状況に関する申立人の記憶は具体的であり、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 99

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和47年11月ごろに、寿司店を開業してすぐに夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付していたことから、申立期間について、自分の保険料だけが未納とされていることに納得できない。口座残高が不足したことは一度もないと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた区では、昭和47年7月以降、国民年金保険料の口座振替が可能であった上、59年当時申立人が口座振替により保険料を納付していたことが確認できる。

また、口座振替が不能な場合や未納があれば、区役所や社会保険事務所から催告状や納付書等が送付される扱いとなっていたが、申立人は、催告等を受けた記憶が無いと述べている上、納付を始めた昭和47年11月以降、申立期間の3か月を除き、保険料を納付しており、さらに、申立期間の前後において、申立人の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 49 年 3 月まで
父親が将来困らないようにと、A 市 B 分室で国民年金の加入手続きをしてくれた。国民年金保険料は、当初は両親が納付していたが、昭和 48 年から 49 年ごろは同市同出張所（同分室は 45 年 10 月から出張所に名称変更）又は集金人に自分で月 600 円程度を納付したことがある。49 年 4 月以降の国民年金保険料は納付済みとなっているが、同年 3 月以前についても同市同出張所又は集金人に納付しているはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金加入時に所持していたとして主張している国民年金手帳の色は、申立期間当時、申立人の居住していた市が交付した国民年金手帳の色と同じである。

また、申立人は、昭和 48 年から 49 年ごろは自分で国民年金保険料を納付したと主張しており、その金額は月額 600 円程度であったと申し立てているが、当時の保険料月額は 550 円であり、申立内容とおおむね一致する。

さらに、申立人は、申立期間当時の集金人の氏名を鮮明に記憶しており、かつ、申立人が主張する A 市 B 出張所又は集金人による国民年金保険料の納付方法が市の広報誌で確認できるなど、申立内容に特段不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年9月まで

私は、昭和43年から自営で青果物店を始め、48年10月に当該店舗を法人化した。当時、金銭的に困ったことは無く、国民年金保険料の納付については、町内の班長が集金に来た時に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年に青果物店を起業し、48年10月に当該店舗を法人化していること等から、申立期間当時、保険料を納付する資力は十分な状況であったことが認められ、申立期間の前後の期間は、国民年金保険料を納付しているのに、申立期間が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間直後の4か月分の保険料については、厚生年金保険と重複納付のため、後日還付されていることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立内容のとおり、申立期間当時は、集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 78

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月、62年1月、平成3年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月
② 昭和62年1月
③ 平成3年6月及び同年7月

国民年金保険料納付記録を確認したところ、昭和57年5月、62年1月、平成3年6月及び同年7月の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。年金手帳には、昭和62年1月21日から同年2月2日までの期間と平成3年6月30日から同年8月20日までの期間、国民年金に加入していた旨の記載があり、この二つの期間の保険料を含め、申立期間すべての保険料を納付したものだと思っているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①以前は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を3回行っているが、いずれも適切に手続を行っており、すべて国民年金保険料を納付していることから、申立人の国民年金制度への理解及び納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間のうち、①は、同じ年度である昭和57年12月に厚生年金保険から国民年金への切替手続をしていることから、①についても加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと考えても不自然さは無い。

さらに、申立期間のうち②及び③は、申立人は、当時、失業給付を受給していた記憶があると話しており、その場合、制度上国民年金第3号被保険者となることができないことを知っていた申立人が、過去の厚生年金保険から国民年金への切替手続の時と同様に、国民年金に強制加入し、保険料を納付したとしても不自然さは無い。

加えて、申立期間のうち②及び③は、申立人の年金手帳に加入記録の記載があり、A町のスタンプ印が押印されていることから、同町の職員が記載したと考えられるが、この期間を加入期間として年金手帳に記載しながら、被保険者台帳では未加入期間としていること、及び被保険者台帳及び同町で申立人に交付された年金手帳の国民年金被保険者資格取得日が昭和47年8月30日であるにもかかわらず、誤って「昭和50年10月1日」と記載されていることなど、同町の記録管理に何らかの過誤があった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

昭和49年の初めごろ、夫が役場の国民年金窓口の担当者から「(私に) 過去に未納がある」旨の説明を受けてきたので、その全期間の保険料について、さかのぼって納付することとし、私が同年2月か3月に、金融機関に納付書を持参して、一括納付した記憶がある。

すべての未納期間について保険料を納付したのに、その最初の1年間分のみが未納のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している町が昭和55年3月15日に発行した国民年金被保険者住所変更通知書には、「昭和42年11月から55年3月まで納付済」と記載されており、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことが確認できる。

また、申立人は、第2回の特例納付の時期(昭和49年1月から50年12月)に昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料を特例納付しているのに、その際、あえて申立期間だけを除いて特例納付したとするのは、不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、特例納付した期間のうち、昭和46年12月から47年4月までの保険料は、厚生年金保険と重複納付のため、後日還付されていることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 83

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年10月から60年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を得た。

A町役場から送付されてきた納付書に従って、私が金融機関で納期限までに保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年から毎年、商工会主催の申告相談会に参加し、領収書等の確認を受けて確定申告書を作成していたので、国民年金保険料の未納期間があれば相談会の際にそれを認識できたと思われる。事実、申立人は町役場又は社会保険事務所から申立期間の保険料の納付に関して督促を受けた記憶は無いとしている。

また、申立人は申立期間の前後の期間について保険料を納付しており、申立期間当時申立人が営んでいた事業も軌道に乗り収入も安定していた時期であることから、申立期間について保険料を納付できない経済状況にあったとは考えられない。

さらに、申立人は月額7,000円程度の保険料を納付していたと記憶しているが、この金額は当時の保険料額とおおむね一致している。加えて、申立期間当時、金融機関で保険料を納付することは可能であり、申立内容に特段不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 53 年に国民年金に任意加入し、以後、61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者になるまで、付加保険料を含めて保険料を納付していた。自治会の班長を通じて支払った時は 1 か月分ずつ、個人で納付した時は 3 か月から 6 か月分をまとめて納付したと思う。脱退や再加入の手続をした記憶は無く、申立期間中も生活に変化は無い。

申立期間について、私が国民年金を脱退し、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入してから昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者になるまで、申立期間を除き、未納が無く、加入当初から付加保険料も納付しているほか、昭和 57 年度及び 58 年度は保険料を前納しており、納付意識が高かったものと認められる。

また、当時申立人の居住していた地区では、国民年金委員の代理として地区の班長が保険料を徴収していたことが確認でき、これは申立人の主張と一致する。

さらに、申立人及び当時の家族には、申立人が国民年金を脱退及び再加入した記憶が無く、申立人の夫は申立期間前から退職年の平成 15 年まで業績の安定した企業に勤務しており、脱退に至る経済的理由もわからぬ。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、昭和 43 年 4 月に結婚してから、毎月自宅に集金に来ていた自治会の組長に、夫の分と併せて私が納付していた。

夫の保険料には未納が無く、私の保険料のみ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住地では、申立内容のとおり、申立期間当時、自治会の組長が毎月国民年金保険料を集金し、一括して郵便局に納付していたことが確認できる。

また、組が国民年金保険料を完納することにより役場から奨励金が給付され、奨励金は組から個人へ還元していたとの証言があり、地域全体の納付意識の高さもうかがえる。

さらに、申立人はその夫の分と併せて保険料を納付していたとしており、申立人の夫及び兄の申立期間の保険料は納付済みであることから、集金人が申立人の保険料を除いて集金することは不自然と考えられる。

加えて、申立人は、昭和 47 年 1 月から国民年金に任意加入し、その後、付加保険料も納付しており、かつ、申立期間以降の国民年金加入期間は、保険料をすべて納付済みとされていることから、保険料の納付意識が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 38 年から 45 年まで診療所に住み込みで働いていた。この間の 40 年 3 月から 45 年 3 月までは、診療所長にその妻や看護師等の国民年金保険料と共に私の保険料も納付組織を通じて納付してもらっていたはずであり、診療所長夫妻や看護師等の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、自分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の申立人の勤務先である診療所所長が、その妻、看護師、申立人等の国民年金保険料をまとめて納付していたとの申立内容のとおり、当時、診療所長夫妻及び看護師等の保険料は納付済みである上、診療所長の妻及び看護師がこれを裏付ける証言をしていることから、申立人の主張は信用でき、申立人の保険料のみが未納であることは不自然である。

また、申立人は、診療所長の往診に随行した際に区役所（支所）で国民年金加入手続を行ったことや退職時に診療所長よりベージュ色調の国民年金手帳を受け取ったことを記憶しているなど、その主張は具体的かつ詳細で不自然さは無く、信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
老後のことを考え、未納が無いように農協に納付書を持って行き、夫婦二人分の国民年金保険料を 60 歳になるまで納めてきた。
当時、お金に困ることは無く、申立期間だけが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 38 年 1 月から国民年金に加入し、以後 60 歳になるまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫は、20 歳になった 38 年 8 月から国民年金に加入し、60 歳まで国民年金保険料を完納していることから、夫婦共に納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の夫は、昭和 46 年 1 月から農業者年金に加入して、申立期間を含め付加保険料も併せて国民年金保険料を納付していることから、当時、保険料を納付するのに経済的な問題は無かったと考えられ、申立人の生活状況にも大きな変化は見られないことから、申立期間の 3 か月について、夫が納付しているにもかかわらず、妻である申立人だけが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から40年9月まで

20歳の時に勤務先の理容店の主人に言われて国民年金に加入し、3か月ごとに勤務先に来た集金人に国民年金保険料を現金で支払い、国民年金手帳に印紙を貼^はってもらっていた記憶がある。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳までの間、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、20歳で国民年金の加入手続を行っているが、その理由について申立人は勤務先の理容店の主人に強く勧められたためとしており、その経緯からみて、加入当初からの国民年金保険料を未納としているのは不自然である。

さらに、申立人は、3か月ごとに勤務先を訪れる集金人に、1か月当たり100円を納付し、国民年金手帳に印紙を貼^はってもらっていた旨具体的に記憶しているが、申立期間のうち、当時申立人が居住していた町が隣接市に合併する前の昭和37年9月から38年3月までは納付組織(保険料納入組合)による集金制度であり、合併後の38年4月以降は、国民年金推進員による集金制度であったことから、申立人の説明と合致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで
私の婚姻前における国民年金の加入手続及び保険料の納付は父が行っていた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間を除き国民年金被保険者期間に未納期間は無い。

また、申立人は、申立人の父が申立人を含む家族全員（母、兄及び姉）の国民年金保険料を納付していたとしているが、これらの家族は申立期間の国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人の父は、申立期間後から昭和50年7月までの申立人の国民年金保険料を納付していることに加え、申立人の父が、娘である申立人に婚姻前の無資格期間が生じることがないように、厚生年金保険の資格喪失後、直ちに国民年金の加入手続を行ったとする経緯からみて、加入直後である申立期間の国民年金保険料を納付しなかったことは不自然である。

加えて、申立人の父は、昭和51年7月に50年7月分の国民年金保険料を過年度納付しているが、申立人の国民年金の加入の経緯からすれば、仮に、申立期間が未納であったとしても、その際に申立期間についても過年度納付していたものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

富山国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

申立期間について、国民年金保険料を妻の分とともに納付したにもかかわらず、納付事実が確認できないとされたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 37 年 3 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、54 年 1 月からは付加保険料も納付するなど、その納付意識は高かったものとみられる。

さらに、申立人から提出された昭和 49 年分の確定申告書（控）には、申立人夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は同年 1 年間の二人分の国民年金保険料額と一致している。

加えて、申立人の年金記録については、社会保険庁の記録で納付済みとされている昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間について、市の国民年金被保険者名簿では未納とされているなど、市の記録管理が適切でなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

富山国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月まで

申立期間について、国民年金保険料を夫の分とともに納付したにもかかわらず、納付事実が確認できないとされたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、53 年 4 月からは付加保険料も納付するなど、その納付意識は高かったものとみられる。

さらに、申立人の夫から提出された昭和 49 年分の確定申告書（控）には、申立人夫婦二人分の国民年金保険料の支払額が記載されており、その額は同年 1 年間の二人分の国民年金保険料額と一致している。

加えて、申立人の年金記録については、社会保険庁の記録で納付済みとされている昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間について、市の国民年金被保険者名簿では未納とされている上、社会保険庁が保有する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）において、昭和 49 年度の納付月数の記録が、当初、12 か月とされていたにもかかわらず、その後取り消されているなど、市及び社会保険庁の記録管理が適切でなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 54 年 3 月まで

昭和 53 年 5 月に会社を辞めた後、国民年金に再加入して保険料を未納無く納付していたはずである。54 年 4 月以降については納付済みとなっているのに、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の昭和 53 年 5 月からの国民年金の再加入の手続は、市役所の被保険者名簿の申立人の住所変更の日付や社会保険庁の被保険者台帳の当該手続の記載状況からみて、55 年 3 月に行われたと推測される。

再加入により、申立期間及びそれに続く再加入手続前の期間については保険料が未納であるということになり、しかもそれらの期間については納付の時効は到来前であることから、再加入の手続の後に申立期間及び昭和 54 年度の過年度納付書が申立人に送付されたと推測される。

また、申立人の年金記録では、このうち昭和 54 年度分についてのみ昭和 55 年 6 月 3 日に納付とされているが、申立期間分の保険料の方が 54 年度 1 年間分の保険料よりも安価であり、かつ、時効の到来が早いことなど、54 年度 1 年間分の保険料のみ納付して申立期間分の保険料を納付しないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から48年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金に加入していなかったが、新聞か市の広報誌でさかのぼって加入し納付できることを知り、A市役所に行き、加入手続を行い、同時に7万円ほど納付した。当時対応した職員の名前も覚えており、申立期間が未納となっていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年7月ごろに払い出されており、申立人に対応した市職員が在籍した期間は、第2回目の特例納付実施期間中であり、納付したとする金額もほぼ一致していることから、申立人の主張を裏付けるものであり、当時の社会保険事務所職員から、A市役所では特例納付に係る納付書の発行が行われていたとの証言も得られた。

また、申立人の夫は、ボイラーの設計・保守点検業務を行っており、生活に困窮するような状態ではなかったとの申立人の兄嫁からの証言及び申立人の説明から、申立期間当時、申立人の夫は、国民年金保険料を^{そきゅう}遡及して納付するだけの資力は十分あったと考えられる。

さらに、当該兄嫁は、申立人が「母が、再開5年年金の制度を利用し、^{そきゅう}遡及納付して、国民年金を貰えるようになった。私も、これで満額の年金が貰えるようになった」との話をしたことを覚えていると証言しており、申立人の母については、再開5年年金で納付を行っていたことが確認できる。

これらのことから、申立人の申立内容に不自然さは無く、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、国民年金保険料納付記録の照会申出書の回答をもらったところ、申立期間について未納となっていた。昭和50年5月に国民年金に任意加入する手続きを行い、夫の給料日(21日)の後に、毎月納付してきたはずなのに、58年4月に国民年金任意加入の資格喪失申出書を提出した覚えは無く、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和50年5月、国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、学校の教員であった夫が退職し、強制加入被保険者となった平成13年4月以降は、国民年金保険料を前納するなど、申立人の納付意欲は高かったと考えられる。

また、申立期間当時、経済状態に変化はなく、わざわざ国民年金任意加入の資格喪失申出書を提出する理由も見当たらないなど、申立人の申立内容に不自然さは見られず、当時、A市役所では毎月納付書を発行していたことが確認されることから、申立人が主張する「夫の給料日の後に、毎月納付していた」との主張も信用できる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳は、その後に再発行されたものであるが、当該手帳の「はじめて被保険者になった日」は昭和60年4月1日と誤って記載されており、申立人に係る資格記録の管理が不適切であった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から38年9月まで

昭和36年7月から38年9月まで国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。金銭出納帳に記載されているとおりに納付しており、未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金銭出納帳は、申立期間を含めて9年分に及び、記載内容等から当時作成されたものと考えられる。

この金銭出納帳には、申立期間を含め、当時支払った国民年金保険料の金額が3か月ごとに記載されている。申立人は、当時、申立人の夫及び夫の父親と同居していたが、夫は厚生年金保険の被保険者であり、夫の父親は70歳以上の高齢者であったことから、金銭出納帳に記載された金額は、申立人の国民年金保険料の金額であると考えられる。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から同年 6 月まで

未納とされていた昭和 46 年 9 月から 47 年 6 月までの 10 か月のうち、46 年 9 月から 47 年 2 月までの 6 か月について納付が確認されたため、社会保険事務所において記録が訂正された。

しかし、私は昭和 49 年の特例納付を活用して、47 年 9 月までの未納分を 4 回に分割してすべて納めているので、同年 3 月から同年 6 月までの期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は、4 か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間直前の昭和 46 年 9 月から 47 年 2 月までの国民年金保険料については、当初未納とされていたが、その後、納付済みに訂正されており、社会保険事務所の記録管理が不適切であることが認められる。

さらに、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年 4 月 20 日以降に、特例納付により昭和 44 年 3 月までさかのぼって納付していることが確認でき、このように納付意識の高い申立人が、申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年2月まで

申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、昭和36年度から申立人が厚生年金に加入するまで、妻が二人分の保険料を一緒に支払っていた。専業主婦の妻が、自分の分だけ支払って申立人分を支払っていないことはなく、申立人の申立期間が未納になっているのに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて厚生年金保険に加入する前の昭和38年8月まで国民年金保険料を完納しており、申立人が無職であった数か月間も夫婦二人分の保険料を支払い、さらに申立人が厚生年金保険に加入した後も妻は任意加入を続けるなど、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の納付記録について、申立人の妻からの照会を契機に、昭和36年度分につき1月分の納付が記録されているものの、納付月の入力欠落していることが判明し、申立期間直後の昭和37年3月分納付と記録が訂正されている。さらに、申立人の年金手帳記号番号の前後数件の中にも申立人の記録訂正前と同様に36年度の納付月が入力されていないものが散見されるなど、当時の社会保険事務所の記録管理に不適切な点があったことがうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

昭和50年ごろ、年金に詳しい近隣の知人に勧められ、妻が市役所1階の年金窓口で夫婦分の国民年金加入手続を行った。手続終了後、そのまま2階の銀行へ行き、私は厚生年金保険の期間があったので過去2年分、妻は何もなかったため過去3年分の保険料を支払った。当時の国民年金手帳も領収書も残っていないが、夫婦で合計5万円から7万円を現金で支払ったことは確かなので、昭和50年以前の保険料がすべて未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、特例納付の時期を契機として年金に精通した近隣の知人の勧めにより、市役所で夫婦分の国民年金の加入手続を行ったとしている点、当時現金払いを常とし、経営する喫茶店の売り上げも好調で、経済的に余裕のあった時期であったため、年金窓口で手続後、直ちに市役所派出銀行において過去の保険料をまとめて支払ったとしている点などの、申立人の主張には不自然さは認められない。また、申立人の妻が年金加入を勧めてくれたとする近隣の知人に係る社会保険庁の年金記録が判明し、その者に国民年金被保険者期間において保険料の未納期間が無かったこと、及び当時申立人が見た記憶があるとする特例納付について掲載された市広報誌の存在が確認できたことなどの点は、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

加えて、申立人は、落成後間もない市役所庁舎において、1階で加入手続を行った後、2階の銀行で保険料を納付したと申し立てているが、申立内容は当時の状況と一致していることが確認できる。

一方、市役所派出銀行では当時も市の公金以外は取り扱わないことになって

おり、本来なら国庫金である過年度保険料を納付することはできないが、銀行員が便宜を図る場合や知らずに受け取って本行に持ち帰った可能性も否定できない。

また、申立期間に係る夫婦の特例納付を含む過年度及び現年度の保険料の合計額は62,250円であり、申立人の妻が記憶している納付金額とおおむね一致するとともに、加入手続と同日に納めたと推認できる昭和50年12月は特例納付ができる期間である。

さらに、新店舗開設のために転居した際の諸般の事情により、昭和57年4月分以降の保険料については長期間未納となっているが、まとめて支払ったとする昭和50年以降57年3月分まで保険料は夫婦共に完納しており、この間の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年9月まで

昭和50年ごろ、年金に詳しい近隣の知人に勧められ、私が市役所1階の年金窓口で夫婦分の国民年金加入手続を行った。手続終了後、そのまま2階の銀行へ行き、夫は厚生年金保険の期間があったので過去2年分、私は何もなかったため過去3年分の保険料を支払った。私の3年分の保険料が認められても年金受給資格期間を満たさないことは承知しているが、夫婦で合計5万円から7万円を現金で支払ったことは確かなので、昭和50年以前の保険料がすべて未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、特例納付の時期を契機として年金に精通した近隣の知人の勧めにより、市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行ったとしている点、当時現金払いを常とし、経営する喫茶店の売り上げも好調で、経済的に余裕のあった時期であったため、年金窓口で手続後、直ちに市役所派出銀行において過去の保険料をまとめて支払ったとしている点などの、申立人の主張には不自然さは認められない。また、申立人が年金加入を勧めてくれたとする近隣の知人に係る社会保険庁の年金記録が判明し、その者に国民年金被保険者期間において保険料の未納期間が無かったこと、及び当時申立人が見た記憶があるとする特例納付について掲載された市広報誌の存在が確認できたことなどの点は、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

加えて、申立人は、落成後間もない市役所庁舎において、1階で加入手続を行った後、2階の銀行で保険料を納付したと申し立てているが、申立内容は当時の状況と一致していることが確認できる。

一方、市役所派出銀行では当時も市の公金以外は取り扱わないことになっており、本来なら国庫金である過年度保険料を納付することはできないが、銀行員が便宜を図る場合や知らずに受け取って本行に持ち帰った可能性も否定できない。

また、申立期間に係る夫婦の特例納付を含む過年度及び現年度の保険料の合計額は 62,250 円であり、申立人が記憶している納付金額とおおむね一致するとともに、加入手続と同日に納めたと推認できる昭和 50 年 12 月は特例納付ができる期間である。

さらに、新店舗開設のために転居した際の諸般の事情により、昭和 57 年 4 月分以降の保険料については長期間未納となっているが、まとめて支払ったとする昭和 50 年以降 57 年 3 月分まで保険料は夫婦共に完納しており、この間の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年3月まで

昭和49年4月ごろ、市役所で年金手帳の払出しを受けた際、市役所担当者から^{そきゅう}遡及納付可能期間と金額が記載されたメモを渡され、その金額どおり納付したはずである。

昭和45年4月から49年3月までの間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和45年3月に会社を退職後、国民年金には未加入であったが、申立人の母から国民年金に加入するよう強く勧められたことから、49年4月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に同市役所の担当者から受け取ったとするメモを所持しており、それによれば、^{そきゅう}遡及納付可能期間と年度別国民年金保険料の金額が記載されている。

当該メモを検証した結果、記載されている金額は各年度分とも当時の国民年金保険料と合致しているとともに、筆跡が払い出された国民年金手帳と同一のようであり、同市役所の担当者が作成していることが推認される。

また、申立人が保管していた郵便貯金通帳によれば、同時期の預金の出入りは毎月1回給与受け取り後の入金のみであること、昭和49年5月にメモとほぼ同額の支出があったことが認められるほか、同時期は特例納付期間中であり、申立ての全期間の保険料が納付可能であった。

さらに、申立人は、加入手続以降、未納期間が無いこと、平成14年5月から17年6月までの半額納付の期間分についても後日納付していることなどから、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から50年3月まで

20歳前から飲食店に住み込みで働いていたとき、集金人に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は、その店の奥さんが支払をするときに自分も一緒に1年分まとめて支払っていた。その店の奥さんの分は、納付済みになっているにもかかわらず、自分の分は、未納になっているのは納得できない。

また、結婚後についても、妻が自分の分の国民年金保険料を納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月に結婚するまでの間、当時住込みで働いていた店の主人の妻と一緒に国民年金保険料を納付していたとしているが、店の主人の妻からは、結婚後のことは承知していないが、住込み当時は保険料を一緒に納付していたとの証言が得られるとともに、証言にあった集金人の実在が確認されている。

また、店の主人の妻については、昭和42年以降60才に到達するまでの間、国民年金保険料をすべて納付している。

一方、申立期間のうち、申立人の結婚後の昭和48年11月以降については、申立人は、国民年金保険料の納付は妻任せの状況にあつて詳細を承知していないと自ら説明しているように、必ずしも納付意識が高いとはいえない。さらに、当該期間については、申立人の妻も未納となっており、保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から48年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から49年12月まで
社会保険業務センターから届いた裁定通知書を見ると、夫との国民年金の納付期間の差が大きすぎる。申立期間分については、さかのぼって納付できるときに二人分で80万円ぐらい払ったと思う。支払った場所をはっきりとは覚えていないが、夫婦共に同じように納付してきたのに、私だけ納付月数が少ないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、当時、市議員から特例納付を勧められ夫婦二人分の手続をしたと申し立てているが、このことについては、当該市議員により、申立人の夫から一括納付してきたと報告があったとの証言があるほか、申立人の夫については、昭和55年6月に、42年4月から50年12月までの特例納付を行った記録がある。また、申立人が納付したとする金額80万円は二人分の特例納付保険料にほぼ合致するとともに、記憶に長く残ることに不自然な点は認められない。さらに、その当時、自営業で保険料を納付する資力はあったと思われる。

なお、申立人は平成18年9月に裁定通知書を受取って以来、裁定内容に疑義を持ち、社会保険事務所に照会申出をしている。

加えて、申立人は申立期間以降、また、申立人の夫は特例納付以降、いずれも平成6年3月まで国民年金保険料をすべて納付しているほか、6年4月以降は各々の60歳時まで全額免除手続を行うなど、年金確保の意欲は高かったものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月まで
③ 昭和 50 年 10 月から同年 12 月まで

国民年金保険料は、夫婦の分を一緒に納付していた。納付に関する資料や当時の帳簿類等が残っていないが、納付していたことは間違いないので、未納扱いになっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の資格を取得した昭和37年4月以降の申立人及びその妻の保険料の納付状況をみると、申立期間①を除いて48年9月まではすべて現年度に国民年金保険料が納付されており、経過的に未納となった期間についても、その直後の納期に納付されていることが確認でき、申立人のこの間の納付意欲は高いと認められる。

さらに、申立期間①については、特殊台帳において催告があったことが確認できないほか、当時は手帳に検認する方式となっていたことから、申立人としては未納となっておれば当然その事実気づき、前記のような納付意識の高さに鑑みれば、納付していたと考えるのが相当である。

その後、申立期間②③を含めて長期未納を生じる事態となり、催告を受けて昭和53年11月、54年7月及び同年12月に未納保険料をさかのぼって納付している。しかし、昭和53年11月の時点においては、申立期間②及び③について時効により過年度納付が不可能な時期となっており、申立人の主張は認めることができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年1月まで

私は、昭和50年12月15日に静岡県にあったA社を退職、同時にB市に引っ越し、12月25日にB市役所にて国民年金加入手続を行った。

平成18年に国民年金納付記録について照会申出書を提出したところ、加入期間については再確認の結果、資格喪失年月日の訂正が認められたが、その期間における納付事実は確認できなかったとの回答があった。

国民年金に加入すれば、当然、納付書を受け取ることになるから、納付していないはずはない、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自ら国民年金加入及び脱退手続を行っており、加入期間については、本人の申立てどおり、市役所の台帳に記録が残されている。しかしながら、社会保険庁の記録はこれと異なっており、後日資格喪失年月日の訂正が行われたものの、明らかに社会保険庁の事務手続上の過誤が認められる。

また、2か月間という短期間について国民年金加入手続をしていることから納付意欲の高さもうかがえる。さらに当時、金銭管理を行っていた申立人の妻についても、申立人の未納期間も含めて、保険料を完納している。

加えて、申立人の保険料が未納となっている場合に整備される特殊台帳の存在も確認できなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

昭和45年3月に、義母の勧めもあり国民年金に任意加入し、保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では、48年1月から同年3月までの分、48年10月から同年12月までの分、50年1月から同年3月までの分及び58年4月分が未納となっていた。このうち50年1月から同年3月までの分は、領収書があり、また、58年4月分は、A市で納付記録が確認され、平成19年7月27日に納付済みに記録が訂正されたが、申立期間(①昭和48年1月から同年3月までの期間及び②48年10月から同年12月までの期間)については、納付事実が確認できなかったと回答があった。

私は、一部の期間の漏れも無く納めていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月に国民年金に任意加入を行い、以後の資格種別変更及び転出入の手続を適切に行い、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて現年度納付の記録が確認される。

また、昭和50年1月から同年3月までの期間は、当初A市及びB社会保険事務所で未納とされていたが、領収書があったので納付済みに訂正されている。これらの時期は申立期間と近接しており、申立期間について市役所ないし社会保険事務所の事務手続上の過誤があったことが強く推認される。

さらに申立人は、国民年金には任意加入であること、また付加保険料も納付しているなど、納付意識が高かったことが認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 1 月まで

昭和 40 年 5 月に結婚してから平成 2 年 1 月に離婚するまで、妻が夫婦二人分の国民年金保険料の納付及び申請免除の手続を行っており、60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間は、夫婦二人分の免除申請を行ったはずである。しかし、その間の納付記録が、私の分だけ免除期間とされず、未納とされており納得できない（申立期間①）。

また、これに継続した昭和 62 年 4 月から 63 年 1 月までの納付記録は、妻が納付済み、私は未納とされているが、当時は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたはずであり、納得できない（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 5 月に結婚してから平成 2 年 1 月に離婚するまでの間、夫婦の国民年金保険料の納付及び免除申請の手続は妻が行い、60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間については、夫婦二人分の免除申請手続を行ったにもかかわらず、自分の分だけ申請免除扱いされていないと主張している。

そこで、申立人夫婦が離婚するまでの間について、夫婦の納付記録を見ると、申立期間①の 2 年間を除き、昭和 53 年度及び 57 年度から 59 年度までの期間の計 4 年間の申請免除期間が見られるが、いずれも夫婦同一の記録であり、妻により夫婦二人分の免除申請がなされていたものと考えられる。また、免除申請は、世帯単位の所得で承認の可否が判断されていたため、世帯同一の納付記録となるのが一般的であり、申立期間①について、妻が申請免除、申立人が未納と納付記録が異なるのは不自然である。

次に、申立人は、昭和 62 年 4 月から 63 年 1 月までの期間について、国民年金保険料は自身が負担し、妻が納付していたと主張している。一方で、この期間中、妻から申立人の国民年金保険料を納付するお金がないと相談を受けたが、当時は、失業中で申立人自身にも持ち合わせがなかったため渡していないとの矛盾した陳述もしている。さらに、妻による国民年金保険料納付をうかがえる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、①昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間については、申立人の妻により、申請免除の手続が取られ承認されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月及び同年3月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。

国民年金保険料については、納付書が届けば必ず納付していたので未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は国民年金資格取得時の2か月及び申立期間を除き、国民年金保険料をすべて前納しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間に近接する昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料が前納された保険料と重複納付され、事後に保険料が還付されているが、前納された当該期間の納付書が発行される理由は見当たらず、行政側の事務手続に不適切な取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

平成17年1月に社会保険業務センターから「年金加入のお知らせ」が送付され、社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納であることが判明した。

私は、社会人になって以来、国民年金加入期間の国民年金保険料について未納は無いと思っていた。申立期間は、自宅で着物関係の仕事をしており、初めの1年間を未納にして以後の半年だけ国民年金保険料を納付するという事は考えられず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間以前の昭和47年4月から48年1月までの期間は、付加保険料も納付しており、国民年金制度への理解も深く、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を納付する資力も十分あったと認められ、時効が到来していない申立期間の保険料を未納としたまま、申立期間後の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料額は、申立人が納付していたとする保険料額と、おおむね一致することから、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和46年9月に国民年金に任意加入し、それ以降は未納が無いと信じていたにもかかわらず、平成11年11月に社会保険庁から送付された「年金手帳記号番号のお知らせ」により、昭和58年4月から3年間は未加入となっていることを知り、すぐに社会保険事務所や役場に異議を申し立てたが、認めてもらえなかった。

私は、昭和46年に国民年金に任意加入して以来、2度の転居の都度、役場に国民年金手帳を提出して必要な手続きを行っている。

申立期間には夫の収入以外に私自身の和裁による収入があり脱退手続きをする必要もなかった。国民年金手帳にも資格喪失日の記載は無く、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、11年9か月の任意加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前の2回の住所変更の都度、所要の手続きを適正に行っているとともに、第3号被保険者に種別変更した後の夫の2回の転職に伴う1か月の第1号被保険者への種別変更及び免除申請が適正に手続きされており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳に資格喪失日の記載が無い上、申立期間の前後において、申立人と夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、昭和58年4月に資格喪失となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年9月まで
社会保険事務所から、昭和38年1月から同年9月まで、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、37年12月に結婚してから、税金も含めて町内会に夫婦二人分を一緒に納付してきたのに、申立期間について夫が納付済みとされ、私の保険料だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、納付方法が確認できる昭和47年度以降の国民年金保険料をすべて現年度に納付していることから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、夫婦二人分の保険料を納付していたとされる申立人の夫は、申立人の国民年金保険料を町内会に納付した時の状況を鮮明に記憶しており、申立期間の保険料として納付したと主張する金額は、当時の保険料額と一致していることから、申立内容に不自然さは無く、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、申立人の夫は寝具店を経営し、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達時までの申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付し、昭和46年1月からは国民年金保険料を付加保険料を含めて完納するなど、夫婦二人分の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったと考えられることから、申立人の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの期間及び60年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和47年10月から50年3月まで
②昭和60年10月から61年3月まで

①の期間は、付加保険料とともに国民年金保険料を母親が集金人に納付していた。母親の国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、私だけが未納とされていることは納得できない。

②の期間は、付加保険料とともに任意加入の国民年金保険料を銀行の口座引落で納付していた。私は、市役所に資格の喪失を依頼していないし、銀行に口座引落の中止を手配したことも無い。申立期間前後に夫婦の生活環境に特段の変化も無いのに、未加入期間とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び全額免除期間（4か月）を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、会社員の夫と結婚後も国民年金に任意加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付している上、夫が転職のため厚生年金保険被保険者から国民年金の第1号被保険者に切り替わった際にも、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更を適正に行うとともに、保険料納付の免除手続をしており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

2 申立期間のうち、①昭和47年10月から50年3月までの期間については、申立人は、当時、親と同居しており、母親が申立人と母親の二人分

の付加保険料を含めた国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の母親は、申立期間を含む国民年金の加入期間について、付加保険料を含めた国民年金保険料をすべて納付している。

また、当時の集金人の名前を記憶しているなど、申立人の集金人に関する説明は詳細かつ具体的であり、申立期間当時、申立人が居住している地域では、当該集金人が国民年金保険料を集金していたことが確認できることから、申立内容には信憑性^{びよう}がある。

3 申立期間のうち、②昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間については、申立人は、51 年 5 月から国民年金に任意加入し、56 年 4 月から 57 年 9 月までを除き、申立期間直前まで付加保険料を含めて国民年金保険料が口座振替で納付されていることが確認できる。

また、申立期間の前後で申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、第 3 号被保険者となる直前の 6 か月のみが未納となっているのは不自然である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年11月までの国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から48年11月まで

私は、昭和49年4月にA市役所で国民年金の加入手続をした。その時、窓口担当者から「未納期間がある。さかのぼって国民年金保険料が納付できる。」と説明されたことから、保険料を納付した記憶がある。納付した時期及び金額等については、はっきりとは憶えていないが、記録の上で未納期間となっている昭和46年3月から48年11月までの保険料を納付したのではないかと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月から同年3月までの3か月について、国民年金保険料を二重払いしており、当該還付金を48年12月から49年3月までの4か月分の保険料に充当し、差額の50円を還付することが50年7月31日に決定されていることからすると、当時、社会保険庁の記録上も申立期間のうち48年4月から同年11月までの保険料については納付済みとされていたものと推認できる。

また、当時は特例納付が実施されていた期間であり、A市役所の担当者から「未納保険料について、さかのぼって納付できる。」旨の説明を受けたとする申立内容に齟齬^{そご}が見られないことから、昭和46年3月から48年3月までの国民年金保険料についても、納付されていたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び国民年金の資格取得当初の1か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から43年3月まで

私は、当時両親と妹と同居し、両親は常々年金は将来必ず必要となる大切なものであると言っており、両親は制度開始時から、妹も20歳となったときから国民年金に加入し、保険料をすべて納付している。私のみ申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の未納期間は、申立期間のみであり、申立人は、申立期間後は厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行いながら、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、自営業を営む両親と同居しており、両親は、申立期間を含む国民年金加入期間について完納している。

さらに、昭和46年1月からの分については、同居家族全員が付加保険料を納付するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 40 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 34 年 8 月に故郷である旧 A 町（現在は、B 町）に戻り、国民年金には制度当初の 36 年 4 月から加入し、妻も、結婚後の 37 年 4 月から国民年金に加入し、一緒に納付してきた。当時、婦人会に収納を委託されており、妻もいつごろか記憶が無いが、交代で集金していたことを覚えている。周りは知り合いばかりの狭い地域であり、1 年以上も未納を放置しておくことなど考えられず、申立期間についてだけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、昭和 36 年 4 月から国民年金保険料を納付し、結婚後は、妻と共に、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、B 町（旧 A 町）が保管している国民年金被保険者名簿の検認記録によると、結婚当初を除き、申立人夫婦は、おおむね同一日に納付していることが確認できる。

また、A 町（当時）における申立期間当時の保険料の収納方法については、制度開始当初は、被保険者自らが役場に持参する方法であったが、昭和 40 年ごろからは、保険料の収納を婦人会に委託していたことが確認でき、申立内容とおおむね一致している。

さらに、国民年金被保険者名簿の検認記録によると、申立期間直後の昭和 40 年 10 月から 41 年 3 月までの保険料の収納日が、「42 年 6 月 26 日」から半年以上も後の「43 年 1 月 11 日」に修正されているなど、当時の事務処理にも不自然さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 37 年 2 月に結婚し、同年 4 月から国民年金に加入し、夫とともに納付してきた。当時、婦人会に収納を委託され、私もいつごろか記憶が無いが、交代で集金していたことを覚えている。周りは知り合いばかりの狭い地域であり、1 年以上も未納を放置しておくことなど考えられず、申立期間についてだけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、結婚後、夫と共に、申立期間及び結婚当初の 2 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、B 町（旧 A 町）が保管している国民年金被保険者名簿の検認記録によると、結婚当初を除き、申立人夫婦は、おおむね同一日に納付していることが確認できる。

また、A 町（当時）における申立期間当時の保険料の収納方法については、制度開始当初は、被保険者自らが役場に持参する方法であったが、昭和 40 年ごろからは、保険料の収納を婦人会に委託していたことが確認でき、申立内容とおおむね一致している。

さらに、国民年金被保険者名簿の検認記録によると、申立期間を含む昭和 40 年度における保険料の収納日が、いったん記載した後に消去された形跡が見られるなど、当時の事務処理にも不自然さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年7月まで

私は、昭和40年3月から43年4月まで厚生年金保険に加入していた。退職後、家業を手伝い、43年10月に国民年金手帳の交付を受け、同年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付した。

今回照会したところ、昭和42年3月から同年6月までの国民年金保険料を納付したこととされている一方、申立期間については未納との回答であった。当時同居していた姉の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の分は未納となっているのは納得ができないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月から同年6月までの国民年金保険料を過誤納であるとして還付されているが、当該期間は厚生年金保険被保険者期間であり、納付する必要のない国民年金保険料をさかのぼって支払うのは不自然で、申立人が主張するとおり、申立人は、申立期間である43年4月から同年7月までの4か月分の国民年金保険料を支払ったと考えるのが自然である。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間当時、同居していた申立人の姉も申立期間について、国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 50 年ごろ、市役所から国民年金加入の勧奨があったので、手元にあった現金を集め加入手続を行い、同時に国民年金保険料を納付した。

自営業であり先の保障が無いこと、また、早期に受給資格を得たかったことから、夫と二人分の国民年金保険料を 4 年前にさかのぼって納付したと記憶しており、途中の 1 年間で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和 50 年度以降、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、60 歳以降も任意加入するなど納付意識は高かったとかがわれ、申立人と同時に加入手続を行った夫（死亡）は、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付しており未納は無い。

また、申立人が、加入手続と同時に一括して納付したと主張している、申立期間を含む 4 年分の国民年金保険料の金額は、夫婦二人分の国民年金保険料の合計額とほぼ一致している。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金加入当時、「自営業のため将来に不安があり、年金受給資格を早期に取得したかった。」としており、未納とされている申立期間を放置したまま、その直後の国民年金保険料を現年度納付したとは考えにくく、申立期間を含む納付可能な過年度分の国民年金保険料を、一括して納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年3月まで

平成8年に納付記録を確認したところ、昭和47年3月から48年3月までの分が未納とされていた。

申立期間に係る国民年金保険料については、私の昭和37年4月から38年8月までの期間、妻の36年4月から39年5月までの期間及び夫婦二人の47年3月から50年3月までの期間に係る国民年金保険料を一括して特例納付したことを記憶しており、その証拠として、49年版のカレンダーにその旨のメモ書きしたものがあつた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が昭和50年12月に特例納付を行っていることが確認でき、申立人が一括して納付したとしている国民年金保険料のうち、申立期間を除く期間の国民年金保険料は納付済みとされているとともに、申立人の妻の国民年金保険料は、申立期間について、納付済みとなっている。

また、A市の国民年金被保険者名簿の記録では、申立人が特例納付したとする申立期間に係る納付書が作成された記載が確認でき、申立期間を除く期間がすべて納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された直後に特例納付を行い、その後の国民年金加入期間についてはすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かつたことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月の国民年金保険料からすべて納付している。しかし、年金の裁定請求時（平成 18 年 7 月 20 日）、昭和 36 年度に 6 か月分の未納があるとされたので、社会保険事務所に 36 年度についても 12 か月分を納付している旨申し出たが、領収書がないため記録訂正が認められなかった。

未納期間があるとされた昭和 36 年当時は、私又は自宅でたばこ屋を経営している父が、自宅に来た集金人に納付していたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和 36 年 4 月から 61 年 4 月までの国民年金被保険者期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間において、申立人と同居しており、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されているその兄及び義姉については、当該期間の国民年金保険料が納付済みとなっており、申立人のみ未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
平成 19 年 7 月に、私の年金記録について照会したところ、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間が未納であるとの回答であった。
昭和 46 年 4 月に A 市から B 市に転居したが、国民年金保険料は確かに納付しており、申立期間の 3 か月分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和 45 年度分の納付記録では、当初、納付月を特定できない 3 か月分の納付記録しかなかったが、平成 19 年 7 月の申立人からの申立てにより、A 市の国民年金被保険者名簿に昭和 45 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月分の納付記録が認められたことから、昭和 45 年度分の納付月数が従前の 3 か月を含めた形で 9 か月分に訂正されている。これについて、社会保険庁では、「明確な根拠があって行ったものではない。」としており、申立人が A 市において、45 年 4 月から同年 12 月までの分を現年度納付し、A 市からの転出後に、46 年 1 月から同年 3 月までの分を過年度納付した可能性がうかがわれる。

また、申立期間当時、申立人の夫は常勤職員として勤務しており、経済事情により未納が生じたとは考え難い。

さらに、申立人の場合、未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、3 か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料がすべて納付されていることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月

私は、昭和47年に会社を退職した後、市役所から国民年金への加入を促されたため、実家の父に話したところ、父は市役所へ、私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしに行ってくれ、その後、父は昭和60年ごろまで私の保険料を納付してくれていた。父は既に死亡したが、生前、父からは、私の国民年金保険料はすべて納めていると聞いていた。

私の国民年金保険料の納付記録が昭和47年3月分だけ未納となっていることは、数年前に初めて知ったが、1か月分だけが未納となっているのは不自然で、父が必ず納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金手帳の発行については、社会保険事務所や市役所に保存されていた申立人の被保険者台帳等及び申立人が保存していた国民年金手帳により、昭和47年8月3日に行われたとみられ、この時点においては、申立期間は過年度納付が可能な時期であった。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い上、申立人の国民年金保険料を納付していたとされるその父母についても、国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納期間が無い。

さらに、社会保険事務所に保存されている申立人の被保険者台帳のマイクロフィルムには、昭和46年度について「未カード済」（翌年度に未納者カードを作成し、未納分の保険料の納付の催告を行ったことを示すもの）のゴム印は押印されていない。

加えて、申立期間は、わずか1か月であることから、申立人の父が経済的

に国民年金保険料の納付が困難であったとは考えにくい上、申立人は、同年に他県へ転居もしていることから、納付記録に間違いが生じた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料の納付記録は、昭和50年1月から同年3月までの期間が未納となっているが、私は48年11月25日に結婚し、同時に転居したが、結婚前も結婚後も、国民年金保険料はしっかり納付していた。

私の納付記録は、以前、昭和47年1月から同年3月までの期間も未納となっていたが、国民年金手帳の検認記録ページに当時住んでいた市の受領印が押印されていたことから、社会保険事務所において納付済みに訂正してもらったことがあり、申立期間についても何らかの事務処理ミスがあつて未納となったものと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和47年1月に国民年金保険料の納付を始めてから、61年4月に第3号被保険者になるまで、申立期間及び51年5月から52年6月までの資格喪失期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人の国民年金手帳及び市役所の被保険者台帳等において確認できる昭和47年1月から49年3月までの国民年金保険料の納付日をみると、当時、申立人は、3か月ごとに、おおむね納期限内に国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所に保存されている申立人の特殊台帳には、申立期間が属する昭和49年度について、「未カード済」（翌年度に未納者カードを作成し、未納分の保険料の納付の催告を行ったことを示すもの）のゴム印は押印されていない。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付記録については、当初未納とされていたが、納付済みに訂正された期間もある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私たち夫婦の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分の国民年金保険料は、妻の分は納付済みとなっているのに、夫である私の分は未納となっている。

私たち夫婦は、昭和 41 年に結婚し、結婚後しばらくしてから夫婦そろって国民年金に加入した。国民年金保険料の納付については基本的に妻に任せていたが、妻は、夫婦二人分をいつも一緒に納付していたと言っている。夫婦二人分をいつも一緒に納付していたというのに、妻の分は納付済みで、私の分だけ未納であることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和 43 年 3 月 1 日となっており、申立人及びその妻は共に、国民年金保険料の納付が始まっている 43 年 1 月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い。

また、社会保険事務所及び市役所に保存されていた申立人及びその妻の被保険者台帳等を対比すると、申立期間を除き、日付印等の納付記録の記載はすべて一致しており、申立人夫婦の国民年金保険料は、基本的に一緒に納付されていたことがうかがえる。

さらに、申立人の妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっているが、市役所に保存されていた被保険者名簿を見ると、申立期間の前後の期間においては、現年度納付と過年度納付の区別にかかわらず、国民年金保険料の納付があった場合には日付印が押印されているものの、申立期間の 3 か月

分だけは「納」というゴム印が押印されており、当初は未納とされていたが、しばらく後に納付済みであることが判明したかのような不自然な記録となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、当時納付組織である子供会に、3か月ごとに国民年金保険料を納めていた。20歳から60歳まで40年間納付している中で、3か月だけ未納にするとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居していた両親も昭和36年4月から国民年金に任意加入し保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人の住所地区では、申立てのとおり納付組織が存在し、国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、納付組織である子供会の役員経験者は、未納者がいるままでは集金した保険料を市役所に納めることができない仕組みになっていたと証言しており、申立期間の保険料も納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から48年3月まで

亡夫が、夫婦の国民年金加入手続をした後、夫婦の国民年金保険料も納付し、自分が60歳を過ぎた後の任意加入手続や国民年金保険料の納付など、すべての面倒をみてくれていた。その夫が、生前、夫婦の未払い分の保険料20万円を支払ったと言っていたのを覚えている。

社会保険庁の記録では、夫は特例納付をしたことになっているのに、自分は未加入のままになっているが、そんなことは有り得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間以後の国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであり、60歳到達以降にも任意加入している上、申立人の夫も昭和40年8月以降未納が無く、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月ごろ払い出され、夫婦共、昭和48年度及び49年度の保険料を一括納付し、51年6月から52年3月までの期間及び53年6月から54年3月までの期間の保険料を前納しており、申立てのとおり、申立人の夫が夫婦の加入手続をし、夫婦二人分の保険料を同時に納付していたことがうかがえ、申立人の夫のみ特例納付を行っていることは不自然である。

さらに、申立人の夫が特例納付をした時期に納付したとみられる申立人及びその夫の保険料の金額（申立人の申立期間の保険料を含む）は、申立人が夫から聞いたとする金額とほぼ一致しており、申立人の説明に不合理な点はみられない。

加えて、申立人の国民年金資格取得日は、本来、厚生年金保険の資格喪失日である昭和40年10月21日とすべきであるが、実際には、当初41年4月1日とされ、その後、48年4月1日に訂正されており、行政の資格取得手続に不適切な点が見受けられる。

なお、被保険者台帳の記録では、昭和48年度の保険料を昭和50年12月に、49年度の保険料を50年7月に、申立人夫婦共に一括納付したとされているが、50年12月の時点では、48年度の保険料には時効で納付できない期間が含まれることから、50年7月に48年度分を、50年12月に49年度分を納付したと考えるのが自然であり、納付記録にも過誤が存する可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 47 年 4 月 1 日に国民年金に加入して以来、60 歳まで国民年金保険料をすべて欠かさず納付してきた。申立期間当時は、国民年金保険料を支払う能力は十分あり、国民健康保険料、市民税及び県民税など督促を受けたことは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、3 か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 59 年度から 60 歳到達の平成 7 年度までの間、3 年間を除き、国民年金保険料を前納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間直後の昭和 59 年 4 月に昭和 59 年度の保険料を一括前納しており、申立期間を未納のままとしているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和51年7月から52年3月まで

社会保険事務所に年金記録を確認したところ、昭和51年7月から52年3月までの期間が未納であることが判明した。

国民年金加入手続は、夫が、昭和51年5月に婚姻届を提出した際に行っており、以後、国民年金保険料については、夫婦で経営している電器店に集金人が来た時に夫婦分を一緒に支払っていた。また、集金人は近所の人で顔見知りであり、夫の国民年金保険料だけ支払って、私の保険料だけを支払わないといったことができるはずもなく、納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和51年3月に国民年金被保険者資格を取得し、以後、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとされており、申立人の夫については、申立期間を含め、国民年金保険料はすべて納付済みとされている。

また、当時、申立人の居住していた町には納付組織が存在していたことが確認でき、申立人の夫が婚姻届を提出する際、申立人の国民年金加入手続を含む各種手続したことなど、申立人及びその夫の国民年金の加入手続、納付方法等に係る記憶は詳細かつ具体的である。

さらに、国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和60年度以降、申立人及びその夫の納付日は同一で、かつ、納付期限内に納付しており、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと認められ、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鳥取国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 50 年 5 月ごろ、A 町(現在は、B 市)役場に出向き国民年金の加入手続を行ったが、その際に 20 歳となった 44 年 8 月分から国民年金保険料の未納があるとの説明を受けた。このため、20 歳からの国民年金保険料の未納期間(約 6 年分)を解消すべく特例納付及び過年度納付により未納保険料を納付したはずであるが、社会保険庁から、49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

未納となっているのは申立期間のみであり、かつ、国民年金加入期間約 40 年間のうち 3 か月と短期間である。

また、申立人は申立期間以外に未納は無く、国民年金保険料の納付日を確認できる期間についてはすべて納付期限内に納付しており、さらに、平成 10 年度以降は国民年金保険料を前納するなど国民年金保険料を納付する意欲が高かったと認められる。

さらに、申立人は、20 歳からの国民年金保険料の未納期間(約 6 年分)を解消すべく、昭和 50 年 5 月から現年度保険料に加え、過年度の保険料について計画的な納付を開始している。加えて、昭和 50 年には、第 2 回特例納付を利用して、時効により納付できなかった期間も計画的に納付しており、申立期間の 3 か月だけを未納にしたままにしておくのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から42年10月まで
20歳から結婚前までの申立期間の国民年金保険料については、町内の納付組織が集金に来て、母親が母親及び姉の分と一緒に納付していたと母親から聞いており、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親は国民年金制度発足当初から加入し、申立期間を含め、すべて納付しており、申立人と同居していた申立人の姉及び兄も国民年金制度発足当初又は20歳から国民年金に加入し、国民年金の加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立人、申立人の母親及び姉が当時居住していた地区では、申立てのとおり納付組織が存在し、集金が行われていたことが確認されている。

加えて、申立人の姉は、「自分の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していることを母親から聞いたことがある。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 47 年 3 月まで
結婚後の申立期間の国民年金保険料については、居住地区の世話役として地区住民の国民年金保険料を集めていた夫の父が、私と夫の二人分を区役所に納付していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料と一緒に納付していたとされる申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みであるほか、同居していた申立人の夫の母親は、国民年金制度発足当初から加入し、申立期間を含め、すべて保険料が納付済みであり、保険料を納付していたとされる申立人の夫の父親は、国民年金制度発足から加入しても受給資格を満たすことができない者が加入できる 5 年年金に加入し、保険料を納付しており、申立人の嫁ぎ先の両親は国民年金に対する加入及び納付意識が高かったことが認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 48 年 2 月ごろと推定され、この払出時期からすると申立期間は時効により納付できない期間が含まれるが、申立人と同時期に記号番号の払出しを受けた者の中には、申立期間以前の期間から特例納付によらずに納付している者がみられることから、申立人の記号番号の払出しが遅れた可能性が高く、資格取得日は婚姻と同時期であることから、婚姻届の提出と同時に 44 年 5 月に加入手続が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の居住地区における納付組織の存在は不明であるものの、市町村では自治会等による国民年金保険料の収納が行われていたことを否定しておらず、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 47 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、亡夫の申立期間について、「納付事実が確認できなかった」との回答を受けたが納得できない。

昭和 47 年 2 月から同年 7 月までの間に、郵便局において特例納付及び過年度納付の手続により納付している。

保険料の額は不明だが、2 回に分割して納付した。

夫婦同時に納付したわけではないが、夫の国民年金保険料を優先して納付した。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の妻は、被保険者資格を取得した昭和 40 年 6 月以降、国民年金強制被保険者期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間を含む 40 年 6 月から 44 年 12 月までの期間については、47 年 6 月 5 日に特例納付し、45 年 1 月から 47 年 3 月までの期間については、47 年 7 月 5 日に過年度納付していることが確認でき、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は国民年金手帳記号番号の払出しを昭和 47 年 4 月に受け、妻は国民年金手帳記号番号の払出しを 47 年 5 月に受けていることから、申立てのとおり、申立人の国民年金保険料の納付を優先したことが推測され、申立人の妻の申立内容は基本点に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案45

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和43年7月から44年3月まで未納になっていた。44年12月に役場に手続に行き、納付したのは間違いがない。未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間後に役場教育委員会に採用されているが、「年金相談に同行することもよくあったことから、自分に未納があっては啓発、周知はできないと思い、過年度の未納保険料についても納付した」と主張しており、その主張に不自然さは無い。

さらに、国民年金保険料を納付した際に対応してもらったと主張する役場職員は、当時、厚生課年金係に配置されていたことが確認できる。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳の「昭和43年度国民年金印紙検認記録」に押された契印（検認印）から、申立人が共済組合加入後の昭和44年12月に役場の年金係窓口で加入手続を行ったとの主張が裏付けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案46

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、昭和37年3月に短大を卒業した。その後、私が結婚するまでは、父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

姉も、私と同様に父が納付してくれていたと聞いており、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間（約24年間）について、申立期間を除けば、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は不明であるが、前後の国民年金手帳記号番号の資格取得年月日等からみて、少なくとも昭和37年度中に払い出されていたことが推認できることから、加入当初の1年分のみ納付していなかったというのは不自然である。

さらに、申立人の姉から聴取したところ、申立人と同様に、結婚するまでの間、父が国民年金保険料を納付してくれていたと説明しており、申立人の主張と一致するとともに、姉は、申立期間を含む国民年金加入期間（約34年間）について、資格喪失直前の9か月分を除き、すべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から40年3月まで
自宅に市役所職員の訪問を受け、「年金保険料は25年納付すれば良い。」と聞き、早い方が良くと考えて、国民年金に加入すると同時に1年分の保険料をさかのぼって納付し、以後3か月ごとに市役所で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年6月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したものと認められるが、申立人は、国民年金保険料1年分をさかのぼって一括して納付したと主張しており、一括納付したとする保険料額1,200円は、39年4月から40年3月までの1年分の保険料額と一致している。

また、申立人が居住していた市では、昭和38年当時、市町村が国民年金過年度保険料を収納できるとした37年4月の厚生省（当時）通知を受けて、過年度保険料を取り扱っていた可能性があるとともに、同市は自宅訪問による加入勧奨及び保険料の収納を行っていたことが確認できることから、自宅に市役所職員の訪問を受け、国民年金に加入すると同時に保険料1年分をさかのぼって納付したとする申立内容に不自然さは無く、基本的に信用できることから、申立人は、申立期間のうち、39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和37年8月から39年3月までの期間については、40年6月時点では、37年8月から38年3月までの申立期間は時効により国民年金保険料を納めることができなかつた期間であるとともに、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、当該期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から44年10月まで

厚生年金保険に加入していない期間で、国民年金保険料を納付した期間が無い記憶をたどったところ、昭和42年11月から44年11月までの間で44年11月の1か月分について厚生年金保険との重複を理由に還付されたことを思い出した。保険料は父親が納付していた。

私が還付を受けたのは1か月分だけであり、全期間の還付は受けていない。申立期間について、厚生年金保険の加入期間でもないのに還付することはあり得ないと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年11月の国民年金保険料については、申立人の父親が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張する申立人の父親も既に死亡しており、国民年金の加入手続や保険料の納付状況が不明であるとともに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和42年12月から44年10月までの期間の国民年金保険料については、社会保険庁の記録により、納付されていることが確認でき、また、社会保険事務所の特殊台帳によると、申立人が厚生年金保険に加入していたことを理由に、42年12月に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号が取り消され、42年12月から44年11月までの期間の国民年金保険料が還付済みとなっているが、申立人が厚生年金保険等

に加入した事実は確認できず、その国民年金手帳記号番号を取り消す合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が居住していた町の役場が保管する国民年金徴収簿において、申立人の国民年金手帳記号番号が取り消された記録は無く、「44. 11. 8 喪失」と申立人が資格を喪失した旨記載されているが、存在するはずの申立人の国民年金被保険者名簿が存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 12 月から 44 年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 46 年 8 月及び同年 9 月

昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間は、A 市から呼出しを受け、何かの保険料を納付した覚えがある。市役所から請求されるものの心当たりはないので、国民年金保険料を納付したのだと思う。

また、昭和 46 年 8 月及び同年 9 月については、その前後は納付になっているのに、この期間だけ未納はおかしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳は、46 年 9 月に、当時、居住していた B 市において払い出されていることが確認できるのみで、別の国民年金手帳が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、そのことを前提にすると、当時、居住していた A 市の「市役所から呼び出しを受けて国民年金保険料を納付した」とする申立内容は不自然であり、また、当該期間の国民年金保険料は過年度保険料となることから、市役所で保険料を納付したとの主張と矛盾する。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 一方、申立期間のうち、②昭和 46 年 8 月及び同年 9 月については、申立人は、当該期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料

をすべて納付しているとともに、当該期間直前の 46 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を、同年 7 月に納付していることが確認でき、当該期間のみ未納となっているのは不自然であり、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和 46 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 39 年 2 月までの期間及び 39 年 4 月から 40 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正し、37 年 7 月から 38 年 7 月までの国民年金保険料を還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 39 年 2 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 5 月まで

昭和 40 年代半ばごろ、市役所から国民年金保険料の未納分についての 3 回目の納付案内葉書が届いた。同市の国民年金係でその葉書を渡し、代わりにもらったメモを持って同市の出納係に行くよう指示を受け、そこで保険料を納付した。領収書は後で送ると言われたが送られてこなかった。3 年と何か月か分を納付したことをはっきり覚えているので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和 40 年代半ばは、特例納付が実施されていた時期であり、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付した場合の金額である 1 万 9,350 円は、「銀行から 4 万円を引き出し、その中から 3 年と何か月か分の保険料を納付した。」とする申立人の主張に合致するものであるとともに、当時、申立人が居住していた市において、特例納付に係る国民年金保険料を預かっていたことがうかがえる。

また、申立人の居住していた市が特例納付の案内葉書を送付していたことが確認できる上、申立人は、申立期間当時の市役所の国民年金係及び出納係の場所、様子、保険料の納付状況などについて、詳細かつ具体的に説明しており、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、昭和 40 年 6 月に国民年金の強制被保険者資格を喪失していることが確認でき、40 年 5 月までの期間について特例納付を行

ったとする申立人の主張と合致し、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、申立期間のうち、社会保険庁の記録で厚生年金保険の加入期間となっている昭和 37 年 7 月から 38 年 7 月までの期間の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月から48年1月までの期間及び48年5月から49年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から48年1月まで
② 昭和48年5月から49年8月まで
③ 昭和55年6月

年金手帳や国民年金保険料領収書があるのに、申立期間が未加入期間となっているのはおかしい。社会保険庁の記録では還付になっているとの回答があったが、一度納付したものをどうして還付するのか。還付された記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間①及び申立期間②について、申立人は、厚生年金保険に加入していたことを理由に国民年金の被保険者資格を喪失し、この間の国民年金保険料が還付されているが、厚生年金保険に加入したのは申立人ではなくその妻であることが社会保険庁の記録から確認でき、当該期間において、申立人が保険料の還付を受ける合理的な理由は無く、社会保険庁の記録管理及び還付事務において不適切な事務処理があったことが認められる。

一方、申立期間③については、社会保険事務所が保管する特殊台帳に「還付 S55. 6 3,770 円 (S55. 8. 18)」と記載されており、昭和58年8月に当該期間の国民年金保険料3,770円が還付されたものと認められるとともに、申立人の妻についても、当該期間の国民年金保険料が還付された記録があることから、申立人に当該期間の国民年金保険料が還付されていなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
①昭和45年3月から48年1月までの期間及び②48年5月から49年8月
までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月まで

私は市区町村において、国民年金保険料の支払を行っていたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間が 9 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している。

また、申立人は、昭和 47 年 4 月に A 市に住民票を移動しているが、申立期間直後の 47 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料が、前住所地で納付していたことが判明し、49 年 2 月に重複納付により還付されており、行政側の納付記録の管理において不適切な事務処理があったことが認められる。

さらに、社会保険庁の取扱いでは、過誤納金は時効となっていない未納保険料に充当後、残余がある場合に還付することとされているため、申立期間のうち 47 年 1 月から 3 月までの同保険料は、還付時において納付済期間として記録されていた可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私が昭和 57 年 1 月に 20 歳になった時に、父親が国民年金の加入手続きを行い、それ以降、両親が家族三人分の国民年金保険料を地元の農協支所で支払っていたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間が 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している。

また、申立人の両親は、昭和 36 年度を除き、国民年金保険料を完納しているうえ、納付日の確認できる 37 年度から 44 年度までの保険料の納付はすべて同じ日であるなど、家族三人分をまとめて支払っていたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、市町村に保管されている国民年金被保険者名簿において、昭和 57 年 3 月に資格取得の処理が行われていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料をあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの期間、52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料について納付が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時、国民年金保険料は、税や国民健康保険料などとともに納付組織である納税組合を通じて、妻が怠りなく納付してきたはずであり、未納はありえない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人は夫婦で自営業を営んでおり、国民年金保険料の納付済期間について、妻と納付日がおおむね一致していることから、夫婦の納付行動が一緒であったと考えられるとともに、申立人の住所に変更が無く、生活状況に大きな変化は無かったことを踏まえると、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時、その妻が納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していた地域において、申立期間当時に納税組合が存在しており、同組合が国民年金保険料を徴収していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

福岡国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料について納付が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時、国民年金保険料は、税や国民健康保険料などとともに納付組織である納税組合を通じて、怠りなく納付してきたつもりであり、未納はありえない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人は夫婦で自営業を営んでおり、国民年金保険料の納付済期間について、夫と納付日がおおむね一致していることから、夫婦の納付行動が一緒であったと考えられるとともに、申立人の住所に変更が無く、生活状況に大きな変化は無かったことを踏まえると、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していた地域において、申立期間当時に納税組合が存在しており、同組合が国民年金保険料を徴収していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から同年9月まで

私は、結婚後、夫が20歳になってから国民年金保険料は、いつも夫婦一緒に納付していた。

申立期間当時、勤務していた歯科医院には渉外担当銀行員が集金等のため定期的に来院していたことから、私と夫の分の国民年金保険料のほか税金、公共料金等に相当する金額、通帳及び納付書を同銀行員に預け、入金、納付手続を依頼していた。

申立期間に係る納付記録が、夫の分のみ納付済みとなっており、私の分は未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫も、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で付されており、納付日が確認できる期間については、夫婦一緒に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人及びその夫が勤務する歯科医院には、取引先銀行の渉外担当行員が定期的に来院し、集金等をしていたと申立人は主張しているが、当時、同医院に渉外担当行員が訪問し、集金等を行っていたとする同銀行の証言があり、国民年金保険料の納付手続を、渉外担当行員が代行していたとする申立人の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から41年9月まで
② 昭和42年1月から45年12月まで

社会保険庁の記録では、昭和40年8月から41年9月までの期間及び42年1月から45年12月までの期間が未納となっているが、50年ごろ、義母から5万円をもらい、特例納付により当時未納となっていた保険料を郵便局で納付しており、納付できない。48年3月に保険料を過年度納付した際の領収書の備考欄に「45年度完納」と記載されており、少なくとも昭和45年度の保険料に未納があるはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を、昭和50年ごろ、郵便局において一括で納付したと主張しているが、申立人が保管している申立期間に係る納付書には、金融機関の領収印が無く、通常であれば本人の手元には1枚しか残らないはずの複写式の3枚の用紙（納付書・領収証書、領収控、領収済通知書）がそのままの状態に残されている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料を負担したと申立人が主張する義母も死亡しており、保険料の納付状況が不明である。

一方、申立人が保管している昭和46年1月から同年3月までの保険料の領収書の備考欄には、「45年度完納」と記載されており、筆跡に関する社会保険事務所職員の証言等から領収書を発行した社会保険事務所職員が書いたものと推測され、当時、社会保険事務所の窓口において、45年4月から同年12月までの申立人の保険料の納付状況を踏まえて記載した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和47年4月に新規交付されており、その時点では、45年4月以降の保険料は時効にかかっておらず、納付可能であ

った。

さらに、申立人には、申立期間以降、国民年金保険料の未納は無く、申立人の夫にも国民年金保険料の未納は無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から48年12月まで

申立期間当時は、夫の実家に義兄夫婦と同居し家業の手伝いをしており、家計は義父が管理していた。昭和44年2月に長男を出産後しばらくして、義父から、「出産の給付金からあなたの国民年金の保険料をさかのぼって一括で払ってきた。」と言われたのを覚えている。それ以降も義父が引き続き保険料を納付してくれたと思う。

私と同じように義父が保険料を負担していた夫の保険料には未納は無い、自分の分だけ未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「義父から、長男（昭和44年2月生）の出産に対する給付金で申立人の国民年金の保険料をさかのぼって一括で払ってきたと聞いている。」と主張しているところ、当時の国民健康保険の分娩費は3,000円であることが市において確認でき、この金額は、当時の申立人の未納期間（43年2月から44年3月まで）とほぼ一致することから、申立人の主張は信用できるものと考えられる。

また、申立人は、国民年金制度発足当初に国民年金手帳の交付を受けていることが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿において確認でき、申立期間の保険料については、納付することが可能であった。

一方、昭和44年4月から48年12月までの期間については、国民年金保険料の納付方法や納付時期について、申立人に具体的な記憶が無く、申立人の義父も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人と同様に申立人の義父が保険料を納付してきたとされる申立人の夫、義兄及び義兄の妻のうち、申立人の義兄の妻についても、未納期間が存在する。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から同年 9 月まで

私は、申立期間当時、役場の臨時職員として勤務しており、国民年金の係とは同じフロアだったこともあって、保険料を直接持参して納付していた。社会保険庁の記録では、昭和 45 年 10 月から納付したことになっているが、前の未納分を残して、その後の分のみを納付するとは考えられない。未納期間があることを知らされていなかったし、案内があれば、同じ職場に居たのだから納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、同居していた申立人の母親及び兄夫婦共に 1 か月の未納も無く国民年金保険料を納付していることから、申立人の家族は、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間は納付可能な期間であったにもかかわらず、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から同年6月まで

義父が、特例納付に係る案内状に基づき、昭和48年9月から49年6月までの10か月分の国民年金保険料について、5か月分ずつ2枚の納付書を発行してもらい、48年9月分からの5か月分を54年3月2日に納付している。家計については、すべて義父母が管理していたが、公租公課について全く未納はなかったと聞いている。申立期間以外に未納はないので、義父が残り5か月分の特例納付保険料の支払をしていないわけがなく、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と比較的短期間であるとともに、申立人については、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付されており、申立人の夫及び当時申立人の家計を管理していたとする義父母についても国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間を含む特例納付については、申立人の義父が行っており、A市が発行した申立人に係る特例納付の案内文書に記載された特例納付対象期間10か月のうち、前半5か月の保険料については納付済みであるとともに、申立期間となっている残り5か月の保険料についても、同文書に「20,000円をS55. 6. 30までに納入すること」との義父のメモが残されており、保険料額や特例納付の実施期間について不自然な点等が無いことから、当該特例納付を義父が行わなかったとは、特段の事情が無い限り考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人については、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年10月まで

社会保険事務所に昭和36年4月から40年10月までについて国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、納付の事実が確認できなかったとの回答があった。

しかし、この期間については、区長が毎月集金に来ており、母が100円ずつ納めていたので、国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

なお、転居した時にもらった国民年金手帳とは別に国民年金手帳を持っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳の昭和36年度から40年度までの「保険料納付状況」には、申立期間に連続して未納期間があるにもかかわらず、申立期間の月数と一致する数字が「納付月数」欄に記載されており、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことが推認される。

また、申立人が当時居住していた地区では、申立人の主張どおり、納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できるとともに、申立人の母が納付していたとする国民年金保険料額は、当時の保険料額と一致しているなど、申立内容の全体を通じて不自然な点は見られない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

国民年金の加入の必要性を感じ、昭和 49 年に A 市役所に相談に行ったが、そのときの詳細はよく覚えていない。

その後、昭和 50 年に国民年金手帳を持っていないことに気づき、改めて市役所に相談に行った。タクシーで郵便局に行き、学生の時の奨学金の残りから 2 万円弱を引き出した。市役所の国民年金課で納付書を受け取り、その 2 万円弱に所持金を併せて、市役所内で納めた。領収証書は 2 枚で、1 枚には昭和 50 年度と記載されていた。領収証書を国民年金課に提示してずいぶん待たされた後、年金手帳を交付された。

昭和 49 年度と 50 年度の保険料は納付していると思うので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に関する国民年金保険料納付に係る記憶は、詳細かつ具体的であり、その内容は当時の国民年金の状況等に照らしても不自然では無く、納付したとする国民年金保険料額も当時の金額とおおむね一致しているなど、申立内容の全体を通じても不自然な点は見られない。

また、申立期間以後、国民年金保険料はすべて納付しており、昭和 56 年の婚姻以降は国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年当時、A市役所B出張所に国民年金保険料100円を毎月自分で納めに行っていた。徴収日が決まっています、市役所から年金係の方が来ており、領収書は二つ折りのものに印紙を貼^はってもらっていた。

父が早く亡くなり、母は恩給の恩恵に浴し母自身も教員であったことから、年金制度への理解が深く、国民年金制度が出来ると国の制度だから納付するようとお金を出してくれた。

平成10年市役所へ納付に行った際、記録を調べてもらったら、昭和36年度は国民年金に加入しておらず、未納であることを初めて知った。

未納の通知を受けたことも無く、自分は納付しているとはばかり思っていたので未納とのことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間に関する国民年金保険料納付に係る記憶は、詳細かつ具体的であり、その内容は、納付したとする国民年金保険料額も当時の金額とおおむね一致しているなど、申立内容の全体を通じて不自然な点は見られない。

さらに、国民年金制度発足当時、国民年金手帳記号番号が申立人に払い出され、国民年金手帳が発行されているが、共済組合の被保険者となった

のは実際には昭和 37 年 4 月 2 日であるにもかかわらず、「36 年 4 月 1 日共済加入で資格喪失」と、事実と反する処理が行われていることや、63 年 4 月 2 日の 3 号被保険者資格取得時に新たな国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金手帳記号番号が重複状態になっているなど、不適切な処理も見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から51年6月までの期間、52年4月から53年3月までの期間及び53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月から51年6月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで
③ 昭和53年10月から54年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出し、平成19年7月に、一部期間について、未納から納付済みに納付記録の訂正処理が行われたが、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答であった。

しかし、申立期間当時、自治会の班長が自宅に国民年金保険料の集金に来て、私と妻がその時々で対応して納付しており、申立期間において、妻の国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の国民年金保険料が未納となっていることには納得できない。

また、妻は、国民年金加入期間中は強制加入の被保険者であるにもかかわらず、昭和41年6月2日から61年3月まで任意加入と記録されていることも疑問がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が平成19年6月に社会保険事務所で確認した昭和40年4月から54年3月までの未納と記録されていた期間について、特殊台帳、市役所の電算端末記録、社会保険事務所保管の領収済通知書により、一部期間について納付記録の訂正が行われている。

また、申立人の妻は、国民年金加入期間中は強制加入の被保険者であるにもかかわらず、昭和41年6月2日から61年3月まで任意加入と記録されていた

り、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは53年9月となっているにもかかわらず、国民年金制度が発足した36年4月からの納付が記録されているなど、行政の記録管理に不備がみられる。

さらに、申立人の妻は、昭和39年4月に国民年金に加入して以降、申立人の申立期間を含め、国民年金保険料はすべて納付しており、かつ、申立人は、申立期間当時、経済的に問題が無かったと主張していることから、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間当時の班長経験者から、同地区においては、班長が1年交代で、班員の固定資産税、国民年金保険料等を集金しており、完納報奨金を受給できるようにするため、班員に国民年金保険料等の未納は無かったはずであるとの証言が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月まで

国民年金保険料の納付期間を照会したところ、申立期間について、保険料の納付の確認ができなかった旨の回答をもらった。

昭和 53 年 8 月から事業所で数か月働き、当該事業所が厚生年金保険には加入していなかったことが後で判明したため、53 年 8 月からの国民年金保険料はその時点では納付していなかったが、54 年 3 月ごろに役場から督促を受けたことから、すぐに、申立期間についての国民年金保険料を、納付書で、3 回ぐらいに分けて役場の窓口で納めたと記憶しているので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、国民年金加入期間については、申立期間の 8 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫も、申立期間を含めて、36 年 4 月から 60 歳に到達するまで未納は無く、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、町の被保険者名簿では、申立期間の保険料は未納とされているものの、併せて、昭和 53 年 8 月の欄には、「喪失」、「強再」（強制再加入を表しているものと認められる。）の記載があり、申立人が、当初、事業所を厚生年金保険適用事業所であると勘違いしていたとの主張と符合する内容となっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生年金 事案 81

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年5月31日まで

社会保険事務所の記録では、A社に係る厚生年金保険の資格取得日が昭和39年6月1日と記録管理されているが、同年4月1日から勤務しており、保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立人は、A社に昭和39年4月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和39年6月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所が保管していた被保険者標準報酬決定通知書の備考欄に昭和39年6月1日取得と記載されていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 82

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 63 年 7 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 7 月 1 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 63 年 7 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。事業主による厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び昭和 63 年分の所得税の確定申告書の控えにより、申立人は、A 社に勤務し、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月の標準報酬月額については、給与明細書及び同年 8 月の社会保険事務所の記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が昭和 63 年 8 月 1 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難く、また、当該事業所の年金事務を担当していた社会保険労務士が保存していた、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が同年 8 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間のうち同年7月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和63年6月の事業主による申立人の厚生年金保険料の控除については、当該事業所における厚生年金保険料の控除の方法は、翌月の給与から控除する方法を採用していると認められるところ、同年7月の給与明細書では厚生年金保険料が控除されておらず、このほか、同年6月の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、これを認めることはできない。

厚生年金 事案 83

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和43年11月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月18日から44年7月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和43年11月18日から44年7月1日までの厚生年金保険の加入記録が無かった。A社に43年11月18日に入社し、申立期間の保険料控除が確認できる給与台帳兼所得税源泉徴収簿があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主作成の給与台帳兼所得税源泉徴収簿及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に昭和43年11月18日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳兼所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、資格取得日について、昭和43年11月18日として届け出るべきところを44年7月1日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年11月から44年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 84

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和39年5月1日に、資格喪失日に係る記録を40年7月31日とし、申立期間の標準報酬月額を、39年5月及び同年6月は2万8,000円、同年7月は2万4,000円、同年8月から40年4月までは3万円、同年5月及び同年6月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から40年7月31日まで

社会保険庁に対し厚生年金加入期間の照会をしたところ、申立期間について加入した事実が無い旨の回答を受けた。保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書等があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、B健康保険組合の記録等により、申立人は、A社に申立期間に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書等の保険料控除額から、昭和39年5月及び同年6月は2万8,000円、同年7月は2万4,000円、同年8月から40年4月までは3万円、同年5月及び同年6月は2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間の3か月前までは適用事業所となっているが、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記

録が無い。しかし、同社は、B健康保険組合の適用事業所となっており、また、同健康保険組合の記録からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年5月4日に、資格喪失日に係る記録を32年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和31年5月から同年9月までは1万円、同年10月から32年2月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月4日から32年3月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和31年5月4日から32年3月15日までの期間について加入記録が無いとの回答をもらった。この期間は、A社B支店に勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険組合の被保険者記録、雇用保険加入記録及び人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和31年5月に同社本社から同社B支店に、32年3月に同社B支店から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る社会保険事務所の記録及び同社における同僚の記録から、昭和31年5月から同年9月までは1万円、同年10月から32年2月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事

務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和33年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、昭和28年10月から29年4月までの標準報酬月額は8,000円、29年5月から33年9月までの標準報酬月額は1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月11日から33年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和28年10月11日から33年10月1日までの記録が無いとの回答をもらった。28年5月から33年9月まで勤務しており、途中で退職した事実はないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された独立行政法人の厚生年金資格確認票から、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和33年10月1日であることが確認できる。

また、当該法人の厚生年金資格確認票は、個人ごとの厚生年金保険の加入記録を記したものであり、申立期間前における別の事業所の厚生年金保険の加入記録も記されているが、その加入記録はそれぞれ社会保険庁の厚生年金保険の加入記録と一致していることから、事業所からの届出に基づいて作成されたものであると考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、昭和33年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、社会保険事務所の被保険者名簿から確認できる直近の標準報酬月額及び同僚の記録より、昭和28年10月から29年4月までの標準報酬月額は8,000円、29年5月から33年9月までの標準報酬月額は1万6,000円とすることが妥当である。

新潟厚生年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を平成 15 年 6 月 2 日に、資格喪失日に係る記録を同年 7 月 21 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 2 日から同年 7 月 21 日まで

申立期間について、A 社での厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書及び年金加入期間を会社が記入した年金手帳を持っているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

給与明細書、人事記録、雇用保険の記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていない結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 6 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を

還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟厚生年金 事案 5

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を昭和 53 年 10 月 29 日に、資格喪失日に係る記録を 54 年 4 月 9 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 29 日から 54 年 4 月 9 日まで

申立期間について、A 社での厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。同期間については、当時の給与明細書と源泉徴収票が残っており、厚生年金保険料が控除されていたのは間違い無い。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

給与明細書、人事記録、雇用保険の記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていない結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当し

た場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 10 月の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所における資格喪失日に係る記録を同年 11 月 1 日に訂正し、同年 10 月の標準報酬月額を 50 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 20 年 10 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 31 日から 21 年 2 月 1 日まで

A 事業所より昭和 20 年 10 月 31 日付けで休職辞令が出され、休職給金 150 円、退職慰労金 58 円を受けた。休職給金は当時の月給の 3 か月分に当たり、休職期間は 20 年 11 月 1 日から 21 年 1 月 31 日までとなり、資格喪失日は 21 年 2 月 1 日であると思われる。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めて再裁定をしてほしい。

また、仮に昭和 20 年 10 月 31 日退職だとすれば資格喪失は同年 11 月 1 日となると思われるので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録により、申立人が申立てに係る A 事業所に継続して勤務し、申立期間のうち、昭和 20 年 10 月に係る厚生年金保険料については事業主により控除されていたことが認められる。

また、昭和 20 年 10 月の標準報酬月額については、人事記録から 50 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和 21 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会

保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年 10 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和 20 年 11 月から 21 年 1 月までの厚生年金保険料については、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等が無く、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月31日から同年6月1日まで

A社B支店から同社本社に異動した際に、辞令は昭和44年6月1日なのに、社会保険事務所の記録では、A社B支店における資格喪失日が、同年5月31日、次の同社本社資格取得日が同年6月1日になっており1か月の空白期間が存在する。資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年6月2日（同年6月1日は日曜日のため）に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険料を毎月給与から控除していること、従業員の給与から控除した保険料に基づいて社会保険事務所に納付すべき保険料を算定し、これと社会保険事務所からの納入告知書の金額が一致することを確認した上で納付していること等から、保険料を納付したと主張するが、事業主が資格喪失日を昭和44年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和38年7月22日から39年3月28日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する申立期間のうち38年7月22日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、39年3月28日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、同期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和38年7月22日から39年3月28日までの標準報酬月額については1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年5月まで

A社とB社との間に、C社で働いていた。同僚6名の名前を覚えており、また、当時の写真があり、C社での厚生年金保険の記録が無いことには納得ができない。その会社での年金記録のあるD氏はいどこであるが、C社では働いていないので、その年金記録が自分のものなのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間についてC社の社会保険庁の被保険者名簿では、申立人名義による資格が取得された形跡は見当たらない。

しかし、申し立てられた同僚6名については被保険者名簿に全員記録が残されており、その他の周辺事情からみても申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、被保険者名簿において、いとこのD氏は、昭和38年7月22日に資格取得し、39年3月28日に資格喪失された記録が確認できるが、この点について同氏からは、C社では勤務したことはなく、他社に勤務していたとの陳述が得られた。

これらを総合的に判断すると、上記名簿に係る被保険者記録は、申立人のものであったところ、社会保険庁における処理の中で、D氏の記録に混同された

ものと考えられ、申立人が昭和 38 年 7 月 22 日に被保険者の資格を取得した旨の届出及び 39 年 3 月 28 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

一方、申立期間のうち昭和 38 年 1 月から 38 年 7 月 22 日までの期間及び 39 年 3 月 28 日から 39 年 5 月までの期間については、申立人の記憶も曖昧^{あいまい}であり、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、被保険者資格を取得していたものと認めることはできない。

なお、昭和 38 年 7 月 22 日から 39 年 3 月 28 日までの標準報酬月額については、上記名簿に係る記録により 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

滋賀厚生年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 8 月 5 日から 45 年 8 月 29 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、かつ、事業主は、申立人が 44 年 8 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45 年 8 月 29 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、同期間に係る厚生年金被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 44 年 8 月から 45 年 3 月までの標準報酬月額は 3 万 3,000 円、45 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額は 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月から 40 年 12 月まで
② 昭和 44 年 8 月から 45 年 7 月まで

私は、A 社 B 支社（①の期間）及び C 事業所（②の期間）で働いていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

A 社 B 支社に係る申立期間①については、同支社に申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したところ、申立人が在籍していた記録は無い旨の回答が提出されている。

また、申立人は、A 社 B 支社において生命保険の外務員に従事していたと申し立てているが、申立人の同支社での雇用形態や厚生年金保険料の控除に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

一方、C 事業所に係る申立期間②については、同事業所は既に全喪しているが、同事業所の関連会社の協力を得ながら、同事業

所における申立人の勤務記録等を追跡調査したところ、社会保険庁が申立人の氏名を誤って記録していたことが判明し、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できた。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和44年8月5日にC事業所における被保険者資格を取得し、45年8月29日に資格喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録から、昭和44年8月から45年3月までは3万3,000円、45年4月から同年7月までは4万8,000円とすることが妥当である。

滋賀厚生年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 事業所における資格取得日に係る記録を昭和 48 年 5 月 21 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 40 年 6 月から 61 年 1 月 31 日まで、A 社の健康保険組合
保養所の管理人をしていたが、社会保険庁の記録では、48 年 5 月
21 日に A 社本社において資格喪失し、同年 6 月 1 日に同社 B 事業
所において資格取得となっている。

入社以来、継続して勤めており、退職金支給明細書及び在籍証明
書からそのことが確認できるので、申立期間について厚生年金
保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

退職金支給明細書、在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立
人が A 社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業
主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社 B 事業所に係る
社会保険事務所の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか
否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる
関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざる
を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前
に、事業主が申立てのとおり被保険者資格の取得日に係る届出を
社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連
資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、昭和 45 年 2 月 6 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 7 日から 45 年 2 月 6 日まで

昭和 41 年 3 月に A 社に就職し、45 年 2 月 6 日に B 支店から C 支店に転勤になったが、46 年 10 月 31 日に資格喪失するまで、退職した事実はない。

A 社 B 支店における昭和 44 年 2 月 7 日の資格喪失日は誤りであるので、厚生年金保険の資格喪失日を 45 年 2 月 6 日に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人の A 社（現在は、D 社）における雇用保険の被保険者期間は、昭和 41 年 3 月 14 日から 46 年 10 月 31 日までとされており、申立人は同行に継続して勤務していたことが認められる。

また、D 社が保管する社員台帳によれば、申立人が B 支店から C 支店に転勤したのは、昭和 45 年 2 月 6 日であり、申立期間に係る給与や手当が変更されていることも確認できることから、申立期間以外の期間と同様に、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認される。

さらに、①社会保険庁の記録では昭和 44 年 2 月 7 日の資格喪失日の記載があるものの、資格喪失日後の 44 年 10 月 1 日の標準報酬月額の記録があること、②また、申立人と同時期に資格喪失した厚生年金保険被保険者に係る B 支店における資格喪失日と社会保険事務所での処理年月日を確認したところ、社会保険事務所において、ほぼ 1 か月以内に喪失手続をしてい

たことが確認できるが、申立人の資格喪失に係る処理年月日が 45 年（月日は判別不明）とされており、申立人のみ 1 年も遅れて手続がされたとは考えにくいことから、社会保険事務所において、被保険者台帳の資格喪失日に係る記載に誤りがあったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人の主張する昭和 45 年 2 月 6 日に厚生年金保険の被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者台帳における記録から 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

兵庫厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に平成11年8月から勤務し、同年10月31日に会社を退職したのに、同年10月が厚生年金保険の被保険者期間から除外されている。この1か月間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の記録及び退職届により、申立人がA社に平成11年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成11年8月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、厚生年金保険料も納付していないとしている。また、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成11年10月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月分の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鳥取厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を昭和 62 年 5 月 26 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 62 年 4 月ごろから 63 年 4 月まで A 社に勤務し、62 年 5 月から厚生年金保険料を給与控除されていたが、社会保険事務所で確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことがわかった。厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が A 社に昭和 62 年 5 月 26 日から 63 年 4 月 25 日まで継続して勤務していたことが確認でき、申立人が保有する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保有する給与明細書から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は平成 12 年 8 月に全喪し関係者の所在が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和41年9月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年9月12日から同年12月1日

厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、昭和41年9月12日から同年11月30日については、加入していないとの回答をもらった。

昭和41年9月12日から同年11月30日の間は、A社C事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務履歴により、申立人がA社C事業所に昭和41年9月12日から同年11月30日まで、厚生年金保険の適用を受ける要件を満たしている臨時雇用員として勤務していたことが確認でき、申立期間に申立人がA社C事業所を異動している形跡は無いことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年9月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を平成5年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月30日から平成5年1月1日

A事務所の退職日は、平成4年12月31日であるのに、厚生年金保険の加入記録では、資格喪失日が同年12月30日になっている。

厚生年金保険の保険料を控除したことを確認できる源泉徴収簿があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成4年分所得税源泉徴収簿から、申立人は、A事務所に平成4年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿の保険料控除額及び申立期間の直近の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成5年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを平成4年12月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A本社における資格取得日に係る記録を昭和 42 年 9 月 2 日に、資格喪失日に係る記録を 43 年 7 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 6 月まで

厚生年金保険加入記録を調べたところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち昭和 42 年 9 月から 43 年 6 月までの加入記録が無かった。

会社の名前が入った給与明細書を持っており、厚生年金保険料は控除されているので、納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

株式会社A本社からの給与明細書、雇用保険の記録及び申立人の証言により、申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書及び当該事業所における社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所の B 支店は保険関係の適用を本社一括処理とするため、昭和 42 年 9 月 2 日に全喪しており、申立人についても同日に資格喪失している。申立人については、保険料を控除している本社での厚生年金保険の資格取得の届出及び資格喪失の届出のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る事業主からの届出を記録していないとは考え難い。このため、社会保険事務所は、事業主が 42

年9月2日を当該事業所のB支店における資格喪失日として届け出てから、43年7月1日を株式会社Aにおける資格取得日として届け出るまでは、申立人に係る厚生年金保険の適用を行わず、その結果、申立人に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 50 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 8 万円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所へ加入期間照会を行ったところ、昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 3 月 26 日まで勤務した有限会社 A における厚生年金保険の被保険者資格取得日が 50 年 11 月 1 日となっていた。

厚生年金基金連合会から送られた移管通知では、厚生年金基金の加入日は、昭和 50 年 10 月 1 日となっている。よく調べて、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

B 健康保険組合が作成した健康保険被保険者資格証明書、B 厚生年金基金が保有する加入員記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において有限会社 A に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の有限会社 A における資格取得年月日については、厚生年金基金の記録に「昭和 50 年 10 月 1 日」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 50 年 10 月 1 日に被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和 50 年 10 月の標準報酬月額については、健康保険組合の被保険者台帳の記録及び社会保険事務所の被保険者名簿における直近の期間の記録から、8 万円とすることが妥当である。

佐賀厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和50年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年9月の標準報酬月額については、6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月21日から同年10月21日まで

厚生年金被保険者記録を確認したところ、A社における資格喪失は昭和50年9月21日で、次に勤務したB社が同年10月21日資格取得となっている。

グループ企業内の人事異動であり、1か月の空白があることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の記録から、申立人の厚生年金基金加入員資格は、昭和50年10月21日に転勤による事業所名称の変更処理は行われているが、厚生年金基金加入員資格は継続していることが確認できる。

なお、当時、資格喪失届は、複写式の届出様式により、同一内容のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出されており、基金ではそれに基づき厚生年金基金台帳に記録している。

また、A社から、B社に異動があった者5名についてみると、厚生年金被保険者記録の欠落の事例は確認できなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和50年10月21日に、

被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿から確認できる直近の標準報酬月額である6万8,000円とすることが妥当である。

大分厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成4年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月29日から平成4年1月1日まで
国民年金保険料の未納期間を調べたところ、厚生年金保険の未加入期間があることがわかった。この期間は、厚生年金保険加入期間であり、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の出勤簿及び賃金台帳により、申立人は、当該事業所に平成3年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳から、24万円とすることが妥当である。

さらに、当該事業所に保管されている健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には平成3年12月28日退職、同月29日喪失と記載されていることから、事業主が適正な届出を行ったとは認められない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が適正な届出を行っていない結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

国民年金 事案 169

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から5年12月まで
当時、別居していた息子が週末に帰ってきた際、私に送られてきていた国民年金保険料の未納の通知を見て支払ってくれたので、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男は、平成6年から7年ごろに社会保険事務所で申立人の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、納付時期、納付期間、納付金額ともに記憶が曖昧である。

また、申立人の長男が使用したとする納付書は、当時社会保険事務所で使用されていた納付書の様式とは異なるなど、その主張に不合理な点も見受けられる。

さらに、申立人には申立期間以外にも未納期間が多数存在する。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 170

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から48年3月まで
昭和48年夏ごろに、市役所から国民年金保険料の未納の通知をもらったので、10万円を持って支所へ行き、7万円近くを納付したのに、未納となっており納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和48年に申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張するが、この時期においては、申立期間の一部について時効により納付できず、また、特例納付もできない時期であり、申立人が一括で納付したと主張する金額についても、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額と異なっている。

さらに、申立人は市役所の支所において一括納付したと主張するが、当時の支所においては、特例納付と過年度納付の収納業務を行っていなかったことが確認されており、申立内容に不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 171

第1 委員会の結論

申立人の昭42年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から52年3月まで

私が二十歳になったときに、母と一緒に区役所で加入手続をし、その後の納付は、いつも一緒に母と区役所で夫の分と併せて納付をしてきたので、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人及び当時加入手続及び納付を一緒にしていたとする申立人の母から加入手続や納付の状況を聴取しても、記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は9年11か月と長期間に及んでいる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 172

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から51年3月まで

私(妻)が二十歳になったときに、私が区役所で申立人(夫)の国民年金の加入手続とそれまで未納だった保険料の納付をし、その後の納付は、夫婦二人分を併せて私が納付をしてきたので、未納であるはずがない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人の妻及び当時加入手続及び納付を一緒に行っていたとする申立人の妻の母から加入手続や納付の状況を聴取しても、記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は15年3か月と長期間に及んでいる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月までの期間、62 年 6 月から同年 8 月までの期間及び平成 10 年 1 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 62 年 6 月から同年 8 月まで
③ 平成 10 年 1 月から同年 10 月まで

申立期間のうち、①昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、加入手続をした時からきちんと納付している。

また、申立期間のうち、②昭和 62 年 6 月から同年 8 月までの期間及び③平成 10 年 1 月から同年 10 月までの期間の保険料については、納付しに行った記憶が無い^{あいま}ため、口座振替をしていたのだと思うが、残高不足にすることは考えられず、納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和 44 年から、国民年金保険料は納付していたと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付場所、納付方法、納付金額、納付時期等に関する記憶が曖昧^{あいま}であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、納付済みとなっている期間の保険料の納付状況をみると、特殊台帳では昭和 51 年度及び 55 年度は、数か月分をまとめて過年度納付されたこと、また、平成 9 年 10 月から同年 12 月までの保険料も、月ごとに過年度納付されたことが確認できるなど、保険料を規則的に納付していたとの申立人の主張は認められない点がある。

さらに、申立期間は、97 か月と長期間であり、ほかにも未納等の期間がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの期間、53 年 7 月から 54 年 12 月までの期間、55 年 10 月から同年 12 月までの期間、56 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 53 年 7 月から 54 年 12 月まで
③ 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで

昭和 55 年か 56 年ごろ、区役所において、家か機械を売却した資金で、夫婦二人分で 22 万円くらいの保険料を一括納付したはずである。その後の保険料は集金人に支払っており、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

一括納付した時期及び一括納付するための資金についての申立人の供述は変遷しており、その記憶は明確でない。申立人は、自宅又は機械を売却した資金により一括納付したと主張しているが、仮に自宅を売却した資金で一括納付した場合には、自宅の所有権移転登記日は昭和 56 年 7 月と確認され、その時期は特例納付できない時期であるとともに、他方、仮に昭和 55 年ごろに機械を売却した資金で一括納付した場合には、納付したと主張する金額は実際に必要となる金額と大幅に異なるなど、その主張に不自然さが見られる。

また、一括納付したと主張する後の期間を含め複数の未納期間があるほか、申立人自身も集金人が来た際、支払いをしなかったこともあったとしている。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）もなく、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの期間、53 年 7 月から 54 年 12 月までの期間、55 年 10 月から同年 12 月までの期間、56 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 53 年 7 月から 54 年 12 月まで
③ 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで

昭和 55 年か 56 年ごろ、区役所において、家か機械を売却した資金で、夫婦二人分で 22 万円くらいの保険料を一括納付したはずである。その後の保険料は集金人に支払っており、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

一括納付した時期及び一括納付するための資金についての申立人の供述は変遷しており、その記憶は明確でない。申立人は、自宅又は機械を売却した資金により一括納付したと主張しているが、仮に自宅を売却した資金で一括納付した場合には、自宅の所有権移転登記日は昭和 56 年 7 月と確認され、その時期は特例納付できない時期であるとともに、他方、仮に昭和 55 年ごろに機械を売却した資金で一括納付した場合には、納付したと主張する金額は実際に必要となる金額と大幅に異なるなど、その主張に不自然さが見られる。

また、一括納付したと主張する後の期間を含め複数の未納期間があるほか、申立人自身も集金人が来た際、支払いをしなかったこともあったとしている。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）もなく、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から52年4月まで

夫が区で行われた会社経営の講習会に出席した際、国民年金の話聞き、私に国民年金に入るようアドバイスしたことがきっかけで加入し、郵便局で納付書により納めていた。

子供が中学受験を控えていたころであり、同世代の子供がいる義姉も私の国民年金の領収書を見たことがきっかけで加入したと聞いているので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は加入手続、納付開始時期及び手帳交付の有無等、保険料納付に関する記憶が明確ではないほか、有力な証言も得られない。

さらに、申立人は昭和45年ごろから国民年金保険料を納付していると主張するが、社会保険庁の記録では、申立人は、52年5月に任意加入したものとされており、申立期間については未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することができず、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から48年3月まで

昭和44年6月に会社を辞め3～4年経ったところに、区役所で国民年金への加入手続を行い、その場で過去の未納分を一括で納付し、区役所の窓口担当者に「これで未納期間はありません」と言われたことをはっきり覚えているので、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年7月に払い出されているとともに、申立人は会社を退職して3～4年経ったところに国民年金の加入手続を行ったとしていることから、申立人は48年7月ごろに加入手続を行ったものと考えられるが、この時期は、申立期間の一部について時効により納付できず、また、特例納付ができない時期である。

さらに、申立人には一括で納付したとする金額についての記憶が無いなど、納付についての記憶が明確でない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 178

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から44年6月まで
家業を手伝うために実家に戻った昭和38年4月以降、父親が加入手続及び納付をしてきていたはずであり、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が作成した昭和43年分及び44年分の確定申告書控に記載されている国民年金保険料は、43年分が申立人の両親の保険料相当額であり、44年分が申立人の両親と申立人の納付済みと記録されている44年7月分以降の保険料相当額であることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

また、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身は保険料の納付にほとんど関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年3月まで
叔父から「国民年金は学生でも20才から任意加入できる」と勧められ、20歳の7月に区役所で加入手続をした。保険料は、大学卒業後は自分で納付したが、卒業するまで母が納付してくれていた期間が未納なのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が明確ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月ごろ払い出されており、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間がある上、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに年金手帳があった記憶は無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間における保険料が未納となっていることが判明した。結婚するまで保険料は母が納付しており、結婚後は妻が納付していた。申立期間について母の保険料は納付済みとなっており、十数年前に町役場に納付状況を確認した際に私の保険料の未納は無いと回答を得ており、申立期間について未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付状況についてみると、国民年金の加入手続をした昭和38年度以来、申立人の主張のとおり未納は無いが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母の保険料について、昭和36年4月から40年3月までの期間が納付済みとなっているのは、申立人が結婚した後の46年に特例納付により納付されたものであることから、申立期間当時、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたとは認められず、さらに、特例納付により納付された形跡も認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から51年4月まで
20歳になった昭和46年11月から51年4月までの私の国民年金保険料は母が納付していたと思うので、この期間が未納となっていることについて納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、20歳となった昭和46年11月当時、A市に住居登録があったが、B市に住んでいた母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べている等、不自然さが見られる上、申立人は昭和49年5月に婚姻後、申立人の夫の転勤に伴う住所変更が数回あるが、その際に国民年金の手続を行ったこと及び国民年金保険料の納付書の送付を受けた記憶は無い。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号は払い出されていなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 85

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から48年3月

申立期間はA地で予備校及び大学に通学していたが、実家の父親が私の国民年金保険料を納付していたと聞いている。領収書等は保管していないが、申立期間について納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人に聴取しても、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親から国民年金手帳を受け取ったという記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 86

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで
国民年金の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。当時、市の出張所に毎月保険料を納付していたので、未納とされることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していた事実を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に聴取しても記憶が曖昧であるため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和49年当時、社会保険事務所から未納保険料の特例納付の通知があり、昭和36年度から45年度までの未納保険料として、10年間分、約11万円の納付を求められたが支払うことができなかったことを記憶しており、その後も申立期間の国民年金保険料について納付したことが無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 87

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年3月まで

昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、納付の確認ができなかったとの回答を得た。未納となっている21か月について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人から聴取しても、納付時期や納付金額等は明確でなく、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、昭和47年ごろに手続を行ったとされる国民年金の加入時期についても、申立人の記憶は曖昧であるとともに、申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日は49年5月20日となっており、その時点では、さかのぼって納付しない限り申立期間の保険料を納付することができず、しかも過年度納付を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 88

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年3月まで

昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、納付の確認ができなかったとの回答を得た。未納となっている21か月について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人から聴取しても、納付時期や納付金額等は明確でなく、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、昭和47年ごろに手続を行ったとされる国民年金の加入時期についても、申立人の記憶は曖昧であるとともに、申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日は49年5月20日となっており、その時点では、さかのぼって納付しない限り申立期間の保険料を納付することができず、しかも過年度納付を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 89

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 38 年 10 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間のうち、37 年 4 月までは父が国民年金保険料を納付していたが、同月に結婚したことに伴い、翌 5 月に任意加入に切り替え、それ以降は私が国民年金保険料を納付していた。

しかし、父が納付していた期間を含めた昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 38 年 10 月から 41 年 3 月までの期間については、国民年金手帳に契印（割印）があることから、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 36 年 4 月から 37 年 4 月までの期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が昭和 37 年 5 月以降、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことに加えて、申立人が所持する申立期間当時の国民年金手帳には、記録上納付済みとされている期間については印紙検認記録がある一方、申立期間については印紙検認記録が無く、申立人が納付していた役場の支所において、合計 4 年半にわたり、検認印の押印もれがあったとは考え難い。さらに、申立人が納付して

いた証拠と主張する国民年金手帳の契印（割印）は、検認台紙を同手帳から切り離す際に押印するものであり、国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から48年3月まで

昭和49年2月、妻が、私の41年10月から48年3月までの期間及び妻の46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で納入している。その時、妻は妊娠7か月で、市役所で転倒した。そのことが原因で息子に障害がでてしまったようで、妻がはっきりと覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得ができないので、納付の事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年当時、国民年金保険料を過去にさかのぼって納付したと主張するが、申立人が一括納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と異なっており、不合理である。

また、A市役所において、加入手続と同時に過年度保険料（特例納付等）を納付したと主張しているが、A市での国民年金保険料の収納は通常、現年度保険料を会計課窓口で取り扱っているのみであり、例外的に社会保険事務所職員が^{そきゆう}出向いて過年度保険料の収納していたことは^{あいまい}あったが、申立人が保険料を遡及して納付できることを知ったきっかけは曖昧であり、申立人の妻が市役所に訪れた際に過去の未納分の保険料が納付できたとは考え難い。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 91

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

昭和49年2月、夫の41年10月から48年3月までの期間及び私の46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で納入している。その時、私は妊娠7か月で、市役所で転倒した。そのことが原因で息子に障害がでてしまったようで、はっきりと覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得ができないので、納付の事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年当時、国民年金保険料を過去にさかのぼって納付したと主張するが、申立人が一括納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と異なっており、不合理である。

また、A市役所において、加入手続と同時に過年度保険料（特例納付等）を納付したと主張しているが、A市での国民年金保険料の収納は通常、現年度保険料を会計課窓口で取り扱っているのみであり、例外的に社会保険事務所職員が出向いて過年度保険料の収納していたことはあったが、申立人が保険料を遡及して納付できることを知ったきっかけは曖昧であり、申立人が市役所に訪れた際に過去の未納分の保険料が納付できたとは考え難い。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 92

第1 委員会の結論

申立人の①昭和52年9月及び②56年4月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月
② 昭和56年4月から61年2月まで

昭和52年9月及び56年4月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、口座振替により納付しており、妻と同様の納付状況であるはずだ。申立期間については納付していたことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、平成8年4月8日に厚生年金保険加入期間との照合による記録補正により、初めて国民年金被保険者期間として確定したものであり、昭和53年10月の加入手続当時は未加入期間であったと考えられる。

また、申立人は、この期間について国民年金保険料を納付した記憶が無く、このほかに申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、昭和56年11月に厚生年金保険からの切替手続と併せて、申立人の妻の分とともに口座振替の届出を行ったと述べているが、そうであるとすれば、申立人の妻の国民年金資格記録も任意加入から強制加入への切替えがなされるはずであるにもかかわらず、任意加入のままになっていることから、申立てのとおり手続が行われたとは考え難い。

また、申立人の妻の口座振替の手続は、昭和56年7月以前に実施されていることが確認できることから、申立内容と実際の手続の状況に矛盾が認められる。

さらに、A市における口座振替後の事務処理は、振替結果の磁気テー

ブを計算センターにおいて一括処理する方式によっており、仮に申立人が口座振替によって納付していたとすれば、申立人に係るA市の納付記録が約5年間も継続して抜け落ちていることは不自然である。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 59 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が私と妻の二人分の保険料を毎月月末に金融機関に納付しており、私の分だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたと主張するが、夫婦の納付記録を見ると、納付日が相違する月や申立期間以外で夫の国民年金保険料のみが未納となっている月があることから、申立人が申立期間において夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとは認めがたい。

また、申立人が主張するように毎月（又は当時の納付形態の 2 か月）ごとに国民年金保険料を納付していたとすれば、19 月にわたり申立人の納付記録のみが不適切に処理されたと考えることは不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年6月までの期間、52年3月から同年10月までの期間、53年7月から57年10月までの期間及び59年9月から平成8年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年1月から51年6月まで
② 昭和52年3月から同年10月まで
③ 昭和53年7月から57年10月まで
④ 昭和59年9月から平成8年3月まで

申立期間については、生活が苦しく市役所の担当者に相談して申請免除手続をしていたので、免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料の免除申請をしたとする申立期間については、市及び社会保険事務所に免除申請をしていたことを示す記録等が無く、申立人から聴取しても、国民年金保険料免除申請書の提出に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の事情は法定免除の要件にも該当しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から同年11月まで

申立期間の国民年金保険料について、申立期間当時は納付していなかったが、昭和58年ころに役場の職員から「国民年金保険料に未納があるが、今その分を納付すれば国民年金受給額が満額になる」と言われて納付した。未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年ころに未納期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、当時は特例納付できない期間であり、また、過年度納付についても時効により納付することができない期間であった。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から48年3月までの期間及び48年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から49年3月まで

昭和54年12月に町役場から特例納付の案内があり、農協や銀行から借りたお金の一部を申立期間に係る国民年金保険料として、妻の分も併せて町役場に出向き納めた。

また、年金受給間近に町役場担当者から保険料をさかのぼって納付すると年金が満額支給されると言われ、自宅を訪れた集金人にまとめて納付したことを記憶しており、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当初、申立期間に係る国民年金保険料について、「町役場からの特例納付の案内を受け、農協や銀行から借りた資金の一部を保険料として何回かに分けて役場に出向き支払った。」としていたが、農協及び銀行からの貸付金に係る借用証書を見ると、契約年月日が特例納付（昭和53年国民年金法改正附則第4条）実施期間終了後の日付となっており、その時点で特例納付により国民年金保険料を納付することはできないことから、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。また、その後、申立人から聴取した過程における前述の保険料の工面方法や納付場所についての供述は変遷しており、納付したとする保険料の総額についても曖昧である。

さらに、申立期間のうち、①昭和40年10月から41年3月までの期間については、全額申請免除期間（6か月）であり、特例納付の対象とはならず、かつ申立人が納付を行ったと主張する時点では、免除された期間について追納が可能な10年の期間を経過していること、②41年5月から46年5月までの期間（61か月）については、任意加入対象期間を含む国民

年金未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立内容に矛盾がみられる。

加えて、上記のほか、申立期間（ただし、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間を除く。）に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、同期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことに加え、申立期間後にも計 36 か月の未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、申立前から納付済みとされている昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間を除き、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、39年7月から40年9月までの期間、41年4月、及び41年5月から46年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和39年7月から40年9月まで
③ 昭和41年4月
④ 昭和41年5月から46年4月まで

昭和54年12月に町役場から特例納付の案内があり、農協や銀行から借りたお金の一部を申立期間に係る国民年金保険料として、夫婦二人分を町役場に出向き納めた。

また、年金受給間近に町役場担当者から保険料をさかのぼって納付すると年金が満額支給されると言われ、自宅を訪れた集金人にまとめて納付したことを記憶しており、未納となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付したとしている夫は当初、申立人の申立期間に係る国民年金保険料について、「町役場からの特例納付の案内を受け、農協や銀行から借りた資金の一部を保険料として何回かに分けて役場に出向き支払った。」としていたが、農協及び銀行からの貸付金に係る借用証書を見ると、契約年月日が特例納付(昭和53年国民年金法改正附則第4条)実施期間終了後の日付となっており、その時点で特例納付により国民年金保険料を納付することはできないことから、申立人の夫の主張に不合理な点が見受けられる。また、その後、申立人の夫から聴取した過程における前述の保険料の工面方法や納付場所についての供述は変遷しており、納付

したとする保険料の総額についても曖昧である。

さらに、申立期間のうち、①昭和 41 年 5 月から同年 8 月までの期間及び昭和 42 年 5 月から 46 年 4 月までの期間（52 か月）について、申立人は厚生年金保険に加入していること、②41 年 9 月から 42 年 4 月までの期間（8 か月）については、国民年金未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立内容に矛盾がみられる。

加えて、上記のほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことに加え、申立期間後にも計 37 か月の未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から同年 6 月まで
社会保険事務所に照会したところ、昭和 52 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、未加入でかつ納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。
申立期間の国民年金保険料は、昭和 52 年ごろに会社を退職した際に町役場で強制的に納めさせられた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、最初の資格取得日は平成 15 年 1 月 1 日となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認できる資料は無い。

また、申立人が納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から同年 12 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和 53 年 10 月から 12 月までは納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時、保険料の納付は母に任せていたが、納税貯蓄組合に納めていたと思う。申立期間の 3 か月分だけ未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、当時の納付状況等については不明である。

また、申立人並びに同居していたその父及び母に係る昭和 53 年度及び 54 年度当時における国民年金保険料納付状況をみると、①申立人の場合、53 年度については申立期間を含む 6 か月分が未納であり、54 年度についても 12 か月分が未納（後に申立期間を除く 15 か月分を過年度納付）、②父及び母の場合、53 年度についてはともに 6 か月分が未納であり、54 年度についてはいずれも 12 か月分が未納（父の 53 年度の 6 か月分は後に過年度納付されているが、それ以外の期間分については未納のまま）となっており、申立期間に係る国民年金保険料を納税貯蓄組合に納付していたと思うとの申立人の主張は採用し難い。

さらに、申立人は、昭和 56 年 4 月に、転居先の A 市において、申立期間に続く 54 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付しているが、申立期間に係る国民年金保険料については時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から51年3月まで
昭和50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料は、母が全額納付していた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親についても、申立期間の国民年金保険料は未納となっており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年11月まで
住み込みで働いていた当時、20歳の時から国民年金に加入し、2か月に1度国民年金協力員が来た時に月額数百円を支払っていたのに、昭和48年4月から同年11月までの分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市により申立人の国民年金被保険者名簿が作成されたのは昭和48年11月であり、国民年金手帳が発行されたのも同年11月27日であったことが認められ、事実、申立人は同年12月分から保険料の納付が確認できる。

また、当時A市では、国民年金協力員の集金は原則として加入手続以前の現年度保険料の未納分については扱っておらず、申立人も協力員にまとめて支払った記憶は無いとしている。さらに、A市及び社会保険事務所から国民年金保険料の督促を受けた記憶や特例納付で収めたという記憶も無いなど、申立期間において保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から60年6月まで

昭和50年4月26日にA社を退職後、60年7月1日にB社で厚生年金保険に加入するまでの間、妻の分と一緒にC市に国民年金保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、当時、加入手続及び保険料の納付を行ったと申立人が主張する妻も記憶が曖昧であることから、加入手続の時期や納付状況等については確認できない。また、一緒に収めていたとされる妻の納付状況を見ると、申立期間において、一部を除き未納であることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金に初めて加入したのが平成10年4月であり、申立期間当時に居住していた市町村において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から48年12月まで
昭和48年ごろ、国民年金の加入手続をし、20歳からの保険料をさかのぼって一括で納付した。納付した保険料は2万5,000円から2万6,000円くらいと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和51年3月31日に払い出されていることから、このころに加入手続が行われたと考えられ、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、特例納付できる時期でもない。

また、申立人が支払ったと記憶している保険料額は、国民年金手帳の払出しを受けた後、過年度納付（昭和49年1月から昭和50年3月分）及び現年度納付（昭和50年4月から昭和51年3月分）をした額（2万7,300円）とほぼ一致することから、金額からみて、納付されていた保険料は当該保険料分であったと推認される。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）が無く、保険料を納付したとする時期及び場所が不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から 55 年 6 月まで
国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について加入及び納付の記録が無いと言われた。
加入手続は父が行い、保険料は納税組合に納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）は無く、納税組合における国民年金保険料の徴収記録等も保管されていない。しかも、申立人自身が直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 49 年 4 月から 54 年 10 月までの間、厚生年金に加入しているが、国民年金手帳には、48 年 3 月に資格取得した記録があるのみで、49 年 4 月に資格喪失した記録及び申立期間に再取得した記録が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月まで
昭和 32 年ごろから A 事業所に住み込みで働いており、事業主から 36 年 4 月ごろに、国民年金の加入手続をして、保険料を納付しておく、と言われた記憶がある。申立期間の保険料が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、事業主に保険料を納付してもらっていたと主張しているが、給与から申立人の保険料を徴収し、納付していたことを示す関係資料が無い。

また、申立人は、事業主が昭和 36 年 4 月に加入手続をしたとしているが、実際は 40 年ごろに申立人が事業所を退職する時には国民年金手帳を受け取っておらず、42 年 2 月に自ら加入手続を行い国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金手帳を受け取っている。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から45年3月まで
申立期間については、国民年金に任意加入しており、国民年金保険料を3回に分けて納付した。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においては、国民年金保険料を3回に分けて、A市役所に出向いて現金で納付したと主張しているが、過年度保険料の収納については、市町村ではなく社会保険事務所が行っており、この主張とは矛盾する。

また、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の記憶も不確かであるため、申立期間における具体的な国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月1日に任意加入をした際に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年7月まで
結婚後、私に代わり夫が国民年金の任意加入の手続きを行い、保険料も納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金の保険料納付には関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人に代わり保険料を納付していたとされるその夫（厚生年金保険に加入）によれば、A市町村の国民年金窓口で、毎月、保険料を納付していたとのことであるが、同市町村の納付書の納期限は3か月単位であり、記憶していた保険料の金額も当時の金額と大幅に相違する等、記憶はあいまいであり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 63 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、時期ははっきりしないが、市の職員と思われる人が自宅に来て、「国民年金保険料の免除期間は 10 年さかのぼって納付できる」と言われ、平成元年から同 3 年ぐらいの時期に何回かに分けて、申立期間に係る私と妻の保険料を自宅に集金に来た職員に納付した記憶があり、申立期間が保険料の申請免除期間及び未納期間とされていることに納得がいかない。

また、申立期間のうち、昭和 61 年度分が未納とされているが、同時期に納付しているはずであり、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 9 月 1 日に昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月までの申請免除期間の保険料について、追納を行っていることが確認できるが、その後に追納を行ったことをうかがわせる関連資料が無い。

また、申立人から事情を聴取しても、追納を行ったとする納付時期や納付金額等の詳細について、記憶は定かではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人から提出のあった昭和 62 年分から平成 5 年分までの確定申告書（控）を見ると、昭和 63 年分、平成元年分及び同 2 年分の確定申告書（控）に国民年金保険料額が記載されているが、この額は、申立期間に係る保険料額と相違している。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする最初の時期に当たる平成元年時点では、昭和 61 年度分の未納保険料は、時効により

納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 63 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、時期ははっきりしないが、市の職員と思われる人が自宅に来て、「国民年金保険料の免除期間は 10 年さかのぼって納付できる」と言われ、平成元年から同 3 年ぐらいの時期に何回かに分けて、申立期間に係る私と夫の保険料を自宅に集金に来た職員に納付した記憶があり、申立期間が保険料の申請免除期間及び未納期間とされていることに納得がいかない。

また、申立期間のうち、昭和 61 年度分が未納とされているが、同時期に納付しているはずであり、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 9 月 1 日に昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月までの申請免除期間の保険料について、追納を行っていることが確認できるが、その後に追納を行ったことをうかがわせる関連資料が無い。

また、申立人から事情を聴取しても、追納を行ったとする納付時期や納付金額等の詳細について、記憶は定かではなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人から提出のあった昭和 62 年分から平成 5 年分までの確定申告書（控）を見ると、昭和 63 年分、平成元年分及び同 2 年分の確定申告書（控）に国民年金保険料額が記載されているが、この額は、申立期間に係る保険料額と相違している。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする最初の時期に当たる平成元年時点では、昭和 61 年度分の未納保険料は、時効により

納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、昭和 48 年 2 月か同年 3 月に A 市に住所を移動後、私の夫が市役所で諸手続をし、必ず国民健康保険料と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納付していたのに、申立期間のみ未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書(控)等）が無く、また、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の払出記録が昭和 53 年 10 月であることが確認できる上、A 市が保管する国民年金被保険者名簿でも国民年金の加入手続が昭和 53 年 10 月 19 日に行われていることが確認でき、その時点においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、昭和 48 年 2 月か 3 月に A 市に住所を移動後、市役所で諸手続をし、必ず国民健康保険料と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納付していたのに、申立期間のみ未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書(控)等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入及び保険料の納付の詳細について、記憶が定かではないため、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の払出記録が昭和 53 年 10 月であることが確認できる上、A 市が保管する国民年金被保険者名簿でも国民年金の加入手続が昭和 53 年 10 月 19 日に行われていることが確認でき、その時点においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私の国民年金保険料は、夫が勤務先の金融機関で納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が勤務先の金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張するが、夫が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、数か月単位で定期的に国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険庁の記録によると、昭和 59 年度の納付状況は、4 月及び 5 月の分を 6 月 22 日に、6 月から 11 月までの分を 12 月 11 日に納付していることが確認でき、申立人の納付に関する記憶に曖昧な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月から43年10月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金の加入及び保険料納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、20歳の誕生日を迎えて、市役所に行って国民年金手帳をもらい、購入した印紙により国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書(控)等）が無く、申立期間について、国民年金に加入し、その保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和44年10月以降と推定され、申立人が所有している国民年金手帳には44年10月8日発行、同年5月1日被保険者資格取得と記載されていることから、申立人が所持している国民年金手帳記号番号では、申立期間について納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から59年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私の国民年金保険料は、母が毎月A組合に現金を持参して納付していたはずである。母については、国民年金保険料が納付済みとなっており、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書(控)等)が無く、また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続の状況、保険料の納付状況等が明確では無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年6月から60年3月まで

昭和62年4月27日に、母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、同年7月9日と同月30日に2回に分けて国民年金保険料を納付した。最初に24か月分、次に18か月分の保険料を納付したと母から聞いている。

ところが、社会保険庁の記録によると、申立期間以降の昭和60年4月以降の保険料は納付済みとなっているが、58年6月から60年3月までの保険料が未納とされている。

このため、昭和58年6月から60年3月までの22か月分の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付には一切関与しておらず、申立人がA市に転入した翌日の昭和62年4月27日に、申立人の母が加入手続を行い、同年7月に国民年金保険料の納付も行っているとしている。

しかし、申立人の母が保険料を納付したとする昭和62年7月時点では、申立期間である60年3月以前の保険料については、納付の時効が成立していることから、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける資料として、昭和62年の確定申告書の写しを提出しているが、当該申告書に記載された国民年金の「支払保険料」欄の金額は、申立期間の保険料を納付したと仮定した場合の金額を10万円以上も下回っていることから、当該申告書をもって申立内容を立証することはできない。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立人の母が国民年金保険料を納付したとする昭和62年7月9日に、時効となっていなかった申立期間後の昭和60年度の12か月分、同年7月30日に61年度の12か月分をそれぞれ納付していることが確認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の①昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び②62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月までの免除期間と 62 年 4 月から 63 年 3 月までの未納期間の保険料をまとめて社会保険事務所の窓口で納付した。時期については思い出せない。お金を渡したら、「今日はこれでいいですよ」と言われただけで、領収書はもらえなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社会保険事務所において申立期間の保険料を一括で現金納付したと主張し、同事務所職員の窓口対応や納付金額は具体的に述べているものの、申立人が保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、納付の時期や費用の捻出方法等についての記憶は曖昧である。

また、納付した場所について、「社会保険事務所の 1 階の窓口で保険料を納付した」と主張しているが、当該社会保険事務所における保険料等の収納は、申立期間の時期も含め平成 8 年 3 月まで 2 階の窓口で行っていたことが確認され、申立内容と事実が食い違っている。

さらに、申立人は申請免除の承認を受けていたことについては認識しているものの、免除期間の終期やその周辺事情についての記憶は曖昧であり、申立人の夫が申立人と同期間に申請免除の承認を受けていたことについても、当委員会が申立人に伝えるまでは認識しておらず、その後、「納

付した保険料には夫の分も含まれていたかもしれない」と当初の申立内容とは異なる主張をするなど、申立内容の信^{びょう}憑性についても疑問が残る。

加えて、申立人が納付したとする金額は、申立期間を一括納付した場合の一人分の保険料とすれば整合性が認められるものの、申立人と夫の二人分の保険料とすれば大幅に不足する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 43 年 3 月まで

国民年金保険料収納記録について社会保険事務所に照会したところ、昭和 38 年 2 月から 43 年 3 月までの保険料が未納との回答をもらった。

申立期間について、当時 A 区に住んでおり、区役所にて納付した記憶がある。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 2 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を区役所で納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の記憶が曖昧なため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 44 年 2 月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない時期であり、事実、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事実は見当たらない。

さらに、氏名検索による調査を行ったが、申立人と思われる記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が未納とされていた。47 年から 48 年までの未納期間は記憶がはっきりしないが、申立期間の国民年金保険料については、毎月、A 農業協同組合で納付した記憶がある。61 年 4 月に第 3 号被保険者になる前に、B 市役所で納付記録を確認した際には、未納は無いとの回答であったため安心していただいていた。このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 農業協同組合で毎月納付してきたと主張しているが、申立期間当時の B 市における国民年金保険料の納付方法は、3 か月単位の納付であることが確認できたことから、申立内容に矛盾が認められる。

また、申立人には、申立期間以外にも複数の未納期間が見受けられ、保険料の納付に対する意識が高かったとは言い難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡もうかがえず、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 53 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 51 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料は、地区の納税組合でまとめて納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳番号から昭和 53 年 10 月に手続が行われたことが確認できたことから、申立期間の国民年金保険料については過年度保険料となり、居住していた地区の納税組合では過年度保険料を納付できなかったことが確認できるとともに、申立人が過年度納付又は特例納付制度により一括して申立期間の国民年金保険料を納付していた事情もうかがえない。

また、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、しかも、申立人の記憶が不確かであるため、申立期間当時の具体的な国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間内に別の国民年金手帳記号番号が払いだされたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年10月まで

昭和47年7月に郵便局を退職してから、何も手続をしていないのに国民年金保険料の納付書が送られてくるようになり、1年4か月後に郵便局に再就職するまでの期間は、親がA納税組合を通じて保険料を納付していたので、申立期間が国民年金未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の親が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人が申立期間の国民年金の加入手続に関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成12年2月から同年3月までの間に国民年金の加入手続を行い、資格を11年7月にさかのぼって取得したことが確認でき、申立期間は年金未加入となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をその親がA納税組合を通じて納付したと主張しているが、申立人が申立期間当時在住していたB村（現在は、C市）では、納税組合とは別に国民年金保険料を徴収する組合が存在し、同納税組合では国民年金保険料の徴収を行っていなかったことが確認できることから、同納税組合を通じて申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 59

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から同年9月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和38年3月から同年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間当時は家業を手伝っており、父が私の保険料を納付していた。42年12月に結婚する際に、「成人してからずっと保険料を納付してきた」と父から国民年金手帳を渡されたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、その父が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、既にその父も死亡しているため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳には、申立期間の保険料を納付した印紙検認印が押印されていない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡もうかがえず、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から昭和 60 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間については、昭和 60 年ごろ、1 年間無職であったため、国民年金に加入し、それまでの保険料を全額まとめて、A 市役所（現在は、B 市役所）の窓口で直接納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

なお、その際の市役所での納付額は 20 万円程度であったと記憶しているが、その金額が国民健康保険料等も含めた額であったか等、その内訳についてまでは記憶していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年ごろに国民年金に加入し、申立期間も含めたそれまでの国民年金加入期間の保険料を、全額まとめて納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から 60 年 12 月ごろに手続が行われたものと考えられ、事実、昭和 60 年度の国民年金保険料は 61 年 1 月 29 日に一括して納付されている。しかし、申立人が国民年金に加入したと考えられる時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、A 市役所では、過年度保険料を納付することができなかったことが確認できたことから、それまでの加入期間の国民年金保険料を全額まとめて A 市役所の窓口で納付したとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

また、申立人の記憶が不確かであり、納付書の発行時期及び受領時期、保険料の納付時期及び納付金額等について詳細には記憶していないことから、申立期間当時の具体的な納付状況が明らかでなく、申立期間の国

民年金保険料を過年度納付していた特段の事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年12月まで

昭和38年4月にA県高等理容美容学校に入学し、39年に美容師のインターンをしてしたが、この期間の国民年金保険料については、納税組合に加入し、父が集金に来たB信用金庫の職員に納付していた。

父は納税組合の組合長をしていたこともあり、国民の義務を大切にする人だったので私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

このため、申立期間が年金未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について父が納税組合を通じて納付していたと主張しているが、申立人の父が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人が申立期間の国民年金の手続に関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和44年2月27日に国民年金に任意加入しており、加入した時点では、それ以前の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人には申立期間以外にも国民年金の未納期間及び年金未加入期間が複数回見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から50年9月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和42年10月から50年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。20歳の時に父とA町役場（現在は、B市役所）に出向いて加入手続をした記憶があり、納税組合を通して保険料を納めていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月に20歳になったことを契機に国民年金に加入し、納税組合を通して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、53年1月と考えられ、この時点で、申立期間は時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立人と同様に3歳下の弟が20歳になった際、父親が国民年金の加入手続を行い、その弟には未納が無く、自分だけ未納があるのは不自然であると主張しているが、弟の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号より前の番号であり、申立人の加入手続よりも前に行われていることを裏付けているとともに、申立人の主張のとおり20歳の時点で加入手続がされた場合、別の国民年金手帳記号番号を所持していることとなるが、その形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から 62 年 12 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 61 年 11 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料については毎月現金で納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の 2 番前の 20 歳到達による強制加入者の国民年金手帳記号番号から平成 7 年 3 月以降であると考えられ、この時点で、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人は平成 7 年 3 月以降に国民年金の加入手続を行ったものと考えられることから、昭和 61 年 10 月まで勤務していた会社を退職し、すぐに A 町役場（現在は、B 市役所）で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人は、国民年金に加入したと主張する時点では、国民年金手帳の交付を受けておらず、最初に厚生年金保険に加入した際に交付された厚生年金手帳のみを所持していたとしているが、当該厚生年金手帳に国民年金手帳記号番号の記載は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

申立期間当時、飲食店を経営していたが、売上不振のため国民年金保険料を納付しておらず、後日夫が申立期間を含む未納期間の保険料とまとめて納付した。申立期間以外は未納とすることなく保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立期間以降に、その後の未納分と共に、その夫が一括して納付したと主張しているが、平成 2 年 5 月 29 日に昭和 63 年 4 月から平成 2 年 11 月までの保険料を納付したことが確認でき、この時点で、申立期間の保険料は時効により納付できない期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の夫の納付記録についても、申立期間は未納となっており、昭和 63 年 4 月以降の期間は平成 2 年 5 月 29 日に納付されたものとなっている。

さらに、申立人の夫が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人が申立期間の保険料の納付に関与していないため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 65

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 46 年 9 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 37 年 9 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料が未納とされていた。48 年 11 月 6 日に妻が私の国民年金の加入手続をして、申立期間の保険料を一括納付した。金額は約 13 万円から 14 万円であったと記憶している。証拠となる資料は無いが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 11 月に、その妻が国民年金の加入手続を行い、A 社会保険事務所で申立期間の保険料として約 13 万円から 14 万円を一括納付したと主張しているが、この時点で、申立期間は時効により納付できない期間であり、特例納付が可能な期間でもない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和 48 年 11 月以降では、第 2 回特例納付期間（昭和 49 年 1 月 1 日から 50 年 12 月 31 日まで）に申立期間の国民年金保険料を特例納付することは可能であったが、仮にこの期間に申立期間の保険料を特例納付したのであれば、その時点で申立期間より前の未納期間（36 年 4 月から 37 年 8 月まで）の保険料を第 3 回特例納付期間の 53 年 10 月 25 日に特例納付しているのは不自然であると考えられ、ほかに申立人が第 2 回特例納付期間に申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 50 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 43 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。43 年 2 月から納税組合を通じて、母と一緒に国民年金保険料を納付していた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 2 月に 20 歳になったことを契機に、国民年金に加入して以来、納税組合を通じて申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が初めて国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、50 年 9 月と考えられ、この時点で、申立期間の大半は時効により納付することはできない。

また、申立人が初めて国民年金の加入手続を行った際に交付された国民年金手帳については、昭和 49 年 10 月の厚生省令改正により、新たな様式となった国民年金手帳であることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、43 年 2 月に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 50 年 9 月まで

昭和 45 年に結婚したが、その当時は義父母が家計を切り盛りしていたため、国民年金に加入できず、二人目の子供が誕生した後に、加入手続を行った。

その後、夫から国民年金については 40 年間保険料を納付しないと 60 歳になった時の年金受給額が少なくなるため、今までの未納分の保険料を納付した方がいいと言われ、A 市役所の国民年金担当課に行き、申立期間の保険料を全額納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫から助言を受け、A 市役所の国民年金担当課で申立期間の国民年金保険料を全額納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人は、納付年月日及び納付金額について記憶してないとしており、具体的な納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 53 年 1 月と考えられ、事実、50 年 10 月から 52 年 3 月までの過年度保険料が現金納付されているが、この時点で、申立期間は時効により納付できない期間となっている。さらに、これ以降に申立期間の保険料を一括納付できるのは、第 3 回特例納付期間（53 年 7 月 1 日から 55 年 6 月 30 日まで）のみであるが、この期間に申立人が保険料を納付した形跡はうかがえない。

加えて、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 68

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 48 年 9 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 41 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料については、3 か月ごとに A 市役所の窓口で納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月 12 日に国民年金被保険者資格（強制）を喪失しているが、その後、48 年 10 月 24 日に任意加入するまでに国民年金に任意加入したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和 48 年 10 月 24 日に国民年金に任意加入しているが、この時点で、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、昭和 37 年 1 月 15 日に国民年金に加入して以来、申立期間の保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、父がA町役場B支所で納付していたと記憶している。
このため、申立期間が年金未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、父が申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人が申立期間の国民年金の手続に関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号の払出年月日及び国民年金手帳の交付年月日から、申立人は、昭和50年2月27日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、申立期間は時効のため保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続時にさかのぼって得た資格取得日は昭和49年3月であることから、申立期間は国民年金の未加入期間となつてるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から同年9月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和46年5月から同年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料は46年9月ごろ、母と一緒に市役所に行き、数千円納付した記憶がある。その際に領収書は受け取らなかったが、市役所なので安心していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月ごろにA市役所（当時）で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号及び申立人の厚生年金保険加入状況から48年5月ごろと考えられることから、申立人の主張には、矛盾が認められる。

また、昭和48年5月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、事実、申立人は48年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間の国民年金保険料を納付することは不可能であったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間について、その母が保険料を納付したと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 72

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から同年6月までの期間及び48年5月から50年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から同年6月まで
② 昭和48年5月から50年8月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和46年5月から同年6月までの期間及び48年5月から50年8月までの期間が未納とされていた。国民年金保険料を納付した証拠となるものは無いが、申立期間当時は納税組合に加入していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月に国民年金に加入して以来、納税組合を通じて申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳の資格関係欄には、昭和45年12月1日の被保険者資格喪失日から50年9月1日の被保険者資格取得日までの期間に申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録は確認できず、ほかに申立人が申立期間内に国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和48年5月からその夫の被扶養配偶者になっていることが申立て及び社会保険庁の記録から確認できることから、それ以降に、A町役場国民年金担当窓口（当時）で国民年金の加入に係る申出を行った場合、申立人は国民年金の被保険者資格の種別が保険料納付を必要としない合算対象期間（カラ期間）の適用対象者又は任意加入被保険者に該当する。申立人は、その義父が50年9月1日に申立人の国民年金被保険者資格取得手続を行ったと証言していることから、この記録は真正なものと考えられ、

申立期間は、申立人は国民年金被保険者でなく、保険料は納付できなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 73

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。57 年 3 月に A 村役場（当時）を退職し、国民年金の加入手続を行って、その後平成 13 年度を除き、すべて前納しているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月に A 村役場（当時）を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の国民年金加入者の国民年金手帳記号番号から 60 年 11 月と考えられ、この時点で、申立期間の過半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする日は、申立人の B 縣市町村職員共済組合員資格喪失日であるとともに、申立人が婚姻届を提出した日でもあるが、国民年金の加入手続に係る申立人の記憶が明確ではなく、昭和 57 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張は、信憑性が高いとは言い難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 74

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年12月まで
20歳から24歳ごろにかけてA社に勤務していたが、同社は厚生年金保険及び雇用保険の未適用事業所であったため、親に国民年金保険料(100円から150円)を預けて、納付してもらっていた。
昭和42年1月に結婚するまでその会社に勤務していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年1月28日に国民年金に任意加入しているが、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人の居住地管内の社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿を実地に調査した結果、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号を確認できなかったことから、申立期間当時、その親に保険料相当額を預け、保険料を納付してもらっていたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人は、その親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、しかも、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間当時の具体的な納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 75

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から8年2月まで

平成7年7月に会社を退職後、すぐに健康保険証が必要となったためA市B区役所で国民健康保険の加入手続を行った。しかし、窓口担当者から国民年金と一緒に加入手続を行わないと健康保険証を発行できないと説明を受けたので、国民年金保険料を納付した上で健康保険証をもらった記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市B区役所で納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人は記憶が不確かなため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成7年7月3日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金被保険者資格を取得する手続を行った形跡が無く、申立期間は国民年金の未加入期間になっており、かつ、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、平成10年6月2日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後及び11年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後においても、国民年金被保険者資格の取得手続を行っておらず、申立期間以外にも国民年金未加入期間が複数存在している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 76

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から 46 年 6 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 41 年 2 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料が未納とされていた。47 年 11 月に結婚したが、夫だけが先に国民年金に加入し、保険料を納付し始めたとは考えられないので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所持している国民年金手帳の発行年月日から昭和 48 年 6 月 11 日であることが明白であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月までの 21 か月分の国民年金保険料を 48 年 8 月以降に現金で納付（過年度納付）しており、その時点で、申立期間の大半は時効により納付することはできない期間であり、事実、申立期間について、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

なお、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立人の 20 歳の誕生日の前日である昭和 41 年 2 月 27 日であるが、これは 48 年に加入手続を行った際にさかのぼって資格取得がなされたものと認められ、実際に当該月から申立人の保険料が納付されていたことを示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から52年3月まで

申立期間については、家業を継ぎ、父母と同居していたが、この期間の国民年金保険料は、父が納税組合を通じて納付していた。毎月納税組合の人が集金に来ていたことを記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和52年5月30日から6月1日までの間と考えられ、この時点で、申立期間の過半は時効により納付できない期間であるとともに、申立期間の保険料については、納税組合で納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身が申立期間の国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間について、その父が納税組合を通じて保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成 3 年 3 月まで
20 歳になった昭和 63 年 1 月当時、私は学生であったが、父親が、旧 A 町役場勤務という立場上、学生であっても国民年金に加入すべきと考え、加入してくれた。国民年金保険料については、母親が自分の分と一緒に納付組織に納付した。
昭和 63 年 1 月から平成 3 年 3 月まで未加入という記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が所持する家計簿の項目において、昭和 63 年 1 月に「ねん金 8300」、同年 2 月に「国民年金 7800」、平成元年 1 月に「年金 11000」、同年 2 月に「年金 10000」と記載されていることをもって、申立人の国民年金保険料を納付したとしているが、①これらの金額は一人分の保険料にほぼ相当する上、「国民年金 7800」は母親の保険料（保険料 7,400 円と付加保険料 400 円の合計額）と一致すること、②申立人が 20 歳になる以前の 62 年 4 月等に「年金 水道 12000」等の記載があること、などから、家計簿の記載は、母親の保険料納付と推測され、申立人の保険料を納付した根拠とは認められない。

また、申立人は、当時、父親が加入手続をし、母親が保険料を納付したと説明しているが、両親とも明確な記憶が無く、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 8 月 16 日に 3 歳違いのその妹と 2 番違いで併せて払い出されていることが記録されているが、その事務処理が誤りであったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

当時、集金人（近所の係の人）が家に集金に来ていたので、母親が両親と自分の分を納付していたはずである。保険料は 1 か月 150 円だったと思う。当時の証拠は特に無いが、集金は毎月あったと思う。申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身が保険料の納付に直接関与していないため、加入手続の状況及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 10 月の時点では申立期間の一部が時効により納付できない期間である上、申立人と同一日に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている当時の夫も申立期間について未納であり、離婚後に未納期間の一部の保険料を特例納付している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から同年 10 月まで
高校卒業後、農業に専念していた。成人式が終わり、20 歳の誕生日を迎えた時、両親が国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料の納付も母親が行っていた。
申立期間について国民年金に未加入及び保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その両親が国民年金の加入手続を行い、母親が保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身が加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、加入手続の状況及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、国民年金手帳を見たことはないとしている上に、昭和 42 年 3 月から同年 10 月までの間に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年12月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年12月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

昭和52年3月に婚姻届をA市役所B支所に提出した際、担当者から、未納の国民年金保険料を払った方が良いと言われ、夫婦二人分の保険料を市役所又は銀行で納付した。48年4月から49年12月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻届を提出する際に教示を受け、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、金額や具体的な納付方法等に係る記憶もあいまいである。

また、申立期間のうち、昭和48年4月から49年12月までの期間は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた52年3月には、時効により保険料を納付することができない上、50年1月から51年3月までの保険料は、申立期間の保険料と一緒に納めたと主張しているが、実際は52年4月に納付されていることがA市の記録から確認でき、申立内容は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

昭和52年3月に婚姻届をA市役所B支所に提出した際、担当者から、未納の国民年金保険料を払った方が良いと言われ、夫婦二人分の保険料を市役所又は銀行で納付した。51年4月から52年3月までが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻届を提出する際に教示を受け、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、金額や具体的な納付方法等に係る記憶もあいまいである。

また、申立人は、申立期間以前の50年2月から51年3月までの保険料は、婚姻届を提出した昭和52年3月より以前に納付済みであったと主張しているが、実際には52年4月に納付されたことがA市の記録から確認でき、申立内容は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から48年1月まで
社会保険事務所から、昭和40年10月から48年1月までの期間について、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、50年ごろに国民年金の加入手続を夫婦共にした際に、夫の分と併せて一括納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月30日に夫と連番で払い出されており、この時期は特例納付できる時期であることが確認できる。

しかしながら、申立人は、一括納付した金額は7万円から8万円で10万円を超えることは無かったと主張しているが、申立期間を納付した場合の金額は17万円以上と相違しており、一括納付した金額は昭和48年4月からの過年度分保険料及び特例納付としての2か月分と考えるのが相当である。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 91

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年6月まで
妻は昭和47年4月より国民年金保険料を納付しており、夫である自分の保険料納付が漏れているのはおかしい。明確な記憶は無いが、保険料はA金庫B支店で引き落とししており、国民年金への加入手続は自分が行っていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその妻の記号番号が払い出された時期は、申立人が昭和53年9月7日であるのに対して、妻は40年9月1日払い出しであり、それぞれの払い出し時期が違えることが確認できる。

このことから申立人は国民年金保険料を遡及可能な範囲の昭和51年7月分まで支払い、申立期間については時効により支払うことができなかったものと考えられる。

また、申立人は妻の国民年金保険料が昭和47年4月から納付され、自分の保険料納付が無いのはおかしいとしているが、申立人と妻は国民年金事業組合C事業団に国民年金の事務手続及び保険料納付を委託しており、同事業団の国民年金記号番号簿によると、申立人の妻の国民年金保険料は47年4月から同事業団に徴収されているが、申立人については53年4月からの徴収となっており、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は国民年金保険料をA金庫B支店で口座引き落とししていたとしているが、当該事業団の事務担当者は、当時は集金人（徴収員）による徴収であったと述べており、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 92

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から50年3月まで

社会保険事務所から、昭和47年3月から50年3月までの期間について、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、51年ごろに国民年金の加入手続をした際に、20歳からの分を一括納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月27日に払い出されていることから、この頃に加入手続が行われたと考えられるが、この時期は特例納付できる時期ではなかった。

また、申立人から提出された国民年金保険料の納付額を記した国民年金納入費は結婚した時期から記載されているが、昭和50年度の納付額は1万3,200円であり、この金額は現年度分の保険料額と一致しているとともに、特例納付を思わせる金額の記載は見当たらなかった。

さらに、申立人は市役所の窓口で納付したと主張しているが、市役所の窓口では特例納付の受領ができない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 93

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から51年9月まで
国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和42年12月から51年9月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。第2回の特例納付の時期に20歳からの未納保険料を銀行で納付したはずであり、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が20歳以降の国民年金の未納保険料を特例納付したと主張する第2回の特例納付受付期間は、昭和49年1月から50年12月までの期間であり、申立人がこの期間に未納保険料を特例納付したとすれば、遅くともこの期間内に国民年金手帳記号番号が払い出されていたこととなる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、53年11月であることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も無いことから申立人の主張に不合理な点が見られる。

また、申立人は、過去の未納保険料をまとめて納付したと述べているが、昭和53年11月に国民年金の加入手続をしていることから、過年度保険料が納付可能な51年10月まで2年間さかのぼって国民年金保険料を納付したと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、特例納付したとする金額の記憶が曖昧であり、かつ、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 47 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録の確認をしたところ、申立期間について未納となっているとの回答をもらった。

当時、加入手続及び保険料の納付については、すべて母親に任せていたので、納付場所も納付金額も不明だが、母親が始め（20 歳）から納付していると言っていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金への加入手続や保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされるその母親についても、その状況を聴取することができず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、20 歳から国民年金に加入し、保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 26 歳であった昭和 43 年 1 月に、当時居住していた A 市で払い出されており、20 歳当時に居住していた B 区で払い出された形跡は見られない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 43 年 1 月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、また、社会保険庁の特殊台帳においては、昭和 40 年度から 46 年度までの摘要欄に、第二回特例納付で納付書が作成された記録が残されており、当時、申立期間の保険料が未納であったことが推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 38 年か 39 年ごろに、A 区役所の年金係職員が自宅に来て年金加入を勧められ国民年金に加入した。その際、「36 年 4 月までさかのぼって加入した方が有利。」と言われたので、保険料を納付した。その後の保険料は、妻が二人分を併せて区役所で納付したが、36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 3 月ごろに A 区役所が実施していた適用促進により職権で払い出された番号であることが確認でき、申立期間のほとんどが、国民年金保険料を時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は昭和 38 年か 39 年ごろに国民年金の加入手続を行い、その後の保険料については、すべて、申立人の妻が夫婦二人分を併せて納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録では、昭和 41 年度及び 42 年度の保険料について、申立人は過年度納付、また、申立人の妻は現年度納付となっており、少なくともこの両年度については、申立人の妻が夫婦二人分を併せて納付していたとする申立人の主張とは矛盾が認められる。なお、申立人夫婦が二人分の国民年金保険料を併せて納付し始めたのは、社会保険庁の記録上、申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた直後の 43 年 4 月からとなっている。

さらに、未納とされている期間のうちの昭和 40 年度の国民年金保険料について、申立人が保険料を納付した根拠として所持している納付書は、記載されている申立人の住所及び保険料額から判断すると、49 年 1 月から 50 年 12 月の間の第二回特例納付実施中に発行されたものであり、その納付書には金融機関の領収印が無く、かつ、3 部複写のまま残存していることから、使用

されていないことが確認できる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 79

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間当時、家の家計は自分が管理していた。申立期間について、未納と免除となっているが、国民年金保険料は納めていたはずであり、免除の申請をした覚えもない。領収証は手書きのもので、昭和52年に自宅を増改築したときに捨てたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の国民年金保険料の納付状況を申立人に聴取したところ、申立期間当時は税金の滞納があり、税金については督促の連絡を受けて納付していた記憶があるとしているが、国民年金保険料の納付については記憶が曖昧である。

また、当時、同居していたその母親の国民年金保険料納付記録も、申立人と同期間について、未納期間と免除期間とされている。母親は昭和47年に特例納付及び追納により未納期間と免除期間の保険料を納付しており、申立人についても同様の納付が無いか確認したが、47年には母親と同居しておらず、申立人も国民年金保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が保険料を納付していた事実を裏付ける関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 80

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで

集金に来ていた女性が、検認印の押された昭和36年度から38年度までの国民年金印紙検認台紙を私の国民年金手帳から切り取り、持ち帰った。国民年金印紙検認記録には検認印が押されていないので、私は「納付した証拠が無くなる。」と言ったが、「割印を押しておくので、それが証拠となる。」と言われた。

申立期間は、私が、夫と二人分の国民年金保険料を納付していたのは確かなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳は、昭和39年6月30日に作成されており、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、36年の国民年金加入当初から集金人に保険料を納付していたとする申立内容とも矛盾する。

また、国民年金手帳には、昭和36年度から38年度までの国民年金印紙検認記録欄に保険料納付を証する検認印が押印されておらず、国民年金印紙検認台紙を切り離した際の割印(契印)のみが確認できるが、この割印をもって、保険料が納付済みと認められるものではない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 81

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から44年3月まで

国民年金保険料収納記録について照会したところ、昭和38年12月から44年3月までの保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。

昭和44年4月に結婚後、妻が、自分自身には国民年金の納付書が届いたのに、私には納付書が届かないことを不審に思い役場で調べたところ、私が国民年金に加入していないことが分かった。すぐに、妻が国民年金の加入手続を行い、未納期間すべての保険料数千円を一括納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金保険料納付書が届かないことを不審に思ったその妻が、国民年金の加入手続を昭和44年4月以降に行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の年金記録から45年4月ごろに払い出されたものであると考えられ、妻が申立人の加入手続を行ったのは、同月であると推認できる。

また、申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料数千円を、加入手続の際に役場で一括して納付したと申し立てているが、申立人の納付記録では、加入手続前の期間である昭和44年度分の保険料が納付済みとなっており、この保険料総額が3,000円であることから、妻が未納期間の保険料として加入手続の際に納付したとしている数千円は、44年度分の保険料であると考えるのが自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、申立人に係る

別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。加えて、加入手続直後は特例納付が実施されている時期であるが、妻は特例納付制度を承知しており、申立期間の国民年金保険料を特例納付で納めたのではないと話していることから、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月から5年3月まで
平成5年に、住民票のあったA町役場の窓口で、24か月分の保険料を納付し、その場で領収書を受け取った記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月から5年3月までの24か月分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の申立期間当時の記憶は曖昧であり、申立期間の保険料の納付状況は不明確である。

また、保険料の納付時期及び工面方法についての説明が聴取の度に変わるなど、申立人の主張は信頼性が高いとは言い難い。

さらに、役場の窓口で保険料を納付したと主張しているが、申立期間の保険料は過年度納付となり、役場の窓口では過年度保険料を納付することができないことから、申立内容には矛盾が認められる。

加えて、申立人には申立期間以外にも保険料の未納期間が多数見受けられることから、申立人の国民年金保険料の納付意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から41年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年5月まで
以前、父親から国民年金の加入手続をしておくという話を聞いており、当時、家業（八百屋）を手伝っていて、給与から国民年金保険料を天引きされ、両親の分と一緒に保険料を納めていてくれたと思うので、未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料はその父親が納めてくれたと主張しているが、申立期間における父親の保険料の納付状況を見ると、昭和41年1月から同年3月までの保険料は47年6月に特例納付し、41年4月から42年3月までの保険料は免除申請を行った後、50年3月に追納していることから、当時経済的に余裕がなかったと考えられる上、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月に夫婦連番で払い出され、申立人が所持している国民年金手帳及び申立人が当時居住していた町の国民年金被保険者カードでは、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、いずれも、48年9月1日となっており、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当時、申立人の弟（両親の次男及び三男）も同居し一緒に家業を手伝っていたが、次男は20歳になった昭和39年1月から厚生年金保険に加入した46年8月までの間、国民年金に加入した記録は無く、三男についても、20歳になった41年1月以降国民年金に加入した記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び 60 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで
②昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで

私は、平成 4 年ごろに未納となっていた国民年金保険料を社会保険事務所ですべて納付した記憶がある。金額は 70 万円程度と記憶している。

申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として約 70 万円を平成 4 年ごろに社会保険事務所で納付したとしているが、納付時期が平成 4 年であるとすると、申立期間①及び②はいずれも時効により納付できない期間であり、また、特例納付の実施期間でもないことから、当該時期に申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

仮に、申立期間①の国民年金保険料を第 3 回目の特例納付申出期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで実施。）に特例納付していたとしても、その額は 43 万 2,000 円であり、申立人が記憶している国民年金保険料約 70 万円とは大きな隔たりがある。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付の動機について、住宅購入の際に融資を受けるためだったと述べているが、申立期間の保険料納付の有無については、融資の審査条件の対象ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

申立期間当時は両親と同居しており、両親が私の分も含めて3人分の国民年金保険料を集金人に渡していた。両親は納付済みとなっているのに私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していなかったため、加入手続の時期や納付金額等の詳細が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年10月に払い出されており、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、国民年金保険料を同時に納付していたとする申立人の両親にも未納とされている期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から50年3月まで

昭和50年12月ごろに国民年金の強制加入の手続をA市役所で行った際、未納となっている過去の国民年金保険料も納付できると聞き、その場で数万円の国民年金保険料を納付した記憶がある。

また、国民年金手帳には、「初めて被保険者になった日」が昭和41年2月1日とされており、自分としてはその時点までさかのぼって納付したつもりでいたので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

また、申立人は、A市役所において申立期間の国民年金保険料として数万円を一括で納付し、その際に受領した領収書も一枚であったとしているが、昭和50年当時、A市役所では過年度保険料及び特例納付に関する取扱いを行っていないこと、申立期間に係る国民年金保険料は約10万円であること、申立期間は特例納付の期間(昭和41年2月から48年3月まで)と過年度納付の期間(昭和48年10月から50年3月まで)の二つの期間に分かれ、納付書及び領収書は二枚となることなど、申立人の説明内容には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったとされる昭和50年12月の時点では、申立期間のうち、48年4月から同年9月までの国民年金保険料は、特例納付の対象期間ではなく、かつ、時効によって納付できない期間である。

加えて、申立人については、特例納付を行った場合に存在すべき特殊台帳が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年8月まで

昭和39年4月に母が事業所を退職して国民年金に加入する際に、私も加入手続を行い、同月から私と母の国民年金保険料を納付しているものと思っていたが、私の加入及び納付期間が41年9月からとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月に申立人の母親が事業所を退職した際、本人及び母親の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、加入手続を行った時期は、申立人については国民年金手帳の発行時期からみて41年9月ごろ、母親については国民年金被保険者名簿の記録からみて42年9月ごろと推察され、申立人の主張と矛盾している。

また、申立人について、昭和41年9月の時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母親の保険料についても申立人と同様に昭和39年4月から納付していたと主張しているが、同月から42年2月までの母親の保険料は49年3月に特例納付によりさかのぼって納めたものであり、申立人の主張に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間において申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成元年 8 月まで

私は、国民年金に加入してから、毎月区役所に 1 万円ほど持参して納付していた記憶がある。納付していた期間は定かではないが、1 年間程度と思う。加入当初の 3 か月しか納付済みとなっていないことには納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所へ毎月 1 万円程度持参して保険料を納付していたと説明しているが、それは当時の保険料月額（申立人が加入していた付加年金の保険料月額を含む。）を納付するために用意した金額として不合理でないものである。

しかし、申立人は、毎月納付書が送付される都度、区役所に出向いて国民年金保険料を納付し、それは 1 年間ほど続いたなどと説明しているが、①年金記録によれば、納付済みとなっている加入当初の 3 か月分を一括納付したとみられること、②当該区役所における当時の納付書の送付は月ごとではなく、半年に一度送付することを基本としていたことをはじめ、申立人の説明と年金記録や当時の当該区役所における国民年金加入、保険料納付等についての取扱いとの間には多くの不一致がみられ、申立人の記憶が確かなものではないことがわかれる。その一方、申立人の説明を裏付ける関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年7月まで

私の国民年金手帳の国民年金被保険者資格取得日が、昭和48年1月1日となっていたのが、52年12月13日に訂正されている。私は48年1月から厚生年金保険に加入する前月の49年7月まで国民年金保険料をきちんと納付しているはずであり、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入は、社会保険庁の記録には昭和52年12月13日に被保険者資格を取得した1件があるのみで、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人に別の番号を記載した国民年金手帳を所持していた記憶も無い。また、申立人の妻が申立期間を通じて厚生年金保険に加入中であるため、申立人が国民年金に加入する場合は任意加入となるが、任意加入の対象期間は、制度上さかのぼって被保険者となり得ず、さかのぼって保険料を納付することはできないほか、申立人にも数年をさかのぼって加入し、保険料を納付した記憶は無い。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその妻は、申立期間に係る国民年金の加入及び喪失手続の状況や保険料の納付の状況について、記憶があいまいである。

加えて、申立人の国民年金手帳の国民年金被保険者資格取得日が昭和48年1月1日から52年12月13日に訂正されているが、上述したとおり、国民年金手帳記号番号の払出しの時点では48年1月1日にさかのぼって加入できず、また申立期間の始期の時点で加入手続を行った形跡が見当たらないことから、誤記とみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年10月まで
平成5年4月に厚生年金保険の資格を喪失してから間もなく、市役所で国民年金の加入手続を行い、以後、保険料を毎月銀行で納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人の記憶が不明確であり、保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金任意加入者の記録及び市の国民年金被保険者名簿から、平成7年12月ごろ払い出されたと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。申立人は、平成7年12月に、その時点でさかのぼって納付できる5年11月から7年3月までの保険料を過年度納付しており、申立期間については、その際、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から39年9月まで

私は、申立期間当時、家業を手伝っていた。一緒に自営業をしていた母親は国民年金保険料を納付しており、私の分の国民年金保険料も一緒に納付していたと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年9月の20歳到達時から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は41年12月に払い出されており、この時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の納付手続は亡父が行っていたと主張しているが、それらを示す日記、家計簿等の関連資料は無い上、加入手続等に係る具体的な記憶も無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年2月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、この期間の納付事実が確認できなかったとの回答があった。

昭和49年6月ごろ、父親に市の窓口へ行って国民年金の加入手続をして特例納付をするように頼み、父親からは、納付してきた旨を聞いた。

その後は、昭和51年1月から54年4月までの厚生年金保険加入期間を除き、保険料を完納してきた。

特例納付時の納付金額がいくらだったかの記憶は無いが、「国民の義務」である税金等については滞納等の事実も無く、国民年金保険料についても同様であり、申立期間について納付事実が確認できないことには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、市の窓口で、国民年金の加入手続をして、特例納付をしたと主張しているが、市では、特例納付による保険料を領収しておらず、社会保険事務所か金融機関で納付するように案内していたとしており、申立人の主張には齟齬が認められるほか、申立人には納付金額の記憶が無く、保険料納付を行ったとされる申立人の父親も既に死亡しているため、加入手続の状況や保険料納付に係る状況を確認することができず不明である。

また、申立人の年金記録上、申立人の保険料の納付が、昭和49年4月に開始していること、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が、50年3月20日とされており、国民年金の加入手続は、この時期であったとみられることなどから判断すると、国民年金に加入した時点で、市の窓口での保険料の納付が可能であった49年4月以降の現年度分の保険料をさかのぼって納付したとみる

のが自然である。

さらに、このほか、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

免除となっていた申立期間分の保険料を市から追納するようにと連絡があったため、市役所へ出向き、女性職員と相談の結果、4年分を4回に分け、横長の納付書で納めた。信用金庫から振り込んだと記憶しているが、領収書は処分してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料を全額免除されていた期間について、特例納付により追納したと主張しているが、制度上、免除期間について特例納付することはできない。

また、申立人の提出した昭和49年から53年までの家計簿の記載内容から、50年に57か月分の国民年金保険料を特例納付したことがわかるが、この特例納付は、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び市の国民年金被保険者台帳に記録されている申立期間以外の①41年4月から42年3月までの期間、②42年4月から同年12月までの期間、③44年4月から45年3月までの期間及び④45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料（合計57か月分）について、4回に分けて納付したものと判断され、家計簿に記載されている金額は、申立期間に係る保険料の納付を示すものでないと判断せざるを得ない。

さらに、家計簿を見ると、昭和49年から50年までの間、現年度保険料を納付したことをうかがわせる金額の記載が無いこと、及び後に申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料は無く、申立人もほかの

時期に追納した記憶が無いことから、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び市の国民年金被保険者台帳の記録のとおり、申立期間の国民年金保険料は全額免除であり、追納されていないと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から45年9月まで

昭和45年2月の結婚前から妻が生活費の管理をしており、国民年金についても、妻が加入手続をし、保険料を払ってくれたと記憶している。妻は、支払通知が来たものに対して払わなかったことは無く、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録上、申立期間中、申立人は国民年金に未加入であったとされており、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとするその妻は、申立人の申立期間に係る国民年金への加入手続を行った記憶も、保険料を納付した記憶も明確には無い。

また、申立人の年金記録上、申立人が、当初、国民年金に加入したのは、昭和46年2月とされているが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号での国民年金加入手続日は、46年7月31日とされており、このときに、申立人が46年2月に厚生年金保険適用事業所を退職した時点までさかのぼって資格取得したとの処理が行われたものとみられる。

さらに、申立期間の一部は、申立人の保険料を納付していたとするその妻の保険料も未納とされているほか、申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料も無く、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年12月まで

昭和45年3月、結婚のため退社し、厚生年金保険を脱退した。

そのころ、私の記憶では、国民年金への切替手続を忘れないよう強く意識しており、市役所に行って手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付していたと思うが、申立期間が未納とされていた。

申立期間も一緒に生活していた夫の保険料は納付済みとされているのに、家計一切を管理していた私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る記号番号払出日は、昭和51年3月以降であり、この時、さかのぼって45年4月1日に資格取得したとの処理がされたものとみられ、この場合、申立期間の中には、時効にかかるため、保険料を納付できない期間がある。

また、申立人の年金記録上、昭和52年4月1日に、その時点で時効前であり、かつ、申立期間の直後である50年1月までさかのぼって、保険料を一括納付したとされているが、申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身も、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付について明確には記憶していない。

さらに、当時、申立人が保険料を納付していたとするその夫は、申立期間の一部において、国民年金に未加入であったとされているほか、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。申立期間については国民年金に加入して保険料を銀行の窓口を支払っていたので、未納であることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間直前の昭和 57 年 12 月から 60 年 9 月まで国民年金に加入しており、同年 10 月に厚生年金保険に加入している。一方、57 年 12 月から国民年金に加入していた申立人は、60 年 10 月に国民年金被保険者の種別が強制加入から任意加入の対象となったが、任意加入の手続が行われておらず、申立期間は年金未加入の期間となっている。

また、申立期間直前の国民年金加入期間について、申立人とその夫は、夫の銀行口座から口座振替により保険料を納付していたが、申立人はその夫が厚生年金保険に加入したことにより国民年金の資格を喪失し、口座振替も中断したと考えるのが自然であり、申立人に聴取しても任意加入の手続及び申立人名義の口座から口座振替を行うように変更した手続を行った記憶は無い。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 48 年 3 月まで
申立当時、所得が低かったので、毎年、市役所で免除の手続をしていたことを鮮明に記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和 47 年度を除き、さかのぼって申請免除の手続ができない期間である。

また、申立人は、申立期間中に住所変更を行っておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人に聴取しても、所持している国民年金手帳の記号番号とは別の国民年金手帳を交付されていたという記憶は無い。

さらに、申立人が申立期間当時、市役所において、国民年金保険料免除申請を行ったことを確認できる関連資料は無く、ほかにそれをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間について国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、国民年金に20歳の時から強制加入し、離婚後の一時期申請免除を受けており（昭和59年4月～平成3年3月）、その一部分について追納もした。平成8年4月に保険料納付の記録を整理していたところ、平成3年度分については、領収証書も申請免除通知も無かったので、社会保険事務所か市役所かは覚えていないが電話で確認したところ、「納付済み」と言われたため納付していると思っていた。このことは手帳にもメモしている。ところが、当該年度分については「申請免除」となっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、生活が苦しい時には申請免除手続きを行い、その後2回に渡り1年度分ずつ追納を行っていることから、保険料納付についての強い意欲がうかがわれる。

しかしながら、申立期間について社会保険庁の記録では申請免除とされているところ、申立人は、この期間を除き前後の26年間分の領収証書、申請免除通知等を保存している一方、申立期間については領収証書も申請免除通知も保管していない。

申立人は、申立期間に係る保険料を納付したかどうかの記憶は有していないとしているが、平成8年4月に電話で確認したところ納付済みであると言われたことを根拠に納付済みであると申し立てている。ところで、申立人の追納状況を見ると、平成6年に昭和59年度分を、平成7年に昭和60年度分をそれぞれ納付しているが、この状況からみて、仮に平成3年に1年分支払える原資があったとすれば、時効にかからない免除分から支払うことが推定される。なお、申立人の記憶以外に平成3年度分を現年度納付したと認められる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から51年3月まで

昭和53年ごろ、市役所の女性集金担当者が家に来て、国民年金の加入を勧められた。集金担当者から、今だったら20歳にさかのぼって納付できると説明があったので、加入手続と同時に過去の保険料をまとめて集金担当者に現金納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ごろ、市役所の集金担当者から国民年金の加入勧奨があり、加入手続と同時に国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、当該時期は申立期間である42年5月からさかのぼって納付できる特例納付が可能な期間であったことが確認される。

一方、申立人は過去の保険料を一括してまとめて集金担当者に現金納付したと主張しているが、特例納付に係る保険料の取扱いは、社会保険事務所が発行する国民年金保険料納付書を使用した金融機関等での納付となっていること、特殊台帳の記録によれば申立人が行った昭和51、52年度分の過年度納付も2回に分けて行われた記録になっていること、及び納付額についての申立ても変遷しているが、特例納付額は相当多額であることなど、矛盾が感じられる点が多い。

このほか、申立人の保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 35

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から50年3月まで

昭和49年ごろに市役所から国民年金の加入勧奨があり、今加入してさかのぼって納付すれば、国民年金を満額受け取れるとの説明を聞き、夫婦共に加入した。

加入時に集金担当者にさかのぼって納付したのに、国民年金受給が満額受け取れないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手続状況について見ると、申立人は、国民年金の加入手続を夫婦一緒に行ったと申し立てている点については、国民年金手帳の記号番号払出が夫婦連番で付されており、夫婦が同じ日に加入していることから確認できる。

しかしながら、国民年金保険料をさかのぼって納付したとしている点については、申立人がさかのぼって納付したとする保険料金額と、申立期間である昭和36年4月から50年3月まで実際に納付が必要な保険料金額とは相当開きがある。一方、申立人がさかのぼって納付したとする金額は、手帳記号番号払出日が50年12月22日となっており、その当時までの納付すべき分である50年4月から同年12月までの約9か月分に係る現年度納付額にほぼ一致する。

また、申立人は、特例納付を行ったと鮮明に記憶していると申し立てている一方、加入当時の集金担当者や納付方法などについての記憶が曖昧であるなど申立内容に不鮮明な点が認められるとともに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 25

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 40 年 2 月までの期間及び 47 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 40 年 2 月まで
② 昭和 47 年 4 月

私は、納付金額や納付時期は覚えていないが、申立期間の国民年金保険料を役場に出向き支払っていた記憶がある。私は、これまで会社を退職した時も、その都度、国民年金加入手続きを行い保険料を納付しており、未加入で保険料を納付していないとされることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間の国民年金保険料の納付時期及び納付金額についての申立人の記憶は曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の昭和 39 年 10 月から 40 年 2 月までは時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったと主張する建物は公民館であり、申立人が主張するような市役所の支所、出張所ではなく、国民年金の加入手続き及び保険料徴収の業務は行っておらず、申立内容には不自然な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 4 月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 4 月まで
昭和 35 年 12 月から A 市にある B 商店に住み込みで勤務していた。
36 年 4 月ごろ、B 商店に市役所の職員から国民年金制度が施行された
として加入勧奨を受け、国民年金に加入した。当時の保険料は集金人
(徴収員) が集金に来ていたので、毎月末に納めていた。その後、B
商店が 41 年 4 月に法人化され厚生年金保険に加入した。
ところが、社会保険庁の記録では昭和 36 年 4 月から 41 年 4 月まで
の国民年金保険料は未納となっている。調査の上、記録を訂正してほ
しい。なお、当時の国民年金手帳は、現在所持している年金手帳の交
付を受けたので、2 冊もいらないと思い廃棄した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付金額等の記憶が曖昧であるとともに、
保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い
出されたのは昭和 53 年 1 月となっており、この時点では、申立期間は時
効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出
されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間には、制度上、国民年金に加入できない 20 歳到達前
の期間及び重複加入が認められない厚生年金保険の加入期間が含まれて
おり、不自然である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的
に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認
めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年10月まで

私は、結婚前、A市に両親と住んでいた。当時の納付を証明する資料は所持していないが、母親から私の国民年金保険料を支払っていたと聞いており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、5年を超える期間について申し立てているが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間を含む前後の期間について、申立人の居住地を管轄するB社会保険事務所には、国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無く、申立期間以降の60歳までの期間をみても、国民年金保険料の未納期間が複数存在する。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年2月3日時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私たちは自営業だったので、ちょうど昭和35年に初めての子供を出産する時に、国民年金制度ができたことを大変喜んだ記憶がある。

昭和36年4月から、月額100円の保険料を3か月ごとに、一度も遅れたりせず、納めてきた。今は何の証拠となる資料も所持していないが、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、昭和36年4月以降、夫婦共に納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年10月に妻と連番で払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年10月時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、申立人も国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私たちは自営業だったので、ちょうど昭和35年に初めての子供を出産する時に、国民年金制度ができたことを大変喜んだ記憶がある。

昭和36年4月から、月額100円の保険料を3か月ごとに、一度も遅れたりせず、納めてきた。今は何の証拠となる資料も所持していないが、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、昭和36年4月以降、夫婦共に納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年10月に夫と連番で払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年10月時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、申立人も国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から60年3月まで

当時、私は、Aに居住し、同地の区役所で国民年金に加入しました。その時に区役所の窓口の人から20歳までさかのぼって支払えると勧められ、保険料として相当額の支払をした記憶がある。今は何の証拠となる資料も所持していないが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である約12年間の未納分を一括納付したと主張しているが、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、納付金額を記憶していないなど、具体的な保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年4月ごろに払い出されたものとみられ、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとともに、申立人が保険料を納付したとする時期は、特例納付が実施されていた時期でもない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

申立期間は家で仕事をしていて、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納めていたが、社会保険庁の記録では、夫の分だけが納付済みになっており、私の分は未納とされていた。

納得ができないので、私の国民年金保険料の納付が無かったか改めて調査し、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6年と長期間であるとともに、申立人は、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納めたと主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年5月時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、同年12月6日に昭和50年度及び51年度の過年度保険料を納付していることが確認でき、納付日から考えて、申立人は、過年度納付したことを特例納付したと誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、社会保険庁の記録では、結婚前の昭和36年9月に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金手帳が交付されているが、当該記号番号での保険料の納付実績は、36年4月の加入以降全く無く、申立人も、申立期間当時、国民年金手帳を持っていたとの記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで
昭和49年6月1日に国民年金手帳を受け取り、同年に実施していた特例納付を利用して、集金人に3回に分割して国民年金保険料を納付した。社会保険庁の記録で、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した当時、申立期間の国民年金保険料を、特例納付を利用して3回に分けて納付したとしているが、昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、社会保険事務所が保管する領収済通知書により、昭和49年12月30日に過年度納付されていることが確認でき、納付日から考えて、申立人は、過年度納付したことを特例納付したと誤認している可能性がうかがわれる。

また、申立人は、特例納付した3回のうち2回については、転居した昭和51年ごろに納付したとしているが、当時は特例納付が実施されていた時期ではなく、納付金額等についての申立人の記憶も曖昧である。

さらに、申立人は、特例納付の国民年金保険料を集金人に納付したとしているが、A市の集金人は現年度納付保険料しか取り扱っておらず、その主張に不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 65

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 41 年 3 月まで
20 歳になった時から、実家で親が国民年金保険料を納付してくれていた。昭和 39 年 2 月に結婚し、しばらくして実家から国民年金保険料を納付していないと言われた。夫も当時、国民年金保険料を納付していなかったので、私の分と一緒に市役所に納付しに行ったと夫から聞いており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、夫も既に死亡しており、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳が発行された昭和 41 年 9 月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の夫についても、申立期間の一部である昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までは未納期間であり、41 年 4 月以降が納付済みとなっており、この点は、申立人についても一致していることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から46年7月まで
昭和39年12月に会社を退職して地元に帰り、40年1月から44年12月の結婚までの間、A町で国民年金保険料を納付していた。
昭和44年12月に結婚のためB市に転居、さらにC市に転居した後も、54年7月に厚生年金保険に加入するまでの間は、継続して国民年金保険料を納付していたので、申立期間の国民年金保険料納付を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月から44年12月に結婚してB市に転居するまで、集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、当該集金人は、当時、国民年金業務を担当していなかったことが確認できる。

また、申立人は、B市に転居後の加入^{あいまい}手続や国民年金保険料の納付状況等についても記憶が曖昧であり、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

さらに、申立人は、昭和46年8月にC市に転居するまで、A町で取得した国民年金手帳記号番号により、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていた記録が無い上、C市において任意加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるのみで、C市に転居するまでに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
平成 18 年 11 月に、被保険者記録照会を行ったところ、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金加入の記録が確認できなかった。
国民年金が発足した当時、私の母親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、私が、昭和 41 年 3 月に大学院を卒業する際に、これで国民年金保険料の支払が終わると告げられた記憶があり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金制度発足当時の昭和 36 年 4 月に、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、そのことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、母親から聞かされているだけで国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、両親は共に死亡しており、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 41 年 4 月に転居しているが、転居前の住所地において国民年金手帳記号番号が払い出されていた事実は確認できない上、氏名を複数の読み方で検索しても、申立人の国民年金手帳記号番号が存在したことは確認できず、申立期間当時、申立人が国民年金の被保険者であったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 68

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、A 市役所からのハガキで、B 市民センターにおいて国民年金の相談会が開催されていることを知り、昭和 50 年 10 月 30 日に国民年金の加入手続を行った。

それまでは国民年金への加入や国民年金保険料納付の必要性は知らなかったが、義母からも勧められ、自分で貯めていたお金と、義母から借りたお金を持参し、昭和 36 年 4 月までさかのぼって納付した。

B 市民センターで対応した職員（髪の長い女性）は、昭和 36 年 4 月までさかのぼって納付することができると言ったので、その場でまとめて夫の分も含めて納付したことを覚えている。

納付した額は、10 万円ぐらいだったかはっきりと覚えていないものの、20 万円以下だったと思う。領収書の交付は受けていない。

昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 10 月 30 日に、申立期間及び申立人の夫の 39 年 7 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を一括で支払ったとしているが、社会保険庁の記録では、夫婦共に未納となっている。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

さらに、昭和 50 年当時は特例納付が可能な時期であるが、申立人が夫の分と併せて一括納付したと主張する国民年金保険料の金額は、当該期間についての国民年金保険料を納付した場合の国民年金保険料額と異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から51年3月まで

昭和53年7月ごろ、国民年金保険料の特例納付制度があることを知り、未納期間の保険料を特例納付するために、私自身か母親の生命保険を解約し、母に依頼して、郵便局又は銀行において約25万円を納付してもらった記憶がある。未納とされていることに納得できないので、特例納付を行ったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無い。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を一括納付したとする時期（昭和53年7月ごろ）は、特例納付が可能な時期であったが、特例納付するために解約したとする生命保険の解約日はそれよりも1年早く、時期的に齟齬を来しており、申立人の主張は不自然である。

さらに、A市の保有する国民年金被保険者名簿には、特例納付のスタンプの納付年月日欄が空欄となっており、申立人の来庁時（昭和58年4月）に、A市職員が、特例納付の際に支払っていないため受給権は生じないが、免除申請の勧奨を行った旨の記載があるなど、特例納付を行っていたとするには不自然な事情が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から45年12月まで

私は、昭和39年度より国民年金保険料の納付免除の扱いを受けていたが、子供（昭和42年生）が生まれるのを契機に納付を開始した記憶があるので、申立期間について、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、また、申立人は、申立期間について、7年間も免除を申請したはずがないので4年間について申し立てたとしているだけで、納付を裏付ける具体的な記憶が無い。

また、申立人は、昭和42年ごろ、集金人に免除の取消の申出を行い納付を開始したとしているが、A市の国民年金被保険者名簿では47年に免除申請を解除する旨の記録が残っているのみで、42年の免除取消の記録は無く、このことは社会保険事務所の特殊台帳の納付記録とも一致している。

さらに、免除申請は年度毎に申請するものであり、夫婦共に同一期間、複数年度にわたり、申請が無いままに免除が承認されるということは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から45年12月まで

私は、昭和39年度より国民年金保険料の納付免除の扱いを受けていたが、子供（昭和42年生）が生まれるのを契機に納付を開始した記憶があるので、申立期間について、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、また、申立人は、申立期間について、7年間も免除を申請したはずがないので4年間について申し立てたとしているだけで、納付を裏付ける具体的な記憶が無い。

また、夫婦の手続を一緒に行っていたとする申立人の妻は、昭和42年ごろ、集金人に免除の取消の申出を行い、納付を開始したとしているが、A市の国民年金被保険者名簿では47年に免除申請を解除する旨の記録が残っているのみで、42年の免除取消の記録は無く、このことは社会保険事務所の特殊台帳の納付記録とも一致している。

さらに、免除申請は年度毎に申請するものであり、夫婦共に同一期間、複数年度にわたり、申請が無いままに免除が承認されるということは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの期間及び46年8月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から46年3月まで
② 昭和46年8月から50年3月まで

昭和51年12月11日に結婚してしばらくしたころ、過去の未納となっている期間の国民年金保険料をまとめて支払った記憶がある。

申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付の保険料を役場内にある銀行派出窓口で納付したとしているが、当該役場における銀行派出窓口は昭和59年4月1日に設置されており、最後の特例納付の時期（昭和53年7月から55年6月まで）に納めたとする申立人の主張と矛盾する。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付時期や納付金額についての記憶が曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から平成2年9月までの期間及び4年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から平成2年9月まで
② 平成4年4月から同年12月まで

昭和49年当時は既に結婚していたが、夫の自営業が忙しく、実家の母親に保険料の納付を任せていた。保険料は私自身が準備し、母親に渡していた。母親が市役所へ出向き、年払いで納付してくれていたはずである。申立期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、207 か月と長期である申立期間について、申立人が得た収入を母親に手渡し、母親が申立人の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、現年度分を納付していたと主張しているが、市役所で保存されている当時の納付状況のわかる国民年金収滞納一覧表に、昭和56年度から平成4年度までの滞納記録が残っているなど、申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から44年12月まで

国民年金保険料は、町内会の役員が集金しており、昭和37年2月に婚姻してから以降は、夫の家族が納付してくれていたはずである。また、本名とは別に通称名を持っているので、何か間違いがあったのではないかと思う。

私以外の家族の保険料は納付済みとなっているのに、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家族が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間の一部は過年度納付する必要があるが、集金組織では過年度納付の保険料を集金することができないことが確認され、申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立人の氏名は国民年金手帳記号番号払出簿、役場の被保険者名簿のいずれも本名で記載されており、氏名の誤りは見られないうえ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人以外の家族全員が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする主張についても、申立人の夫の父は、申立期間後である昭和45年2月の国民年金保険料を納付したのが最初で、それまで、国民年金にも厚生年金保険にも加入していなかったものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 40 年 9 月までの期間及び 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月から 40 年 9 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

国民年金には、町内会から話があつて加入し、20 歳の時から保険料を納めていた。当時 100 円を納付組織の集金人に渡していた。

申立期間の納付記録が見当たらないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入当初から、納付組織を通じて保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 42 年 7 月に国民年金手帳記号番号が払い出されて、国民年金手帳を交付されているが、その時点では、申立期間のうち 37 年 2 月から 40 年 3 月までは既に時効により納付することはできない期間であり、42 年 7 月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 51 年 9 月まで

会社退職後すぐに親が私の国民年金加入手続をし、納付してくれていた記憶がある。結婚による諸手続のため夫が市役所へ行った際に、新しい年金手帳を交付してもらい、古い年金手帳は市役所に引き上げられたと思う。当該期間が未納となっていることは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、市役所の加入記録によれば、申立人は昭和 51 年 10 月に国民年金へ加入したものとされており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、申立期間について、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から同年 9 月までの期間、54 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から同年 9 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、①の期間、自宅に集金に来た納付組織の役員に、国民年金保険料を夫婦二人分まとめて払っていた。田舎で世間体もあるので、未納にするとは考えられない。

また、②から④の期間については、おおむね 3 か月に 1 回、市役所の国民年金窓口で納めており、時には納付を怠っていたこともあるが、4 年間も未納であったとは考えられない。

これらの期間の納付を認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いとともに、申立当初は、②から④の申立期間については、夫が勤務する住所地の市役所で給与天引きにより納めていたと主張するなど、保険料の納付に関する記憶は曖昧であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 また、申立期間のうち、①昭和 39 年 6 月から同年 9 月までの期間については、申立人は、田舎で世間体もあり未納にするとは考えられないと申し立てているが、本人が保管していた国民年金手帳を見ると、国民年金印紙

が貼付されていない期間が3年以上にわたって認められ、申立内容には不自然な点がある。

さらに、国民年金手帳の申立期間を含む昭和39年度のページには、40年度の検認印があり、これは、40年度のページに国民年金印紙を貼付すべきところ、未納で空欄であった39年度のページに誤って貼付したものと考えられ、39年度については、現年度での納付は行われていないと見るのが相当である。

加えて、申立人の旧被保険者台帳が残存していないことから、二人分まとめて納付していたとする夫の旧被保険者台帳をもとに、当該期間前後の納付状況を見ると、昭和39年1月から5月までの分を41年3月15日に、39年10月から40年3月までの分を41年12月23日に納付しており、国民年金保険料を毎月支払っていたとする申立内容と異なり、工面できた金額の範囲で過年度に納付していた状況がうかがえ、当該期間については、41年12月23日に納付する際、時効により納付できない期間として残ったものと考えられる。

- 3 また、申立期間のうち、②昭和54年1月から同年3月までの期間、③55年1月から同年3月までの期間及び④57年4月から61年3月までの期間については、申立人は、市役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、被保険者台帳の記録を見ると、i) 50年1月から同年3月までの分について、催告状を受け51年7月に納付、ii) 53年1月から同年3月までの分について、53年8月に催告状を受け同月に納付、iii) 55年1月から同年3月までの分について、56年7月に催告状を受けたものの未納、iv) 56年度分について、57年7月に催告状を受け同年12月に納付、v) 57年度分及び58年度分について、次年度に催告状を受けたものの未納となっており、必ずしも、申立てにあるような納付方法になっていない。

さらに、申立人は、4年間も未納であったとは考えられないとしている一方で、時には納付を怠っていたことがあるとしており、申立人の記憶が曖昧なことから、国民年金保険料を納付した月を特定することはできない。

加えて、催告状が送付された記録もあるなど、納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から同年 9 月まで
当時、自宅に集金に来た納付組織の役員に、妻が国民年金保険料を夫婦二人分まとめて払っていた。田舎で世間体もあるので、未納にするとは考えられない。納付を認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、田舎で世間体もあり未納にするとは考えられないと申し立てているが、申立人が保管していた国民年金手帳を見ると、国民年金印紙が貼付されていない期間が 3 年以上にわたって認められ、申立内容には不自然な点がある。

また、国民年金手帳の申立期間を含む昭和 39 年度のページには、40 年度の検認印があり、これは、40 年度のページに国民年金印紙を貼付すべきところ、未納で空欄であった 39 年度のページに誤って貼付したものと考えられ、39 年度については、現年度での納付は行われていないと見るのが相当である。

さらに、被保険者台帳をもとに、申立期間前後の納付状況を見ると、昭和 39 年 1 月から 5 月までの分を 41 年 3 月 15 日に、39 年 10 月から 40 年 3 月までの分を 41 年 12 月 23 日に納付しており、国民年金保険料を毎月支払っていたとする申立内容と異なり、工面できた金額の範囲で過年度に納付していた状況がうかがえ、申立期間については、41 年 12 月 23 日に納付する際、時効により納付できない期間として残ったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年3月まで

私は、近所に住む市町村役場職員から国民年金に加入して国民年金保険料を納めるべきだとの助言を受け、昭和52年春ごろ、市町村役場で国民年金への加入手続きを行い、47年4月から52年3月までの5年間分の未納保険料約5万円を2回から3回に分けて銀行に納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は未納となっている昭和47年4月から52年3月までの5年間分の国民年金保険料を52年春頃に納付したとしているが、納付されたことを示す関連資料（家計簿、領収書等）は無く、申立期間を納付するためには特例納付制度を利用しなければならないが、52年当時、当該制度は実施されていなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和55年5月となっていることから、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、当時、未納期間として納付した国民年金保険料が5年間分であったか明らかではない上、納付した金額について記憶に無いとする等、申立人の納付状況に関する記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

広島国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 39 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実の確認ができなかったとの回答をもらった。私は 20 歳から国民年金に加入しており、国民年金保険料は母親が婦人会の集金人に納付していたはずなので申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録には申立期間のうち昭和 37 年 3 月から同年 6 月までの欄に「届出前消滅」とのゴム印が押してあることから、申立人が資格取得の手続をしたのは 20 歳到達時の 37 年 3 月ではなく、39 年 7 月より後であり、申立期間のうち 37 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料は時効期間が経過しており、徴収することができない。

また、資格取得届出時点においては、申立期間のうち昭和 37 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度保険料となっていることから、婦人会の集金人が徴収することはない。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人は関与していないため、その詳細は不明であり、申立人の母親が保険料を納付していたことを示す関連資料も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から49年3月まで

昭和40年3月から49年3月までの国民年金保険料納付記録について、照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。会社を退職後、国民年金に入らないといけないと思い加入手続きを行い、結婚前は自分が、結婚後は妻が、妻と私の保険料を併せて納付していたので、未納は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者の資格取得届の提出日は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の、申立人前後の任意加入者の国民年金被保険者資格取得日から判断して、昭和49年4月1日から50年4月1日までの間と認められ、資格取得日も49年4月1日となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であることが認められる。また、申立人に係るほかの国民年金手帳記号番号が払出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管している被保険者台帳によると、同一の納付対象期間で申立人夫婦の国民年金保険料の納付時期が判明しているものが2回あるが、2回とも夫婦の納付時期が異なっていることから、申立人の妻が自分の保険料に併せて申立人の国民年金保険料も納付していたとは認められない。

加えて、申立人自身が納付していたとする婚姻前の申立期間の納付状況に係る記憶も詳細ではなく、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年8月から11年3月まで
社会保険事務所で確認したところ、申立期間について納付記録が無いことが分かった。申立期間当時の国民年金保険料は、区役所の窓口で顔見知りの集金人に渡していた。
集金人の氏名も覚えており、納付していたのは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間に係る国民年金保険料の納付に係る申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人が国民年金保険料を渡していたとする集金人については、申立期間当時、嘱託職員として区役所に在籍していたことは確認できるが、この集金人は国民年金ではなく国民健康保険を担当していたことが確認されている。

さらに、この集金人からは、申立人の国民年金保険料を窓口で直接預かったことはないとする証言が得られており、申立人の申立内容に不自然な点が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から51年7月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答があった。
昭和42年に、同じ宿舎に居住していた友人に誘われて一緒に国民年金に任意加入し、保険料を納付してきており、納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が提出した亡夫の昭和47年及び48年に係る源泉徴収票及び46年度及び49年度に係る市・県民税特別徴収税額通知書からは、申立人が国民年金保険料を納付していたことを推認することはできない。

また、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続、納付方法等の記憶が詳細ではなく、申立人が一緒に任意加入手続をしたとする友人の証言でも、当時、任意加入の手続を行ったことの確認はできない。

さらに、申立期間は、国民年金に未加入とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人に聴取しても申立期間当時に国民年金手帳の交付を受けた記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 62 年 12 月まで

私は、昭和 57 年 1 月から外国人も国民年金に加入できることを知り、59 年に市役所支所で加入手続を行った。その際、担当者から国民年金保険料は 2 年間さかのぼって納付できるとの説明を受け、以後、継続して納付してきており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は国民年金手帳に記載された資格取得日である昭和 57 年 1 月 1 日を根拠の一つとして、59 年に 2 年さかのぼって国民年金保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金の納付状況等に係る記憶は詳細では無く、また、保険料納付済み期間のほとんどが過年度納付となっているなど、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 56 年 12 月まで

昭和 57 年 1 月に市役所で転入届と国民年金加入手続を同時に行ったところ、既に 53 年 9 月に国民年金の加入手続が行われ、保険料納付も行われているとの説明を受けた。その際、手元に年金手帳が無かったため、新たに年金手帳の交付を受けた。

このとき初めて実家の母が既に加入手続を行い、保険料を納付してくれていることを知った。その後、社会保険事務所において申立期間が未納であることを知らされたが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、現在、申立人が所持する国民年金手帳記号番号は、転居後の市役所で払い出された番号であり、仮に申立てのとおり、市役所で前住所地での国民年金加入記録を把握していたのであれば、その国民年金手帳記号番号を引き続き使用するはずであり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、市役所が保管している被保険者名簿を見ると、昭和 53 年 9 月 1 日付けの資格取得届が 57 年 2 月に受理され、新規の年金手帳が払い出されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から61年9月までの期間及び61年11月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月から61年9月まで
② 昭和61年11月から61年12月まで

当時、A市から未納分として合計30万円程度の納付書が送られてきた。一括納付は困難であるため、毎月、銀行で納付してきたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和62年5月以降であり、申立期間のうち55年8月から61年3月までの間は、申立人の妻が厚生年金保険加入期間であるため、任意加入に相当する期間であり、さかのぼって国民年金の被保険者になり得ず、国民年金保険料を納付することはできない。

また、昭和61年度のうち、納付済みとなっている昭和61年10月及び62年1月から3月までは、社会保険庁の記録によれば63年度後半の時効成立間際に納付されており、特に62年1月から3月までの国民年金保険料は、納付の時点で時効が成立していた61年11月から62年1月の納付をそれぞれ充当することにより納付とされているなど、申立人が主張する毎月納付したとの主張を裏付ける状況は認められない。

さらに、申立人に事情を聴取しても、加入手続の時期、納付金額等が明確でないなど国民年金の加入状況等が不明である。加えて、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年12月まで

21歳のとき、A市から国民年金の加入勧奨を受け手続を行ったが、20歳までさかのぼって支払うよう言われたので、父に相談して支払ってもらったはずである。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和51年5月以降であるが、過年度分保険料である51年1月から同年3月までの保険料が支払われたのは、時効間際の53年3月29日であり、申立人の加入手続と同時に未納分の保険料を支払ったとの主張と反する記録となっている。

また、申立人は当時、申立人の父親が営む家業を母親及び兄と一緒に手伝っており、母親が国民年金保険料等の支払を担当していたが、家族の納付状況をみると、両親の保険料は全期間納付済みとなっているが、兄は22歳の時に手続をし、その時点から保険料納付を開始しており、約2年間で未納となっている。

さらに、申立人に聴取しても、保険料の支払は母親が行ったとしており、申立人自身は保険料の納付に関与していないため保険料の納付状況等が明確でない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

島根国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から63年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、町内（自治会）の集金で納めていた。妻は昭和53年1月から平成5年8月まで国民年金保険料をすべて納付しており、自分の性格から、妻が納めているのに自分が納めていないことはない。申立期間が未納となっていることには納得できず、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年から自治会の集金により国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は昭和63年2月26日以降と推測される。

このため、申立期間のうち昭和61年12月以前は時効により保険料を納付できない期間であるほか、国民年金手帳記号番号の払出し以前の期間については保険料を自治会で納付することはできないため、申立内容と矛盾する。

また、申立人は、申立期間経過後、過去の未納期間についてさかのぼって保険料を納付したことは無いと回答している。

さらに、申立人は、現在所持している国民年金手帳記号番号のほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことは無いと回答しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から同年 9 月まで

申立期間は、夫が共済組合の年金に加入していることから国民年金への加入は任意であった。しかしながら、すべての期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していたという認識があることから、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無く、申立人も申立当時の国民年金への加入手続及び保険料納付の記憶が定かではない。

また、申立人は、申立期間後に加入した厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 16 年 12 月 1 日に国民年金に加入しているが、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料については、A 金融機関において口座振替で納付していることから未納とされていることに納得できず、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無く、申立人及び申立人の夫に聴取しても加入手続や保険料納付方法等の記憶は曖昧である。

また、申立ての A 金融機関との取引開始は、昭和 57 年 11 月であること及び B 市区町村では申立期間当時、口座振替による国民年金保険料の納付は実施されていなかったことから、申立内容と矛盾している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和 43 年 11 月以降と推定）では、申立期間の一部は過年度保険料となるが、申立人が金融機関や社会保険事務所等で過年度保険料を納付したこと、及び別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年4月から63年3月まで

申立期間については、妻は厚生年金保険に加入していたが、自分は確かに国民年金に加入し、妻が金融機関において毎回納付している。このため、申立期間の保険料が未納という回答には納得できず、年金記録を訂正してほしい。

3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に加入した厚生年金保険の資格を喪失した平成元年1月21日に国民年金に加入しており、未加入期間である申立期間について国民年金への加入手続が行われた事実が確認できない。

また、申立人及びその妻から聴取しても、国民年金加入手続の時期のほか、納付先の金融機関、納付方法及び納付金額等について記憶が定かでなく、申立期間において国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等)も無い。さらに、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年ごろから 44 年ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年ごろから 44 年ごろまで
未納となっていた期間の国民年金保険料をさかのぼって納付しようと思
い、昭和 44 年 2 月又は同年 3 月ごろに市町村役場の窓口に行ったところ、
2 年以上はさかのぼって納付できないとの説明を受け、約 2 年分を納付
したことをはっきり覚えているので、申立期間の保険料の納付を認めてほ
しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無い。

また、申立期間は未加入の期間であり、納付できない期間であるが、申立
人から聴取しても加入手続に関する記憶が明確でなく、申立期間当時に国民
年金手帳の交付を受けていなかったとしており、申立人に対して国民年金手
帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未加入期間が多く、過去に国民年金
保険料を納付した履歴がないことから、納付意識が高いとは認められず、申
立期間のみの保険料を納付したとする背景事情等についても合理的な事情は
認め難い。

加えて、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、制度上、当時の市町
村では過年度分の保険料は収受できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

岡山国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から昭和59年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から59年10月まで
申立期間については、市役所支所又は信用金庫等で納付していた覚えがあり、その前後は納付している。また、申立期間は未加入とされているが、資格喪失した覚えは無いので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無い。

また、申立人は、申立期間を現年度納付したと主張しているが、昭和59年11月28日付けでさかのぼって50年4月から資格喪失した届出書が提出されたことが確認できるほか、市町村の国民年金被保険者名簿には、市町村が任意未加入者の保険料未納による任意喪失の通知を行ったことや、申立人への連絡状況等の記録が残されており、この記録によれば、任意未加入期間である申立期間の未納が続いたことから、年金受給の資格期間に算定できない任意未加入の未納期間を解消するため、市町村が申立期間の資格喪失を行ったものであることが確認できる。

さらに、申立期間はさかのぼって資格喪失されたものであるため、申立期間中には、社会保険事務所から未納分の納付書が自動的に通知されているはずであるが、そのことについて覚えが無いとしているほか、申立期間直前の昭和50年3月までの保険料領収証を保管しているものの、申立期間の領収証が無いとするなど、申立人の主張には不自然な点がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年12月まで

申立期間については、任意未加入であったが、昭和44年3月に過去の国民年金保険料を支払うようにとの内容のハガキが届き、隣人にも同じ内容のハガキが届いていたので、隣人と一緒に市町村役場に行って保険料を支払った。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、旧A共済年金の障害年金の受給者であることから国民年金への加入については任意加入となるため、申立人は、制度上加入手続を行ったときからさかのぼって国民年金の被保険者には成り得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない。

また、申立人が納付したとする時期は特例納付期間ではなく、支払ったとする金額も申立期間の保険料額と一致しない。

さらに、同じ内容のハガキが届き一緒に国民年金保険料を納付したと申立人が主張する隣人は、5年年金の受給者であることが社会保険庁の記録から確認できるが、5年年金の保険料は昭和44年3月には納付できないことから、隣人と同じ内容のハガキが届き、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の主張は事実と矛盾する。

加えて、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 37 年 11 月までの期間、38 年 9 月から同年 11 月までの期間、40 年 1 月から 42 年 6 月までの期間及び 51 年 6 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 37 年 11 月まで
② 昭和 38 年 9 月から同年 11 月まで
③ 昭和 40 年 1 月から 42 年 6 月まで
④ 昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで

昭和の終わりごろに、A 市役所の女性職員から「未納があるので、免除申請するか納付するかどちらかにしてほしい」との電話があった。「これを納めればすべて納めたことになります」と言われたので、翌日、電話してきた職員に保険料をすべて納付した。市の職員の言葉だから未納は無いと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。納付金額は 12 万円ぐらいだった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和の終わりごろ、さかのぼって納付を行ったと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、当時、申立人は厚生年金保険の加入期間中であり、市役所が納付勧奨を行っていたとは考えにくい。また、納付を行ったとする時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできず、当時は国民年金保険料を特例納付できる制度も無かった。

さらに、申立人が納付したとする金額は、平成 3 年 9 月に納付された 2 年 6 月から 3 年 8 月までの保険料額とほぼ同額であり、申立人は昭和の終わりに納付したと主張しているが、平成 3 年 9 月に納付したとするのが自然である。

加えて、申立期間は平成8年2月に国民年金の資格の得喪記録を追加したために発生した期間であり、当時、窓口で申立人と対応した市町村の事務担当者が国民年金被保険者期間として把握できない期間であったため、未納は無いと説明していたと考えられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 41 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 41 年 9 月まで

妻が、集金人に「20 歳からさかのぼって納付しておくとも満額もらえます」と言われ納付するようになった。集金人は自治会の人ではなく、市役所の人か社会保険事務所の人かは分からない。家計簿、領収書等は引っ越しなどにより処分しているが、当時 1 か月分として 200 円を納め、その後 250 円を納めて今まで滞納しないように納めてきた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和 42 年ごろにさかのぼって国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、当時は特例納付の時期ではなく納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 44 年 1 月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、かつ、特例納付の実施時期ではなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見あたらない。

さらに、申立期間について市町村の被保険者台帳では「届出前消滅」となっており、申立人が保険料を納付することができなかった期間として取り扱われており、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点で、時効となっておらず納付可能であった申立期間後の国民年金保険料についてさかのぼって納付したものと推認される。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年9月まで

昭和42年4月に結婚、当時A町に住んでいたが、その後B町に転居した。そこで集金人に「20歳からさかのぼって納付しておくで満額もらえます」と言われ納付するようにした。集金人は自治会の人ではなく、市役所の人か社会保険事務所の人かは分からない。家計簿、領収書等は引っ越しなどにより処分しているが、当時1か月分として200円を納め、その後250円を納めて今まで滞納しないように納めてきた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和42年ごろにさかのぼって国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、当時は特例納付の時期ではなく納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年1月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、かつ、特例納付の実施時期ではなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見あたらない。

さらに、申立期間について市町村の被保険者台帳では「届出前消滅」となっており、申立人が保険料を納付することができなかった期間として取り扱われており、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点で、時効となっておらず納付可能であった申立期間後の国民年金保険料についてさかのぼって納付したものと推認される。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 55 年 3 月まで

実家が自営業で、集金人が国民年金保険料の集金に来ており、母親が納めていたことを覚えている。昭和 55 年 10 月に 46 年 1 月からさかのぼって国民年金に加入しているようになっているが、それより前から加入し納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が直接関与していないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 10 月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が保険料の納付を行ったとしているその母親においても、納付したとする記憶が定かではなく、申立人の納付を裏付ける証言等を得ることができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年2月までの期間及び47年9月から50年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から47年2月まで
② 昭和47年9月から50年5月まで

役場の担当者か集金人かどうかは覚えていないが、再三督促を受けたので、毎月ではないが、何か月分かの保険料をまとめて支払った記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については申立人の母親が納付していたとする時期もあるため、保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年2月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに申立人は国民年金に加入した当初、保険料を数か月まとめて納付を行ったとしているが、市町村の保険料収納簿によると、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年3月に同年1月から同年3月までの保険料がまとめて収納された記録が残っていることから、申立人がまとめて納付したとの記憶は、当該期間についてのものであると推認されるとともに、未加入期間である申立期間について、集金人が納付の勧奨を行ったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 51 年 6 月まで
国民年金保険料の納付状況について照会したところ、昭和 48 年 6 月から 51 年 6 月までの記録が無かった。
当時、自治会の班長が集金しており、納付していたはずであるので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況も不明である。

また、申立人は昭和 48 年 6 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳は、49 年 11 月に施行の「年金手帳の様式を定める省令」に基づく様式であり、ほかに、48 年当時に使用されていた様式の国民年金手帳を所持していた記憶は無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 7 月ごろ払い出されているが、その時点では申立期間の大部分については時効により納付できず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

山口国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

国民年金保険料の納付状況について照会したところ、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までが未納との回答をもらった。領収書等はないが、当時家計の管理をしていた父が、36 年 4 月から自分と妻の国民年金保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 6 月 9 日に払い出されており、その時点で申立期間の一部は時効により納付できない。また、それ以前に別の国民年金手帳記号番号で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の父が申立人及びその妻の国民年金保険料を納付していたとしているが、妻の国民年金保険料収納記録は、申立期間について未納とされている。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また申立人自身は、申立人の父が死亡する昭和 50 年ごろまで国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父から「国民年金の加入手続や保険料納付に関する話は何も聞いていない」と申立人が述べているため、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての状況が不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

山口国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から平成 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成 2 年 4 月まで
大学在学中の昭和 62 年 5 月に 20 歳となり、母親に国民年金加入の手続を頼むとともに、以降、平成 2 年 4 月に就職するまで、私の母親が私の国民年金保険料を納付していた。
年金記録を照会したところ、昭和 62 年 5 月から平成 2 年 4 月までの納付記録が無かったので、訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無いほか、申立人が申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことがわける事情は見当たらない。

さらに、国民年金保険料を納付したとしている申立人の母親から聴取しても、記憶が曖昧であり、ほかに申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 59

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 48 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「昭和 43 年 1 月から 48 年 3 月までの期間は未加入である。」との回答をもらったが納得がいかない。

領収書等、国民年金保険料の納付実績を確認できるものは無いが、昭和 43 年ごろ、月額 2,000 円から 3,000 円程度（端数があったように思う）を自治会の集金で納付した。役場の窓口で納付したこともあった。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 48 年 4 月ごろに払い出されていることから、このころに加入手続が行われたと考えられるが、申立期間は、任意加入期間であり、さかのぼって、国民年金保険料を納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が納付したと申し立てている金額についても、当時の国民年金保険料額と大きく相違している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案47

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年12月までの期間、44年7月から45年2月までの期間及び45年3月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から43年12月まで
② 昭和44年7月から45年2月まで
③ 昭和45年3月から50年3月まで

私は、会社退職後の昭和45年7月に酒屋を開店し、そのころに役場から連絡を受けたことを契機に国民年金に加入し、さかのぼって20歳到達時点までの国民年金保険料を役場窓口で納付したと思う。

その後は、近くに住んでいた人が自宅まで集金に来ており、納付していた。

未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、国民年金への加入手続を行った時期や特例納付した時期について、昭和45年7月の酒屋開店後であると主張するのみで、具体的な加入時期を記憶しておらず、特例納付した保険料額についても、記憶していないとしているなど、全般的に記憶が曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案48

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
昭和36年4月から38年3月まで国民年金保険料は地域の区長が毎月自宅へ集金に来ていた。領収の証明は納付手帳に区長の私印を押していた。国民年金保険料の支払等は夫がしていたので詳しいことは解らない。当時、大雨で自宅が被災したのを契機に、38年4月以降の期間について、免除申請をしたはずであり、36年4月から免除期間となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、免除申請は昭和38年4月に初めて行ったと主張しているが、申請の時期等についての記憶が曖昧であるとともに、申立人の国民年金保険料を支払っていたとされる夫についても、申立期間は申請免除となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案49

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から61年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から61年8月まで

母親が、昭和58年4月に町役場住民課のカウンターで役場の職員に5年間さかのぼって国民年金保険料を支払う手続きをしてもらい、その場で支払った。その時、領収書をもらったかどうかは覚えていない。4月以降の分は婦人会の集金人が水道料金と一緒に集金に来ていた。納付しているのに記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、当時、国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料の納付をしていたとする申立人の母親についても、国民年金の加入手続の時期、納付金額等に係る記憶が曖昧である。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳記号番号は昭和60年4月に払い出されたものであり、この時点では、申立期間の大部分は、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案50

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から平成4年3月まで
市役所の職員から、今なら国民年金保険料をさかのぼって納めることができる^{と聞き}、食堂を経営していた父から20万円を用立ててもらった。後日、妻が集金に来た人(市役所の職員か委託を受けた人かはわからない)に保険料を手渡していたのを記憶している。支払った保険料が記録に反映されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる妻及びその保険料を用立てたとされる父親も既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の妻が一括納付したとする金額も、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と大きく異なっている。

加えて、昭和50年12月に特例納付をした記録があることについて申立人に確認したところ、この時期の納付と混同して記憶しているのかもしれないと述べるなど、申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、納付時期を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案51

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から50年3月まで
昭和47年から48年ごろに市役所の窓口で1か月450円の国民年金保険料を一括して納付した。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人及びその夫から聴取しても、国民年金保険料を納付した期間及び納付時期の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、特例納付の1か月の保険料額が450円だったことを記憶しているとしていることから、第1回目の特例納付期間に納付したと仮定しても、47年7月分以降の保険料が未納となることや一括納付したとする金額が特例納付の保険料と相違するなど、申立内容は不自然である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から45年12月まで

結婚前は父が経営していた食堂に勤務しており、そこに来る集金人に父が父、母、兄、私及び妹二人の家族6人分の国民年金保険料を納付していた。

昭和44年11月に結婚した後は義母が義父、義母、夫及び私の分の保険料を一緒に納付していたので、私の分だけ未納ということは考えにくい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び義母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時、申立人の国民年金への加入手続や保険料を納付していたとする申立人の父親や義母は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人の妹の一人は、厚生年金保険に加入（学生であった期間を除く。）しており、また、別の妹は20歳に達していないことから、結婚前は父親が申立人の妹二人を含む家族6人分の保険料を一緒に納付していたとする申立内容は、事実と相違している上、申立人の昭和47年度及び46年1月から47年3月までの期間の保険料は、48年3月31日及び48年4月27日に一括して納付され、義母が毎月集金人に納

付していたとする申立内容にも不合理な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

町役場の支所長に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を同支所長に納付していた。保険料月額は50円から100円になり、後に150円になったと思う。昭和36年4月の初回の保険料は、同支所長の奥さんが代わりに納付してくれ、以後は自分が同支所長夫婦のどちらかに納付していた。支所長夫婦は既に他界しているが、納付したことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、市町村の被保険者名簿において、申請免除となっていることが確認できる。

また、申立人が居住する地区では、納付組織による国民年金保険料の収納が行われており、申立てにある支所長個人への直接納付が行われていたことは確認できない上、国民年金の保険料月額が年齢にかかわらず一律に150円となった時期についての申立人の説明も事実と相違している。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 40 年 3 月まで
昭和 38 年 9 月に結婚し、39 年 10 月に現在の市に夫婦で転入し、以後、毎月自宅を訪れる集金人に二人分の保険料を納付した。私の分だけ未納になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 6 月に払い出されている一方、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は 39 年 11 月に払い出され、申立人夫婦が国民年金に加入した時点が異なっていると認められ、39 年 10 月ごろに夫婦同時に国民年金に加入し、一緒に保険料を納付し始めたとする申立内容は不合理である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となることから、これを集金人が取り扱うことはできず、また、申立人が納付したと主張する保険料月額 5,000 円は、当時の保険料月額 100 円と大きく相違しており、申立内容には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から50年2月まで

父が経営していた食堂に勤務していた時、そこへ集金人が来て、父が家族全員6人分の保険料を納付していた。昭和47年5月の結婚後は、自分で金融機関に納付した。領収書は50年に年金手帳が送付されたとき処分した。一緒に納付していた母、兄及び妹は保険料が完納になっているのに姉と私の分が未加入になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や申立人が結婚した昭和47年5月以前の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年4月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間において、その父親と一緒に保険料を納付していたとする姉とは同居しておらず、また、納付したとする保険料月額5,400円ぐらいとの主張は当時のそれと大きく異なるなど、申立内容に不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人が居住していた市において、国民年金保険料を納付書により金融機関に納付する方法が変わったのは昭和52年4月からであり、結婚してからはその前から所持していた国民年金保険料仮領収書で金融機関に納付したという主張には矛盾があるほか、国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から同年 12 月まで

会社を退職後帰郷し、失業保険の申請をした 3 月初めに夫婦二人で町役場に行き、国民年金に加入する申請をした。保険料は農協の支店で引き落としにしていた。妻は納付になっているのに私の分だけ未納となることは考えにくい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、また、申立人が居住していた町が保管する国民年金被保険者名簿や国民年金被保険者索引表等の中に申立人の妻の納付記録は確認できるが、申立人の記録は無く、申立人が国民年金保険に加入したこと及び保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 57 年 3 月に地元の農業協同組合において同人名義の口座を開設し、同年 4 月 20 日に国民健康保険税、水道料及び国民年金保険料の口座振替を希望する納入通知書等送付依頼書を当時の町長あてに提出しているが、申立人の妻の納入通知書等送付依頼書は見当たらない。加えて、確認ができる口座振替の最も古い記録は 61 年 1 月から 3 月までのものであり、この間の各月の口座振替額 6,740 円は当時の一人分の国民年金保険料月額と一致することから、この申立人名義の口座は、妻の国民年金保険料の口座振替に利用されたものと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年4月まで

昭和52年3月に、集金員から43年10月から51年4月までの期間について国民年金保険料の未納を指摘され、支払うよう勧められたので、そのうち47年4月から51年4月までの保険料を一括して納付した。

資料や領収書は残っていないが、一括で納付したことははっきり覚えており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月に申立期間の保険料を一括して納付したと主張しているが、当時は特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人は、申立期間については、国民年金の任意加入の対象者であり、その保険料を特例納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、昭和51年5月に国民年金に任意加入しており、さかのぼって国民年金に任意加入することはできないことから、申立期間の保険料を一括して納付したとする申立内容は不合理である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月まで

私の夫は、会社を退職した昭和 53 年 2 月ごろ以降、夫婦二人分の国民年金保険料を支払ってきたが、市役所から、さかのぼって保険料を支払うことができる旨の通知が来たため、同年 8 月ごろから、夫婦二人分の同保険料をさかのぼって支払ったにもかかわらず、申立期間について、私の同保険料のみが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付についての状況及び保険料額が不明であるほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人及びその夫は、昭和 53 年 8 月から 55 年 2 月までの間に特例納付を行っており、納付日が確認できる期間について、国民年金保険料の納付状況を見ると、一度に納付する保険料額が、申立人が 1 か月分であるのに対し、申立人の夫は、3 か月分を納付していることなどから、申立人の夫は夫自身の保険料納付を優先していたことがうかがわれ、夫婦二人分を併せて納付していたとする申立人の主張は不合理である。

さらに、申立人の夫については、特例納付保険料に係る「納付書・領収証書」がすべて残っていると同時に、申立人についても、申立期間を除く期間に係る「納付書・領収証書」がすべて残っていることから、申立期間の分のみが残っていないことは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで

月額300円の未納(5年)分の保険料をまとめて納付した。昭和43年1月以降、一人につき4万円、二人分を一括で納付した記憶があり、44年1月からは一月ごと地道に納付した。当時、保険料はA市B区役所に納付していた。

申立期間以外はすべて納付済みとなっており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、昭和44年1月に5年分を一括納付したと主張しているが、この時期は、特例納付は実施されていない。

また、申立人は、昭和44年1月以降、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出日以降の期間については、特例納付や過年度納付により保険料を納付していたことが確認でき、申立人の主張とは矛盾する。

さらに、申立期間には厚生年金保険被保険者期間が19か月含まれているが、国民年金保険料が還付された記録は無い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和44年1月であり、この時点では、申立期間の半分以上は時効により保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から46年3月まで

私は、昭和43年5月に結婚し、その後、国民年金保険料は夫が私の分も一緒に納めていたと思っていた。

また、昭和43年5月から47年ごろの間に、市役所から国民年金保険料の納付に関する案内ハガキが届き、市役所の臨時窓口で保険料を納めた。納付金額は正確には憶えていないが、数千円程度だったと思う。

私としては、この臨時窓口で納付したことにより、未納期間は無いと思っているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月ごろに払い出され、社会保険庁の記録及び市役所の被保険者記録は、申立人の国民年金保険料は46年4月から納付済みとなっており、申立人は市役所の臨時窓口で納付した保険料額を数千円程度と記憶していることから、申立人は、46年12月ごろ、国民年金に加入し、現年度分の未納保険料（46年4月から12月までの保険料額4,050円）を一括で納付したものと考えるのが自然である。

また、払出日の時点で、申立期間の一部が時効により納付できない期間となっており、また、別の番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年8月から63年3月まで
留学していたため、自分では加入手続はしていないが、私と私の双子の弟が20歳になった昭和60年8月に、市役所で加入手続を行い、保険料を納めてきたと母親から聞いている。
しかし、社会保険庁の記録では、昭和60年8月(20歳到達)から63年3月までの期間が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年6月に申立人の双子の弟と連番で払い出されていることが、申立人が所持する国民年金手帳及び市役所の被保険者名簿で確認でき、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人と申立人の弟については、国民年金手帳が交付された平成2年6月から3年7月にかけて、昭和63年4月から平成2年3月までの期間の保険料を過年度納付しており、「20歳になってから母親が、保険料を納めていた。」という申立人の主張と相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から63年3月まで
留学していたため、自分では加入手続はしていないが、私と私の双子の兄が20歳になった昭和60年8月に、市役所で加入手続を行い、保険料を納めてきたと母親から聞いている。
しかし、社会保険庁の記録では、昭和60年8月(20歳到達)から63年3月までの期間が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年6月に申立人の双子の兄と連番で払い出されていることが、申立人が所持する国民年金手帳及び市役所の被保険者名簿で確認でき、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人と申立人の兄については、国民年金手帳が交付された平成2年6月から3年7月にかけて、昭和63年4月から平成2年3月までの期間の保険料を過年度納付しており、「20歳になってから母親が、保険料を納めていた。」という申立人の主張と相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から45年2月まで
20歳になってから実家の亡父が、保険料を納めてくれたと聞いていた。
また、昭和39年2月に結婚後も地区の婦人会に納めていた。
しかし、社会保険庁の記録では、昭和37年6月(20歳到達時)から45年2月までの期間が未加入となっており、国民年金保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、20歳到達時から結婚までの期間については、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、その父親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、結婚後の期間についても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間中に国民年金手帳の交付をうけた記憶が申立人に無い上、当時、婦人会に加入していた複数の者に確認しても、申立期間中、申立人から国民年金保険料を集金していたことを明確に記憶している者はおらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から44年4月までは、A市からB町に住所を移しており、結婚後はA市の婦人会において国民年金保険料の納付を行ってきたとの申立てと相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から54年2月まで

昭和52年11月から56年10月まではっきりした記憶は無いが、会社退職後、市役所（旧A町役場）職員であった叔父に依頼して、国民年金の加入手続をした。母親が市役所（旧A町役場）近くの会社に勤めており、役場で納付してくれていた。

叔父から常に国民年金の納付等について言われており、1年以上も未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたと申立人が主張する叔父に確認しても、申立人から加入手続を依頼された記憶は無いとしている。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期について、昭和52年11月であったという明確な記憶が無く、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親も、役場に申立人の保険料を納付し始めた時期についての記憶は曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期（昭和56年10月ごろ）は、市役所が保有する国民年金被保険者名簿の資格取得年月日と一致し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から53年1月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、昭和51年12月から53年1月まで、加入記録及び納付記録が無いと言われた。20歳の時に母親が加入手続きを行い、保険料納付しているはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の母親は死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は20歳になった昭和51年12月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年2月に払い出されており、これはA市が保有する国民年金被保険者名簿の資格取得に関する届出年月日と一致しており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から51年3月まで

昭和48年8月に会社を退職してから51年10月に結婚するまでの期間の国民年金保険料は、すべて納付していると母から聞かされている。

母は、長年、民生委員を務めており、当時から年金は大切であると言っていた。国民年金保険料が未納であることはありえない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の母親は死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和51年7月であり、その時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、「年金は大切であると言っていた。」と申立人が主張する申立人の母が国民年金に任意加入したのは、申立期間中の昭和50年9月からであり、当時、同居していた申立人の姉についても、申立期間を含む強制加入期間（45年9月から49年1月まで）は、国民年金の加入手続を行っていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年1月まで

病気の母を看護するため、昭和49年8月に会社を退職し、実家のあるA市に戻った。市役所で、国民年金の加入手続きした記憶はないが、A市役所のそばにある職業安定所にバスで通い、失業保険認定の手続きをするとともに、A市役所に納付に出向いた記憶がある。

両親と同居だったが、両親の国民年金の加入や納付については一切知らない。自分の分のみ納付していた。納付金額、納付回数、健康保険の加入の状況等は記憶に無いが、几帳面な自分の性格、経理関係の事務経験からも未加入や未納とは考えづらく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、国民年金の加入手続きの時期や納付金額等について、申立人の記憶は明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月以降に払い出されており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、市役所の被保険者名簿においても、社会保険庁の記録と同様に昭和52年12月31日資格取得とされており、申立期間の被保険者記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から51年3月まで

昭和49年8月末で、申立期間当時、内縁関係にあった夫が退職し、同年9月にA市へ引っ越してから自営業を始めた。その時から、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付してきたが、申立期間について夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年7月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を53年7月に、52年4月から53年3月までの分を54年5月に、それぞれ一括して納付しているが、これに対し、申立期間当時、内縁関係にあったという夫の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月に払い出され、夫は49年9月以降の保険料を年度内に納付しており、二人分の保険料を一緒に納付してきたという申立人の主張と一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで
昭和 48 年 5 月から国民年金に任意加入していたが、加入記録を確認したところ、57 年 10 月に資格を喪失したことになっていた。しかし、61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者になるまできちんと保険料を納付してきたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、集合徴収によって納付し、その後、口座振替により納付したと主張しているが、集合徴収は、税金と公共料金を 1 枚の納付書で納付する制度であり、申立人が納付したとする集合徴収で国民年金保険料が納付できたかどうかについては確認できない。

また、A 町における国民年金保険料の口座振替は平成 4 年 4 月 1 日から開始されており、申立期間については、この方法によって納付することができず、申立内容と矛盾する。

さらに、社会保険庁の被保険者台帳及び A 町の被保険者名簿のいずれにも、資格喪失日として昭和 57 年 10 月 12 日との記載とともに、同年 10 月の国民年金保険料を還付したという記録があり、申立人が所持する国民年金手帳にも同じ日付が資格喪失日として記載されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間は、社会保険庁の記録において未納と記録されているが、その当時は、経済的に安定していたため、特例納付制度を利用し、申立期間の国民年金保険料をすべて納付した。A市でも未納は無いと言われており、わずか6か月分を残し特例納付したはずはなく、到底納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期、金額等に関する記憶が不明確であり、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和 50 年 12 月に 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を一括納付しているが、その時点において、申立期間は、特例納付及び過年度納付が可能な期間ではないことから、特例納付で国民年金保険料を納付したとする申立人の主張は不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月まで
昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料について、39 年 1 月に長男を出産した際、夫が A 市の B 出張所でもらった祝い金 2,000 円の全額によりその場で納付したので、未納とされていることには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和 39 年 1 月時点において、申立期間については過年度納付となり、A 市の窓口では国民年金保険料を納付することができず、申立人に確認しても、過年度納付したことをうかがわせる証言は得られない。

また、昭和 39 年 1 月時点において、申立期間の一部は時効により納付することができない期間である。

さらに、A 市の被保険者名簿によると、申立人は、昭和 38 年 4 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料 1,000 円を、39 年 1 月 31 日に、現年度納付として一括納付しており、当時の A 市の助産費は 1,500 円であったことから、申立人が国民年金保険料を納付した期間を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 45 年 3 月まで

昭和 45 年から 47 年までにかけて、当時居住していた A 市で 3 回に分けて特例納付を行った。金額は 1 か月 300 円で、地域の嘱託職員に現金を渡し、領収書を受取った記憶がある。また、その際、今後満額の年金を受給できることも確認した。申立期間について納付済期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）が無い。

また、申立人が行ったとする特例納付は、その納付時期から、第 1 回目の特例納付であると考えられるが、その保険料額は 1 か月 450 円であり、申立人が主張する 1 か月 300 円と相違する。

さらに、申立人が当時居住していた B 県 A 市は、特例納付保険料の収納は行っていなかったとしており、同市の嘱託職員に現金を渡したとの申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から9年3月までの期間及び9年8月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から9年3月まで
② 平成9年8月から10年3月まで

平成元年ごろに「A運転代行」という会社に勤務し始めたのを契機に国民年金保険料を納めるようになった記憶がある。それから後は、勤務先近隣のB銀行C支店で納付期限を目途に納付してきたので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、また、申立人から聴取しても、加入手続の時期や納付金額が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間以前の申立人の国民年金の被保険者の資格得喪については、すべて基礎年金番号を付番した直後の平成9年9月5日に確認処理されていることが確認でき、申立期間の一部については、その時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は8年以上と長期間である上、申立人の国民年金保険料については、平成10年1月21日以降に納付されたものしか確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで

昭和 54 年 2 月に結婚し、同年 8 月以降平成 12 年に離婚するまで、妻は国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間は、私が、妻の国民年金保険料と一緒に私の分も納めているはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人には国民年金手帳記号番号が二つ払い出されているが、申立期間は、昭和 61 年 9 月に払い出された国民年金手帳記号番号が、58 年 4 月（後に社会保険事務所が同年 6 月に訂正）を資格取得日として払い出されたために生じた期間であると推認されることから、申立人が、47 年 11 月ごろに払い出された先の番号で申立期間に係る国民年金保険料を納付したとは考えられない。

さらに、申立期間は、昭和 61 年 9 月に新たに国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により納付できない期間を含んでおり、申立内容に矛盾がある。

加えて、申立人は、妻の国民年金保険料も一緒に納付したと主張しているが、納付日が夫妻で異なる月が多数見られるとともに、妻はほとんどの期間について付加保険料を加算して国民年金保険料を納付しているのに対し、申立人は一度も付加保険料を加算していないなど、納付形態が異なっており、その主張には不自然な点がある。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月までの期間及び 42 年 5 月から 45 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月まで
②昭和 42 年 5 月から 45 年 7 月まで

昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月まで国民年金保険料を納付しており、その後、申立期間についても納付していたと記憶しているため、未納となっていることに納得できない。当時の領収証は、転居の際処分したため所持していないが、私は昭和 49 年に A 市で納付しているはずなので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和 49 年は特例納付実施期間であったが、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、3、4 回に分けて地区の集金人に納付したと主張しており、特例納付については、制度上、集金人が取り扱うことはできず、申立人は、特例納付した金額の記憶も無いとしている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市で納付したと主張しているが、申立人には、同市において昭和 49 年 3 月 5 日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、それ以前に同市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、同市において申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月まで

19 歳で農家に嫁いだが、当時は夫の両親が国民年金保険料納付の管理をしていた。夫も義父母も国民年金の加入期間についてすべて納付しており、私だけ未納のはずがない。当時は、自宅に集金に来ていた。義父母が国民年金保険料を納付しており、納付金額などについてはよく覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付については義父が行ったとしており、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳は昭和 38 年 7 月 31 日に発行されており、同手帳の昭和 36 年度及び 37 年度の「国民年金印紙検認記録」欄には検認印が無く、38 年の同欄の 4 月から 8 月までには 38 年 8 月 7 日付けの検認印が押されていることから、申立人の国民年金保険料は、38 年度から納付されたものと推認される。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 39 年 3 月までの期間及び 40 年 5 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 40 年 5 月から同年 10 月まで

御用納めの翌日の昭和 42 年 12 月 29 日に、A 市役所の日直に 3 年分の国民年金保険料 5,200 円を支払った。昭和 38 年 1 月から 39 年 3 月までの期間及び 40 年 5 月から同年 10 月までの期間の 21 か月が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 1 月から 40 年 10 月までの国民年金保険料を 42 年 12 月に一括して納付したと主張しているが、その時点で、申立期間は、一部の期間を除き時効により過年度納付ができない期間であるとともに、納付記録では 39 年 4 月から 40 年 4 月まで現年度に保険料が納付されており、申立人の主張に矛盾がある。

また、申立人は申立てに係る国民年金保険料を A 市役所で納めたと主張しているが、当時、市役所では、過年度分の収納業務は行っていなかったため、納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 63 年 3 月までの期間及び平成元年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 4 月

平成元年 4 月から同年 6 月にかけて入院した時に、市役所からか社会保険事務所からか覚えていないが、実家に納付書が送付され、記載金額が 10 万円以上と高いのに驚いたものの、市役所か銀行で国民年金保険料を納付した記憶がある。

当時つけていた家計簿兼日記は、実家の転居時に廃棄してしまったため、現存しない。

国民年金手帳は、平成 3 年の発行とのことであるが、これ以外に国民年金手帳記号番号や納付記録があるのではないかと思う。このままでは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 6 月ごろに昭和 60 年 8 月から 63 年 3 月までの期間及び元年 4 月の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、納付金額、納付した場所等の記憶が、曖昧である。

また、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、平成 3 年の時点では、申立期間の大部分は時効のため保険料を納めることができない期間である。

さらに、申立人は、平成 3 年 6 月 20 日に申立期間直後の元年 5 月から 3 年 2 月までの国民年金保険料 14 万円を過年度納付しており、その時点において、遡及して保険料納付できる期間を納付したことが納付記録により確認でき、申立期間については、納付できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 41 年 3 月まで
昭和 43 年 6 月ごろ、自宅に来た地区の区長らしき人に、「今なら 20 歳からの未納分を払える。」と言われたので、国民年金保険料を納付した記憶がある。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳は、昭和 43 年 6 月 18 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できず、また、特例納付が実施されていた時期でもなかった。

また、申立人は、国民年金保険料を納付した時の記憶が明確ではなく、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月まで
私は、昭和 61 年 4 月に国民年金第 1 号被保険者から第 3 号被保険者になったことに気付かず、国民年金保険料を地区の納付組織（婦人会）を通じて市役所に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が国民年金第 3 号被保険者となった昭和 61 年 4 月以降の期間であり、国民年金第 3 号被保険者に該当する旨の届出があったものとして取り扱われる国民年金任意加入被保険者現況届書は、60 年 12 月 4 日に申立人から市役所に提出されている。

申立人は、国民年金第 3 号被保険者となった昭和 61 年 4 月以降も、居住していた地区の納付組織に国民年金保険料を納付し続けたと主張しているが、同納付組織の存在は確認できるものの、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、そのほか、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から62年3月まで

私は、申立期間について、毎月、市役所出張所の窓口で国民年金保険料を納付していた記憶がある。また、3か月くらいさかのぼって納付した記憶もあるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

国民年金保険料、国民健康保険料及び税金は、きちんと納めなければいけないことを知っており、いつもチェックし滞納を無くしていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所出張所で国民年金保険料を納付していた記憶があると主張しているが、国民年金の加入時期及び保険料の納付時期の記憶は曖昧である。

また、申立人が所持している国民年金手帳の払出しは、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、平成3年5月に行われており、市役所の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金の新規加入は同年6月18日であることが確認できる。申立期間の保険料は、この時点で時効により納付できない期間であるところ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年9月まで
特例納付期間であったので、昭和50年10月に国民年金の加入手続をした。この時、20歳^{そきゅう}に遡及して国民年金保険料を一括で市役所窓口の担当職員に納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月に国民年金の加入手続を行い、その際に36年4月に^{そきゅう}遡及して国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の国民年金受付処理簿によると、申立人に対する国民年金手帳交付の整理日は53年1月25日であり、申立人の国民年金手帳記号番号前後の資格取得年月日から、申立人の手帳交付日は52年11月と推認できる。

また、申立人の国民年金保険料は、社会保険庁の特殊台帳によると、昭和50年10月から52年3月までの分が52年11月7日に過年度納付されていたことが確認でき、この昭和52年11月は特例納付期間中ではない。

さらに、申立人が納付時期として主張する昭和50年10月は、特例納付期間中であるが、申立人は、納付書による金融機関での納付ではなく、市役所窓口で納付をしていたと主張しているところ、当該市では、特例納付保険料の窓口収納はしていなかったとしており、申立人の主張と相違している。

加えて、加入手続の時期、納付金額に関する主張は一貫性が無い上、申立人が納付したとする金額は、申立期間に国民年金保険料を特例納付した場合の額と大きく相違している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から44年6月まで

私は、昭和45年10月にA市に転入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、未納分をA市役所で一括納付したと記憶している。

ただし、金額については記憶していない。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年10月時点で、申立期間の一部は、時効により過年度納付できない期間である。

また、社会保険庁及び市の納付記録によると、申立人は、昭和45年10月に同年4月から同年9月までの分を納付し、その後、46年9月に44年7月から45年3月までの分を過年度納付しており、その時点において、遡及して保険料納付できる期間のみ納付したことが確認でき、申立期間については、納付できなかったものと考えられ、申立人の、転入時の45年10月に未納分を一括納付したとする主張と相違している。

さらに、申立人が国民年金加入した当時は特例納付が可能な期間ではあるが、申立人は、特例納付に対する認識が無く、また、納付した国民年金保険料額の記憶も曖昧であるとともに、特例納付ができない市役所で納付していたと主張しており、申立期間について、申立人は特例納付を行っていなかったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案44

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私は当時、同居していた母親に国民年金保険料を渡し、母親が納税組合の集金人へ両親の保険料とともに納付していた。しかし、申立期間については、同居の両親の国民年金保険料が納付済みで、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

なお、私は、婚姻した昭和63年11月に県営住宅に入居しているが、入居審査の際、所管の土木事務所から、国民年金保険料を納付していないと入居できないと言われたため、市役所で納付証明を取り提出した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、母親の記憶も曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、当時の国民年金手帳記号番号は、昭和58年6月23日に払い出されていることが確認できるのみで、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和58年6月時点は、国民年金保険料を過年度納付することが可能な時期であるが、申立人及び母親も過年度納付を行ったとする記憶が無く、また、当時、納税組合では、これら保険料を収納していなかった。

さらに、県営住宅の入居事務を行った土木事務所によれば、当時の規程では、健康保険証や所得証明書等の提示を求めることはあっても、国民年金保険料の納付状況を確認することはしないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年7月までの期間及び2年9月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年7月まで
② 平成2年9月から4年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、妻の分と一緒に、町の納付組織の集金係の人に納付した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間の妻の保険料は納付済みとなっているが、夫である自分の分を優先的に納付することはあっても、妻の分を優先して納付することは絶対に無い。保険料は、妻と同様に定額保険料に加えて付加保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、戸籍の附票等により、申立人は、申立期間前の平成元年1月26日から3年10月29日まで、一人で県外に居住していたことが確認でき、夫婦一緒に納付組織を通じて納付することはできず、申立内容と矛盾している。

また、平成元年1月に県外に転出してから申立期間の直前までの期間においては、未納期間や申請免除期間があること、10年の時効期限経過直前に追納が行われていることが確認できるが、申立人は、県外転出したことに加えて、申請免除等についても記憶が明確ではないと説明しており、申立期間を含め、申立人の当時の国民年金保険料の納付についての記憶が不明確であり、国民年金保険料の納付状況が不明である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から47年3月まで

20歳から結婚するまでは国民年金保険料を納付していなかったが、昭和46年9月の結婚直後か、47年6月に長女を出産した時に手伝いに来てくれていた義母に、夫の分と自分の過去の未納分の納付を依頼した。領収書等については不明だが、当時の町役場で納付してくれたはずであり、申立期間が未納であることに納得できない。夫もそのとおりだったと言っている。義母は、残念ながら他界している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、義母も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月以降に払い出されており、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から63年7月までの期間、平成元年2月から同年9月までの期間及び2年2月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年8月から63年7月まで
② 平成元年2月から同年9月まで
③ 平成2年2月から同年10月まで

自衛隊を辞め、昭和61年8月にA市からB区に住民票を移し、同時に国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その後、納付書が届いたので、国民健康保険税と同時期だったと記憶しているが、国民年金保険料を納付した。

昭和61年8月以降何回か転職をしたが、申立期間についてはB区に住んでおり、区役所の窓口で納付していた記憶がある。B区から国民年金手帳の交付を受けた記憶は無く、年金手帳の交付を受けたのは10年程前だったと思う。

申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿や被保険者台帳を調査しても、申立人が国民年金に加入していたことは確認できず、別の国民年金手帳記号番号で保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から提出された年金手帳には、昭和63年8月に加入した厚生年金保険の記録と、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日とされている平成11年6月に、国民年金保険料の免除申請を行ったC市におい

て住所変更を行ったと思われる記載は確認できるが、申立期間に係る住所変更の記録は無く、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行っていなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から50年3月

申立期間当時、私は大学生であり、親元を離れ他県に在住していたが、この間、父親が、実家の所在する町の役場で、私の国民年金保険料を納付していたと聞いた。父親は、当時から、「国民年金保険料は、将来のために必ず支払っていたほうが良い。」と言っており、私が結婚した時にも、私の妻に、「国民年金に加入しているか。」と聞いたぐらいであった。父親は、申立期間の私の国民年金保険料を納付したと言っているので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を父親が納付していたはずだと申し立てているが、そのことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）が無く、また、申立期間直前の昭和47年1月から同年10月までの国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人への国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

また、申立人自身は、国民年金の加入及び納付手続に関与していないため、加入手続の時期や納付金額についての記憶が明確でなく、当時、加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の父親からの聴取結果においても、加入手続、納付金額及び国民年金手帳交付の有無については具体的な記憶は無いとの回答しか得られていない。

さらに、申立人は、昭和48年5月に、在学中の大学の所在地に住民票を移しており、その際にも、国民年金の住所変更手続をした記憶は無く、国民年金保険料の納付書が送られてきた記憶も無いと述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月までの期間、平成 3 年 4 月から 4 年 3 月までの期間並びに平成 5 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで
② 平成 3 年 4 月から 4 年 3 月まで
③ 平成 5 年 4 月及び同年 5 月

国民年金の納付記録を確認したところ、納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時、村役場による集合徴収が定期的に公民館で実施され、その都度納めていた。集合徴収日に遅れた場合は、公民館にいる書記に納付していた。

申立期間当時の保険料納付を証明する領収書は無いが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料納付の具体的な状況について、申立人から、度重ねて聴取を試みても、申立人はそれに応じず、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、村役場による集合徴収が定期的に公民館で実施され、その都度納めていたと申し立てているが、申立期間に近接して申請免除及び追納の期間が 84 か月あり、申立内容には不自然な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの期間、55年4月から57年3月までの期間及び58年4月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年3月まで
② 昭和55年4月から57年3月まで
③ 昭和58年4月から61年9月まで

平成19年7月に、昭和52年4月から53年3月までの期間、昭和55年4月から57年3月までの期間及び昭和58年4月から61年9月までの期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、平成4年1月（この時に沖縄特例納付の保険料を納付）以降に父親が市役所で約25万円を一括で納めたとのことであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、父親も既に死亡していることから、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期を平成4年1月以降と申し立てているが、申立期間の保険料を平成4年1月以降に納付することは時効によりできず、申立期間は沖縄特例納付の対象期間でもない。

加えて、申立期間の国民年金保険料額は申立ての金額と大きく異なるなど、申立内容には不自然な点があるとともに、申立期間は三つの期間で、合計78か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 85

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 54 年 6 月まで

昭和 52 年 2 月から 54 年 6 月までの厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を得た。保険料控除が確認できる源泉徴収票及び給与振込が確認できる預金通帳があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった源泉徴収票等から、申立人が申立期間に申立てのあった事業所に勤務していたことを認められる。

しかし、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、給与支払総額から算出した厚生年金保険料額を含むものとしては著しく低額であり、失業保険の保険料額とほぼ一致することから、申立人の給与からは失業保険の保険料のみが事業主により控除されていたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 12

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 36 年 11 月 30 日まで
人事・経歴カードのとおり、間違いなく A 社に勤務していたので、上記期間を被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

人事・経歴カードの記録から、申立期間について、申立人が A 社に勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料は無い。

また、旧 A 社本社では、正規職員以外の者については旧 B 組合への加入を認めておらず、人事・経歴カードの記録により、申立人が正規職員となったのは申立期間以後の昭和 36 年 12 月 1 日であり、申立期間においては臨時雇用員及び試用員であったことが確認できる。

さらに、A 社が、厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 38 年 10 月 1 日であり、申立期間については、厚生年金保険に加入できなかった期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることができない。

北海道厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から同年 7 月まで

昭和 48 年 3 月から同年 12 月までの間において、A 社でアルバイトとして勤務していたが、厚生年金加入記録を照会したところ、同年 8 月から同年 11 月までの加入記録のみで申立期間に係る年金加入記録が無いとの回答を受けた。

A 社での長期アルバイトは以前から 10 か月の雇用として取り扱われており、A 社人事課に問い合わせた結果でも 4 か月のみの雇用は一般的には考えられないとしている。

申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤めていたとする事業所は現存しているが、申立人の勤務記録は保存期間の経過により廃棄されているため確認できない。

また、雇用保険の加入記録において、申立期間に係る記録は確認できない。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を申立期間の前後に取得した者の加入期間をみると、加入期間が 10 か月の者はいなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が当該事業所に勤務したことが、確認できないことから、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

函館厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 10 月 31 日まで

A 市 B 町にあった学校給食用パンを製造及び販売していた C 製パン工場で、昭和 29 年 4 月ごろから 31 年 10 月ごろまで働いていたが、社会保険事務所から「適用事業所ではない」との回答があった。

2 年半位の期間だが、給料から年金保険料等を控除されていた記憶がある。

改めて年金記録を確認していただきたい。

第 3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、C 製パン工場が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が勤務していたとする C 製パン工場は現存せず、商業登記簿での該当事業所は確認できない。さらに、地元の工業組合及び取引先と思われる地元の教育委員会へ照会したが、事業所としての記録を確認することはできなかった。

加えて、申立てに係る正式な事業所名(法人か個人か不詳)、勤務時期、所在地、同僚、上司等の申立人の記憶は曖昧であり、申立人が申立期間に C 製パン工場に勤務していた事実を確認できる資料や証言は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

函館厚生年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 4 月から同年 11 月まで
(A (株) B 礦)
② 昭和 19 年 11 月から 20 年 3 月まで
(A (株) C 礦)

D 工業学校採鉱科に在学中、学徒動員で炭砒の坑内労働に 1 年間従事した。健康保険、厚生年金保険及び労災保険の保険料の支払は私達の知るところではなく、会社、学校、社会保険事務所でどのようにしていたかは、分からないが、坑内労働者は、昭和 17 年ごろから厚生年金保険に加入することになっているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人から提出された資料及び申立人が在学していた学校の記念誌から、申立人が、学徒動員として①及び②の申立期間中に各炭砒で坑内労働に従事したことは推認できるが、申立期間に係る保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人は保険料の控除は分からないと述べている。

また、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年）により、学徒動員については厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっている。

このほか、申立てのあった各事業所は炭砒閉山により全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

函館厚生年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年ごろから 19 年 9 月ごろ

昭和 17 年ごろ、家事都合により樺太 A 郡にあった B 炭鉱に就職、坑内夫が使う道具類を作る鍛冶屋で、道具類の貸付係の仕事をしていましたが、19 年に徴用のため九州の C 島の炭鉱に行きました。

樺太の B 炭鉱に勤務していた期間を厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、樺太にあった B 炭鉱での勤務期間について厚生年金保険被保険者期間としての確認を申し立てているが、当時、樺太にあった現地法人の取扱については、「樺太に施行すべき法令に関する法律(明治 40 年法律第 25 号)」及び「樺太内地行政一元化二伴フ樺太ニ於ケル命令適用ノ特例ニ関スル件(昭和 18 年勅令 241 号)」において適用される法律が定められていたところ、これら法令においては、別途、勅令により定めるとされていたが厚生年金保険法を樺太に適用する勅令は発せられていない。このことから樺太に存在した事業所については、厚生年金保険法の適用はなかったことが判断できる。

また、申立人が申立に係る事業所に勤務している事実を確認できる資料や証言は無く、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

函館厚生年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から同年 11 月
② 昭和 44 年 4 月から同年 11 月
③ 昭和 45 年 4 月から同年 11 月
④ 昭和 46 年 4 月から同年 11 月
⑤ 昭和 47 年 4 月から同年 11 月
⑥ 昭和 48 年 4 月から同年 11 月
⑦ 昭和 49 年 4 月から同年 11 月

昭和 43 年から 49 年まで、毎年 4 月から 11 月まで A 市内の建設会社で季節労働をしていた。適用事業所ではないとのことだが、給与から保険料が控除されており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細などの資料は無い。

また、申立人が申立期間において勤務したとしている B 組について社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所として該当が無く、雇用保険についてはほかの事業所において加入した記録が認められる。この、ほかの事業所のうち、確認ができた C (株)へ照会したところ、「B 組には直営班として社長に一括出来高払いで支払っていた。」「失業保険だけは C (株)で手続や支払を行っていた。」との説明があった。

さらに、申立期間に雇用保険の記録が確認できた C (株)及びほかの 2 事業所における厚生年金保険の加入記録についても確認できなかった。

加えて、申立人の同僚 2 人の年金記録を確認したところ、申立期間にお

ける当該事業所の厚生年金保険の記録は無く、ほかの事業所の厚生年金保険又は国民年金の加入記録となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から同年 7 月 14 日まで
② 昭和 42 年 7 月 30 日から 47 年 6 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 41 年 7 月 15 日から 42 年 7 月 30 日までの期間及び 47 年 7 月 1 日から 47 年 11 月 8 日までの期間が加入期間であったとの回答をもらった。私は A 社に昭和 41 年 4 月に入社してから退職するまでずっと継続して勤務しており、途中が加入期間でないのは納得できない。病院にも健康保険証を使い通院していた記憶がある。証明できる当時の資料は無いが、厚生年金保険に加入していたことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、所得税源泉徴収票等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、当該事業所に保管されていた厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書、被保険者資格喪失確認通知書では、社会保険庁の申立人に係る記録と合致していることが確認できる。

さらに、雇用保険加入記録において申立人及び申立人と同時期に入社したとみられる社員の資格取得年月日を見ると、昭和 41 年 7 月 15 日に厚生年金保険資格取得と記録されており、当該事業所では採用後一定期間経過後に資格取得手続きを行っていたものと推認できることから、申立人が申立期間①について厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

加えて、当該事業所では、申立期間②当時、事業所の方針により申立人を含む左官業に従事していた現場の社員全員の厚生年金保険の資格を喪失させ、日雇雇用契約に切り替えたと言言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 1 月 26 日から 45 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。A社では転勤もなく、昭和 45 年ごろまで勤務していた。当時、会社の給与から保険料を控除されていたかは定かではないが、正社員としてずっと勤務していたので厚生年金保険にも加入していたはずである。再調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、給与明細書、所得税源泉徴収票等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、当該事業所における在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録は、保存期間経過のため確認できない。

さらに、申立人は昭和 45 年 3 月 31 日までA社に在籍していたとしているが、申立期間における雇用保険加入記録は確認できない。

加えて、申立期間は 267 月と長期間に及んでいる上、申立人は申立期間を含む昭和 36 年 4 月 1 日から 57 年 6 月 1 日まで継続して国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 45 年 1 月 9 日まで

私は、厚生年金保険の加入を条件として、昭和 40 年 5 月 1 日から A 会の団体職員に転職した。

退職する昭和 50 年 3 月 31 日までの 10 年間、厚生年金保険料を控除されてきたのに、今になって 5 年間の厚生年金保険料しか支払われてないという回答には承服出来ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管している事業所記号払出簿では、昭和 45 年 1 月 10 日に当該事業所が新たに厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間は A 会の団体職員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管している被保険者原票でも申立人の厚生年金保険の資格取得日は、当該事業所が適用となった昭和 45 年 1 月 10 日となっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

出向元の事業所の当時の担当者から「年金の空白期間を作らないために、被保険者でなくなった日をいずれも 1 日付けにし、出向先で被保険者となる日と同一日にしている。」との説明を受けていたが、社会保険庁の記録では違っている。

昭和 60 年 2 月 6 日に保険料を納めた際の領収書があり、出向元の事業所を通じて渡された年金手帳の記録欄の記載では空白期間が無い。

また、保険料は事業所を通じて納めるので、仮に当時の担当者が控除や納付を忘れていたとしても、こちらの落ち度ではないので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

出向元の事業所が保管していた昭和 61 年 3 月分の基準給与簿により、同月分の保険料が控除されていないことが確認できるほか人事記録に記載された退職日（昭和 59 年 3 月 30 日及び 61 年 3 月 30 日）と社会保険庁の健康保険及び厚生年金保険の資格喪失日（昭和 59 年 3 月 31 日及び 61 年 3 月 31 日）は整合している。

また、保険料を納めた際のものとして提出のあった領収書は、申立期間とは直接関係のない昭和 60 年 2 月分のものであり、かつ、健康保険料（任意継続）の領収書である。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、年金手帳の記録欄の記載について、出向元の事業所では、加入者本人の備忘録的なものであるので、事業所が記載したり本人が記載した内

容を事業所が確認することなどはしていないと説明している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 11 日から 38 年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。在職中の給与支払明細書等は保管していないが、当時の同僚の氏名も記憶しており、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中の給与については、1日350円で月2回に分けてもらっていたとしているが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを記憶しておらず、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立期間について、社会保険庁が作成したA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号にも欠番は無い。

このほか、A社は、既に全喪しており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から36年3月まで

私は、A社に入社し、事業を引き継いだB社を退職した。入社して約2年後、手術を受けた時に、保険証を使った。退職後、保険証を自分で会社に返しに行った記憶がある。厚生年金保険にも加入していたはずであり、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除がわかる関連資料（給与明細書等）を所持していない。また、申立人は退職時期についても主張が一貫しておらず、会社に返したのが健康保険証であったかどうかは分からないとするなど、記憶が曖昧である。

さらに、申立人が勤務していたとする事業所には、申立人の厚生年金保険への加入に係る記録や賃金台帳等が保管されていないため、保険料控除等を確認することが出来ない。

加えて、申立人が記憶している当時の上司及び同僚についても、申立期間に厚生年金保険への加入の事実が確認できなかった。

このほか、申立期間を含む時期に作成された社会保険庁保管の「健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿」には申立人の氏名は無く、健康保険の番号にも欠番は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月頃から 33 年 6 月頃まで

私は、申立期間について、A社に正社員として勤務しており、当時の上司及び同僚の名前を記憶している。厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細書等）を所持していない。

また、申立人が勤務していたとする事業所には、申立人の厚生年金保険への加入に係る記録や賃金台帳等は保存期限を過ぎているなどの理由により保管されておらず、保険料控除等を確認することができない。

さらに、申立人が記憶している申立人と同職種であったほかの2名についても厚生年金保険への加入の事実が確認できなかった。

なお、申立期間を含む時期に作成された、社会保険庁保管の「健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿」には、申立人の氏名は無く、健康保険の番号にも欠番は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年4月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和49年11月から50年4月まで

A店で働いていた、昭和47年から49年までの3年間（毎年10月ごろから翌年4月ごろまで）を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、A店は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であるが、昭和47年5月1日から51年4月9日までの間、当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格取得の実績が無かったことが確認できる。

また、A店によれば、当時、申立人が勤務していたことが確認できる資料は無いとのことであるが、申立人の妻が保管していた家計簿の記録から、申立人が申立期間において、A店で働いていたと推認できる。しかし、給与からの厚生年金保険料の控除の有無については確認できず、ほかに確認できる関連資料等も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間においても国民年金に加入し保険料も納付済みであることが確認できる。

これらの申立内容及び収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 25 日から 44 年 2 月 14 日まで
社会保険事務所の記録では、(資) A社に勤務していた期間の厚生年金保険の資格取得は昭和 44 年 2 月 15 日とされている。

しかし、雇用保険の資格取得は昭和 43 年 6 月 25 日であるので、厚生年金も 43 年 6 月 25 日ではないか。

第3 委員会の判断の理由

(資) A社が保有する「失業保険被保険者資格取得確認通知書」によれば、申立人の失業保険(現在は雇用保険)の資格取得年月日は昭和 43 年 6 月 25 日であることが確認できるが、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定書」によれば、申立人の厚生年金保険の資格取得年月日は 44 年 2 月 15 日であることが確認できる。

また、(資) A社の記録から、申立人と同一年月日に失業保険及び厚生年金保険の資格取得をした同僚がほかに 3 人おり、3 人について申立期間における国民年金への加入状況をみると、うち二人が国民年金に加入し保険料も納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、事業主により給与から保険料控除されていたか記憶しておらず、控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及び収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から昭和 36 年 3 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会をしたところ、A事業所での加入記録は昭和 36 年 4 月からとの回答であったが、納得できない。同事業所に勤務した 35 年 4 月から、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時期は、昭和 36 年 4 月 1 日であり、申立期間当時、適用事業所とはなっていない。

また、申立人が記憶していた申立期間当時の同僚二人については、A事業所における資格取得時期が、申立人と同様に昭和 36 年 4 月 1 日からであることが確認できる。

さらに、A事業所から申立人に対し通知された年金加入期間確認通知書においても年金加入期間は昭和 36 年 4 月からとなっていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など、保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 37 年 8 月まで

A 県のトンネル建設工場の現場で働いていた昭和 34 年 9 月から 37 年 8 月ごろまでの期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

働いていた会社名は B 社で C (株) の協力会社であった。当時の同僚として、3 人の記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張する B 社は、社会保険事務所の記録では、申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人が申立期間当時の同僚として記憶していた 3 人のうち、特定ができた 1 人については、申立期間当時、国民年金に加入し保険料も納付済みであったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など、保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

このほか、同社は既に廃業しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及び収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山形厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 26 日から 45 年 8 月 11 日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和 37 年 2 月 1 日から 41 年 8 月 25 日までは株式会社Aでの厚生年金保険の加入記録が確認できた。

しかし、昭和 45 年 8 月 10 日に死亡するまで同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Aが保管する雇用保険の台帳により、離職日が昭和 44 年 7 月 20 日であることが確認でき、申立人が申立期間の一部については、同社に勤務していたと考えられ、また、申立人の家族が保管する申立人の葬儀時の香典帳からは、申立人が死亡時に同社に関連する仕事を行っていたことがうかがえる。

しかし、申立期間当時の申立人の雇用形態は不明であり、給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、株式会社Aが保管する厚生年金保険の台帳からは、申立人の厚生年金保険の加入記録について、同社の記録と社会保険庁の記録が一致していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から昭和39年5月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間については、A観光協会に雇い入れられ、B及びCの駐留軍に間違いなく勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人が給与明細書等を所持せず、確認することができない。

また、申立人が勤務していたとするA観光協会は、社会保険の適用事業所ではなく、商業登記上も該当する事業所は確認することができなかった。

さらに、当時駐留軍に勤務していた従業員の労務管理を行っていた渉外労務管理事務所における申立人の在籍記録をD防衛局に照会した結果、申立人の加入記録も確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 51 年 12 月まで

昭和 48 年 1 月から 51 年 12 月まで A 社に勤務していた。当時一緒に勤務していた同僚は、厚生年金保険の加入記録があったので自分も加入していたはずである。加入していた事実を証明できる書類等は全く無いが、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てにある同僚の名前が、社会保険庁が保管する A 社の事業所別厚生年金被保険者名簿により確認できたため、申立人が同社に勤務していた事実は推認できる。

しかし、申立人は、A 社に勤務していた期間のすべてを厚生年金保険被保険者期間であったと主張しているが、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、申立人は、昭和 48 年 1 月から A 社に在籍していたと主張しているが、雇用保険の加入記録から在籍を確認できず、健康保険組合には、文書保存期限を経過したため申立人に係る資料は現存していない。

さらに、申立人は、申立期間当時、その夫の健康保険の被扶養者となる親族はいなかったとしているが、夫の健康保険組合の記録では、被扶養者の存在が確認できる。

加えて、社会保険庁が保管する事業所別厚生年金保険被保険者名簿には、申立てにある同僚の名前は記載されているが、申立人の名前は記載されておらず、欠番も無い。

その上、当該事業所別厚生年金保険被保険者名簿には、A 社において申立期間を含む数年にわたり算定基礎処理が行われたことが記載されており、申

立人が厚生年金保険被保険者として同社に在職していれば、複数年にわたり申立人に係る算定基礎届が社会保険事務所に提出されないことは考えられない。

このほか、A社は、昭和 61 年 4 月 30 日付けで全喪事業所になっており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 37 年 6 月まで

A社に昭和 35 年 4 月から 38 年ごろまで勤務していたので、社会保険庁に記録されている被保険者期間である 37 年 7 月 26 日から同年 10 月 26 日までの期間に加えて、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のすべてを厚生年金保険被保険者期間であったと主張しているが、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、申立期間については、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者名簿には整理番号の欠番も無く、申立人の名前は見当たらない。

このほか、A社は、昭和 38 年 10 月 4 日付けで全喪事業所になっており、申立期間当時の同僚の証言等を得ることもできず、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月から26年1月16日まで
② 昭和26年7月1日から同年11月10日まで
③ 昭和28年8月22日から29年7月21日まで
④ 昭和43年1月から52年8月まで

昭和25年3月から29年7月まで駐留軍関係の仕事をしていた。保険料は源泉徴収されていたように記憶している。

また、昭和43年1月から52年8月までA社で運転手の仕事をしていたが、保険料が源泉徴収されていたか記憶が無い。

駐留軍関係の仕事をしていた期間とA社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が駐留軍関係の仕事をしていたと主張する昭和25年3月から29年7月までの期間のうち、26年1月16日から同年7月1日までの期間及び同年11月10日から28年8月22日までの期間については、申立人がBという名称の事業所の厚生年金保険被保険者であったことが社会保険事務所の調査により判明したが、残りの期間（申立期間①、②及び③）については、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は見当たらない。また、申立人は、食堂に勤めていた時期と、配車業務に従事していた時期があったと記憶しており、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号）により、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者については、26年7月1日以降、厚生年金保険の強制被保険者とならない取扱いとされたため、申

立期間②及び申立期間③については、当該通知どおりに厚生年金保険被保険者資格を喪失していたと推認される。

一方、申立人がA社に勤務していたと主張する昭和43年1月から52年8月までの期間（申立期間④）については、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無く、社会保険事務所保管のA社の厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の記録は確認できない。また、A社は、56年6月30日付けで全喪事業所になっており、申立期間当時の同僚の証言等を得ることもできない。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年から 34 年まで (月日不明)

A社に昭和 33 年から 1 年程度勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、記録が無かった。当時、社長は女性であったということのほか、同僚に B・C・D がいたことを記憶している。また、健康保険証を会社から貰った記憶もある。勤務していたのは明らかなたため、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立の内容から、申立人が申立期間について、A社に勤務していたことは推認できるものの、申立人は勤務していた具体的な期間についての記憶が定かでなく、勤務実態について確認ができない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたか否かについては、事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、保険料控除の記憶についても「母に給料袋を直接手渡していて、内容までは確認していない」と申し述べており、明確ではない。

さらに、当該事業所における申立期間に係る資格取得者は二人であるが、申立人の記録及び欠番は確認されず、加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿について、昭和 32 年 10 月 1 日から申立人の最初の厚生年金記録である E社における資格取得日の 35 年 2 月 10 日までの間を調査したが、申立人の氏名は確認できず、厚生年金保険被保険者証が交付された形跡は無かった。

なお、A社は昭和 49 年 10 月 1 日に全員が社会保険を離脱し、全喪事業所となっている上、個人事業所であったことから商業登記簿も無く、当時の事業主の連絡先は不明であり、申立期間に係る事実を確認できる関連資料等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 31 日まで
A社の記録が無い。社会保険料が給与から控除されていたか覚えていないが、7人が働いていたのを覚えている。適用事業所として資格を満たしていたので被保険者資格を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、法人登記がされていたことが確認できないため、申立人の申立内容にもあるとおり、個人経営の事業所であったことが認められる。非法人の経理事務所の場合、従業員の人数にかかわらず強制適用業種となっておらず、社会保険の加入は任意であったため、社会保険庁保有の事業所名簿に当該事業所が見当たらないこともあり、事業所自体の適用申請が事業主によりされていなかったことがうかがわれる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、保険料控除の記憶についても明確ではない。

なお、申立人によると、当該事業所の事業主は申立人が在職中の昭和35年ごろに死亡しており、同時に当該事業所は閉鎖となっているとのことであったため、事業主から申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び証言等は得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 9

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 1 日に A 株式会社に入社し、健康保険組合も厚生年金保険も加入していたのに、社会保険庁の記録では、厚生年金被保険者資格取得日が昭和 39 年 10 月 1 日とされている。申立期間について厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

また、A 株式会社は、数回の合併、社名変更を経て、B 株式会社を引き継がれているが、40 年以上前の人事記録は残っていないため申立人が同社に在籍したことを確認できない上、同社に在職中の健康保険組合の加入状況の記録も保存期間経過のため確認できない。

さらに、申立人の雇用保険加入記録では、昭和 39 年 10 月 1 日から昭和 40 年 4 月 5 日までが加入期間となっており、申立期間には雇用保険も未加入であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立の A 社での適用は昭和 36 年 5 月からであり、それ以前の加入記録は無い旨の回答をもらった。当時の給与明細書等は持っていないが、昭和 36 年以前に同事業所の保険証で歯の治療を行った記憶があるので、この期間も厚生年金保険に加入しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務していた A 社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 36 年 5 月 1 日であり、申立人は申立期間について厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、A 社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の健康保険証は事業主ほか 5 名と一緒に連番で払い出されており、昭和 36 年 5 月以前に健康保険証で歯の治療を行ったとする証言は不自然である。

さらに、申立人は厚生年金の手帳記号番号について A 社で新たに取得したとしているが、社会保険庁の被保険者記録では、申立人の手帳記号番号は A 社に勤務する直前に勤務していた B 社で使用していた手帳記号番号であることが確認できる。

このほか、申立人には申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、A 社も平成 2 年 3 月に解散していることから申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。当時の給与明細書等はないが、社会保険を会社として取扱っていた記憶があるので、この期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は、申立人の主張どおり昭和 41 年 4 月 1 日に厚生年金の適用事業所となっており、かつ、申立人の雇用保険被保険者記録からも申立人がA社に在職していた事実が確認できる。

しかしながら、申立人には申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、当該事業者には申立人の賃金台帳等の関連資料が保存されていない。

また、A社の厚生年金被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名及び申立人が記憶していた上司は厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できず、事業主が業務内容等何らかの基準により、一部の従業員について厚生年金保険の手続を行わなかったものと思われる。

さらに、申立人には健康保険に加入していた記憶も無い。

このほか、当時の状況を知る関係者はおらず、申立人も同僚のことを記憶していない等、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から同年 12 月ころまで
昭和 29 年 2 月に高校を卒業し、同年 4 月に生命保険会社に就職した。資料は無いが、昭和 29 年 12 月に退社するまで厚生年金保険料を控除されていたはずであり、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所は、申立人が証言している当時の従業員数と厚生年金保険被保険者名簿に記載されている人数は乖離^{かいり}しており、すべての従業員が被保険者とされていたとは考えにくい。

さらに、申立人は、当時、歩合制の給与を受けていたと述べていること、及び申立人が一緒に勤務していたと述べている上司や同僚も厚生年金保険被保険者名簿には見当たらないことから、従事していた業務内容及び雇用契約内容によって被保険者とならない場合があったものと考えられる。

このほか、当該事業所は既に解散しており、当時の従業員の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年ころから 63 年ころまで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和 62 年から 1 年弱在籍していた広告代理店の厚生年金保険被保険者記録が確認できなかったとの回答をもらった。求人募集に社会保険完備と記載されていたことを記憶しているので、被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、かつ、保険料の控除について申立人の記憶は無い。

また、申立人は、申立人が勤務していたと主張する広告代理店において、昭和 63 年 4 月 1 日から同年 7 月 6 日まで雇用保険に加入していたことは確認できるものの、当該事業所が厚生年金保険適用事業所とされたのは 63 年 7 月 1 日であり、社会保険庁が保存している厚生年金被保険者被保険者名簿には、申立人及び申立人が一緒に勤務していたと述べている先輩及び同僚についても 1 名を除き見当たらない。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、当時の従業員の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月 10 日から 24 年 1 月 1 日

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けたが、私は昭和 22 年 2 月 10 日に A 社に人夫として入社し、24 年 1 月 1 日から正式採用されていることが、同社と合併した B 社が保管している「社員証」の履歴欄に記述されているので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社と合併した B 社が保管している「社員証」の履歴欄から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは明らかであるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、「社員証」に記載されている履歴では、申立期間は「人夫」であり、申立期間の後の昭和 24 年 1 月 1 日に正式採用されており、社会保険事務所の被保険者原票の被保険者資格取得日は、この正式採用日と一致している。

さらに、B 社では、A 社に在籍していた退職者から、「正式採用される時に厚生年金保険に加入する慣行があった。」との証言を聞いているとしている。このため、B 社では、A 社に正式採用される前の勤務期間が厚生年金保険に未加入であった退職者に対して、「手当金」の支給を行っているとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 11 日から 54 年 8 月 6 日まで
② 昭和 55 年 1 月 25 日から同年 4 月 14 日まで

平成 19 年 7 月 2 日に上記申立期間の船員保険の加入期間について照会申出書を提出したところ、加入の事実はないとの回答を得た。当時は、海運局と A 労働組合が法的に認められて仕事のあっせんをしていた。自分は、組合に所属しており、B 社（申立期間①）及び C 社（申立期間②）に派遣され就業していた。船員保険加入は絶対的義務であり健康保険証は船主より送付されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳から、申立人が申立期間において B 社及び C 社に雇入れされたことは確認できる。

しかし、申立人は、申立期間における給与明細書を事業主よりもらっていないとのことであり、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認していない。また、B 社については、平成元年 3 月 31 日に解散しており、C 社についても 14 年 9 月 26 日に破産決定とされており、申立てに係る船員年金保険料が控除された事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。

さらに、申立人は、「A 労働組合は、国から職業あっせんを認められていた組合であり、船員保険に加入していない会社を紹介するはずがない。」と主張しているが、国土交通省からの回答では、A 労働組合については、船員職業安定法上の無料職業紹介事業の許可を得ていないことを確認した。加えて、社会保険庁の記録でも B 社は、船員保険の船舶所有者ではないことから申立人が船員保険被保険者となることはできず、C 社についても昭和 55 年 2 月 7 日に船員保険の船舶所有者となっているが申立人が船員保険被保険者であったことは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月15日から33年4月30日まで

私は、昭和27年4月から33年4月まで6年間、A市のB木工所に勤務しており、29年1月10日から30年8月15日までの19か月については厚生年金保険の加入期間が確認できたが、退職した33年4月まで、社会保険料を支払っているはずである。

当時の給料や社会保険料の額は覚えておらず、給与明細書等保険料を控除した証明となる物は何も残っていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は昭和30年8月15日に厚生年金保険の資格を喪失しており、事業主は申立人から厚生年金保険料を給与より控除することはできない。

また、申立人は厚生年金保険の資格喪失後も、B木工所に勤務しており、事業主により保険料を給与から控除されていたと主張しているが、その事実を確認できる給与明細等を保管しておらず、申立人の記憶も定かでない。

さらに、B木工所は昭和34年6月に全喪しており、このほか、当時の事業主及び同僚からの証言等を得ることができず、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実及び申立人が引き続き雇用されていた事を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月から 27 年 9 月まで

看護婦及び助産婦の試験合格後、昭和 22 年 7 月ごろから A 病院に採用され勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答であった。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 22 年 7 月ごろから A 病院に勤務していたと主張しているが、申立人が提出した集合写真から、申立人が申立期間中同病院に勤務していたと推認されるものの、給与明細書等保険料控除の事実を確認できる資料は無く、当該病院保管の資料にも申立内容を確認できるものは無い。

また、A 病院は申立期間途中の昭和 23 年 3 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっている。この時点で厚生年金保険の資格を取得した 5 名についてはすべて事務職員であること、及び当時の上司として申立人が氏名を挙げている、院長、副院長及び看護婦長等 5 名を含む医療従事職員 65 名については、申立期間以後である昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険の資格取得の手続が行われていることから、申立人が勤務当時厚生年金保険の被保険者としての加入手続が行われたことは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月から42年2月まで

昭和28年4月にA社に就職し、社命により34年3月から米国の関連会社に勤務後、42年3月に帰国し、A社B工場に配属となった。社長から渡米に際し、「社会保険は継続しておく」旨の話があり、米国の関連会社と一緒に勤務した夫（渡米後現地で結婚）及び友人は、渡米中も厚生年金保険に加入しており、渡米中の申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てにあるとおり、申立人の夫及び同僚については、アメリカ赴任期間中も日本において厚生年金保険に加入し、また、雇用保険にも継続して加入していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間においてA社において雇用保険の被保険者にはなっていないことが確認できる。

また、申立人の雇用保険で確認できるA社での記録は、昭和42年3月31日から49年10月31日までであり、申立人が、帰国後配属されたA社B工場における厚生年金被保険者記録は、42年3月13日から49年11月1日となっている。

さらに、申立人については、帰国後、A社B工場に配属されていることから、A社からアメリカに赴任したことは認められるが、海外赴任期間中の処遇については会社側により異なると考えられ、申立人も「赴任先のアメリカの会社から給料が支給されていたと思う。」と説明している。

加えて、申立人がアメリカに赴任する前に配属されていたA社及び帰国後に配属されたA社B工場は、昭和58年10月にC社と合併しており、当

時の人事及び給与関係書類は既に廃棄され、申立人も当時事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料（給与明細等）を所持しておらず、それをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月から同年10月まで

A社に昭和31年5月から同年10月まで勤務したが、厚生年金保険に加入していないことになっている。

A社在職中における同僚との写真を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを証言している同僚は、申立人よりも数ヶ月前の昭和31年2月ごろに同社に入社し、3年から4年後に退社していること及び当該同僚から提出のあった写真によって、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社では、申立期間当時、試用期間を経て厚生年金保険への加入手続を行っていたと説明している。また、上記同僚も採用から半年後に本採用になった記憶があると説明しており、当該同僚が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和31年7月1日は、採用から半年後であり、試用期間が存在したことが確認できる。

これらのことから、A社では、勤務期間が6か月と短い申立人については、試用期間ということで厚生年金保険への加入手続を行っていなかったと考えられる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和22年12月1日から29年4月20日まで
: ②昭和29年5月10日から同年12月31日まで

A社には、前に勤務していた会社を退職後、間を置かずに就職しているはずである。また、昭和29年7月に第一子が生まれているが、少なくともその時点では勤務していたと記憶しており、多分同年12月ごろまでは勤務していたと思う。

A社での厚生年金保険加入期間が昭和29年4月20日から同年5月9日までと記録されているが、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務の事実についての元同僚等の証言があるとともに、当時の仕事の内容や同僚等についての申立人の記憶は具体的であることから、勤務の始期及び終期については明らかにならないものの、申立人がA社に勤務していた事実は推認される。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年4月20日であり、同日付けで申立人を含む同社社員が被保険者資格を取得している。

また、申立人は給与明細等の資料を保有しておらず、A社は昭和51年に解散しており当時の会社の資料は残存していないことなどから、申立人の給与や申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等はない。

さらに、申立人は、第一子が生まれた時点（昭和29年7月）では勤務していたと記憶している等と説明しているが、申立人の記憶以外にその時

点での勤務の事実について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

石川厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 3 月に定時制高等学校を卒業し、同年 4 月から同年 6 月ごろまでA社に勤務していた。

厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の仕事の内容や同僚等についての記憶、当時の同僚等の証言等から、申立人が申立期間の時期にA社に勤務した事実があると推認される。

しかし、申立人からはA社の勤務や給与明細等厚生年金保険料の控除について確認できる資料は提出されておらず、申立人は勤務期間、給与、社会保険料の控除等についての記憶が曖昧である。また、同社は平成元年12月に解散しており、人事記録や社会保険関係資料等の会社資料は残存していない。これらのことから、申立人の同社における勤務期間や給与、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

石川厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月から30年12月まで
厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、A社に勤務していた申立期間が含まれていなかった。
A社に勤務していたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたとする事業所の所在地や従事していたとする仕事の内容について明確に述べていることから、A社に勤務していた可能性はある。

しかし、申立人は、給与明細等の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料を保有しておらず、厚生年金保険料が控除されていた記憶も無い。また、A社は現存しておらず関係書類は保存されていないこと、及び申立人は当時の同僚等で名前を記憶している者はいないとしていることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料や証人は見当たらない。

さらに、A社は政府管掌健康保険の適用事業所であるため、同社で厚生年金保険に加入した場合には併せて政府管掌健康保険に加入することになるが、申立人には同健康保険に加入していた記憶が無く、社会保険庁が作成した同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人に関する記録は無い。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和30年7月31日までである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月ごろから 40 年 3 月ごろまで
② 昭和 40 年 4 月ごろから 43 年 5 月ごろまで
③ 昭和 44 年 1 月ごろから 49 年 12 月ごろまで
④ 昭和 50 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。事業所に勤務したのに加入記録が無いというのは納得いかないので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は、申立期間における保険料控除に関する記憶が曖昧である。

また、申立てに係る事業所について、いずれも申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる資料は無い。

さらに、申立人は、申立期間について国民年金に加入している。

加えて、公共職業安定所からの雇用保険記録の回答書において、申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、親会社から子会社へ転籍した際と同記録について、平成元年6月30日に親会社における資格喪失、同年7月1日に子会社における資格取得となっており、同年6月分について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、厚生年金保険加入期間について一日の空白も無いと思っていたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所（子会社）は、親会社から平成元年6月30日付けで入社手続をするように指示を受けており、申立人の資格取得日について同年6月30日と届出すべきであったが、誤って同年7月1日と届出したことにより、申立人の給与から同年6月分の厚生年金保険料を控除していないことを認めている。

また、当該事業所（子会社）が保管している所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において、平成元年7月分から資格を喪失する8年1月分までの厚生年金保険料について給与から控除されていることが確認できるが、同事業所は当月控除方式を採用していることから、元年6月分の保険料については控除されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 30 日から 40 年 3 月 30 日まで
昭和 39 年 9 月 30 日から 40 年 3 月 30 日まで A 商店に勤めていたが、厚生年金保険の加入期間について調査したところ、当該期間の記録が抜けていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた A 商店の事業主の姓及び一部の同僚の氏名が、社会保険庁の記録から確認できることから、申立人は同商店に勤務していたと推認されるが、勤務の実態が確認できる資料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を証明する資料等は無く、申立人の厚生年金保険料控除に関する記憶も不明確である。

また、申立人は、申立人が勤務していた A 商店は同一市内に数店舗あり、倉庫もあるなど大規模な事業所で従業員も多かったと証言しているが、当該事業所の厚生年金保険の被保険者名簿によると、申立人が当該事業所に勤め始めたと主張する昭和 39 年 9 月 30 日までに被保険者となった者は 19 名であることが確認でき、事業主が一部の従業員についてのみ社会保険の加入手続を行っていたものと思われる。

さらに、A 商店はすでに全喪しており、当時の同僚等から証言を得ることはできず、申立内容に係る事実を確認できる関連資料等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月から 35 年 2 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間、A事業所に勤めていたのに、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答があったので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

当時のA事業所は15～20人ほど従業員がいた。当時の給与明細書等はないが、同僚に当時の社長の次男がいるので問い合わせしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に勤務していたことは、元同僚の証言等から確認できるものの、申立人は厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料を保管していない。

また、当該事業所は昭和 59 年 11 月 27 日に全喪しており、勤務実態を確認できる人事記録等の資料や、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料（給与台帳等）は無く、当時の事業主及び経理担当者は亡くなっている。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、申立期間における整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月ごろから 49 年 7 月ごろまで

私は、A社B店に、昭和 45 年 3 月に同店が開店してから 49 年 7 月に閉店するまで店長兼調理責任者として勤務していた。給与明細等は残っていないが、当時会社で取得した防火管理講習の修了証のコピーがあるので、加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、申立期間のうち昭和 45 年 3 月ごろから 49 年 1 月までは、当時の同僚の証言や現在の事業主から提出された源泉徴収簿及び給与支払報告書などから明らかである。

しかし、申立人に係る保険料控除については、A社の被保険者名簿では、同僚であったとするC氏の厚生年金加入記録は確認できるものの申立人の記録は無い。

また、現在の事業主が保管している当時の源泉徴収簿及び給与支払報告書をみると、社会保険料控除額の欄に記載された額は給与支給額から推計される社会保険料額に比べ4分の1から5分の1程度でしかない。一方、同僚であり厚生年金保険への加入記録のあるC氏については、社会保険料控除額の欄に記載された額は保険料額よりやや低いものの、申立人ほどの著しい開きはない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 27 日から 39 年 12 月 1 日まで

A社に昭和 35 年 6 月 1 日から 39 年 11 月 30 日まで勤務したが、社会保険庁の記録では資格喪失日が 35 年 7 月 27 日となっている。同社の工事現場監督主任として担当した工事内容や同僚を記憶しており、39 年 11 月 30 日まで勤務したことは間違いないので、資格喪失日に係る記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社の業務に従事していたことについては、同社では申立人が記憶している工事を実施したことはほぼ間違いないとしていること、及び申立人が挙げている同僚によっても証言がなされていることからほぼ間違いないと認められる。

しかし、申立人は昭和 39 年 11 月末まで同社に勤務し健康保険証も途中で返却した覚えは無いと申し立てしているところ、厚生年金被保険者名簿によれば、健康保険証の返却を示す「証返」の押印がなされており矛盾がみられる。

さらに、A社では、昭和 38 年 1 月 1 日以降、同日現在の在職者及びその日以降に入退社した正社員について退社台帳等を作成し、その記録を残しているが、その中に申立人の名前は見当たらない。なお、当時同社の業務に従事していたのは、正社員のほか、日雇い、一人親方、下請等複雑な構造になっていたとの同社の証言があり、申立人については、申立期間においてこれらの形態で業務に従事していたことがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月から33年1月まで

私は、申立期間にA社で、月給制で1か月に24日、雑用と配達の仕事をしていた。一緒に働いていた義姉（B子）には厚生年金保険被保険者記録があるのに自分には無いということは、第四種被保険者資格取得手続（昭和42年）のころからおかしいと思っており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和32年1月から33年1月までA社に在職していたと申し立てているが、A社は32年8月1日に全喪しており、その後4か月の中断を挟んで同一住所においてC社として同種の事業を行っていたことが確認できる。また、義姉については、この中断の期間をはさんでA社とC社に引き続き在職していたことが認められる。なお、両社は経営者を異にしており、業種は変わらないものの別会社と考えるのが相当である。

申立人は、A社に昭和33年1月まで勤務していたとしているが、同事業所は32年8月ごろに別経営者に移管されており、全喪時の被保険者12名中7名のみがC社で被保険者資格を取得していることから、A社の被保険者であった従業員全員が、C社に被保険者として雇用されていたのではないことが確認できる。

申立人のC社における在職については、このような会社の変遷について申立人が全く記憶していないこと、さらにほかの同僚の名前にも確たる記憶が無いなど、申立てを裏付ける具体的事実の主張もない。

また、一緒に働いていたと申立人が申し立てているその義姉は、既に死亡しており、証言を得ることが出来なかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。申立期間については、A社に勤務していた。同期入社と同僚は厚生年金保険の記録があるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況については、申立人の失業保険被保険者資格確認通知書の資格取得年月日及び申立人が同期入社したとしている同僚の厚生年金保険の資格取得日がともに昭和 41 年 5 月 2 日となっており、同日以降、申立人がA社に在職していたことが確認できる。

一方、A社は昭和 42 年 8 月 1 日に厚生年金基金に加入しており、申立人が主張する 41 年 4 月 1 日から当該事業所で厚生年金保険に加入していたと仮定すると、申立人の厚生年金基金の資格取得日は、当該事業所が厚生年金基金に加入した 42 年 8 月 1 日となるのが通常である。ところが、申立人の厚生年金基金加入員証の加入員資格取得年月日は社会保険庁記録の厚生年金保険資格取得日と同様、43 年 4 月 1 日となっており、当該事業所は、同日をもって厚生年金保険及び厚生年金基金の加入手続を行ったことが推認される。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 29 年 3 月から 29 年 9 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。申立期間については、A社に勤務していたので、厚生年金に加入していないということはないはずであり、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況については、中学卒業後すぐの就職先であり当時の業務内容を明確に記憶していること、及び申立てのあった先輩や同僚が厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間における厚生年金保険被保険者の資格についてみると、A社の厚生年金記録では、昭和 25 年から 32 年までについてみても中学新卒者が 3 月又は 4 月に資格取得した実績は確認できない一方、卒業後半年程度経過後に資格取得となっている例がほかにも見られる。これらのことから、採用後試用期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであり、申立人の勤務期間は正にこの試用期間であったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 11 日から 31 年 11 月 10 日まで
昭和 30 年 11 月 11 日にA社に入社したが、社会保険庁の記録では 31 年 11 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したこととなっている。社会保険料控除については記憶が明確でないが、申立期間において勤めていたことに間違いはないので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の在職状況については、申立人から提出された手帳の記載からA社に在籍していたことがうかがえること、さらに当時定時制高校に通学していたことや、ほかの社員への指導を行ったことなどの申立内容に矛盾は認められない。

一方、社会保険事務所が保管するA社の被保険者台帳を見ると、昭和 31 年 11 月に事業所調査が行われたことが確認でき、また、その結果として、多数の社員の資格取得年月日が修正されるなどの形跡が見られる。

そのような中で、申立人の資格取得年月日は昭和 31 年 11 月 10 日となり、社会保険事務所の調査を経た上で、何らかの合理的理由によりそのような記録となったと認められる。

また、申立人から、「同じ学校の紹介で同日に入社した」と説明のあったB氏の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同日であることが社会保険事務所の記録から確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 4 月まで

A 社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。しかし、当時の同僚の名前も覚えており、社員として働いていたので、厚生年金保険の期間であったと認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、給与から厚生年金保険の保険料が控除されていたと主張しているが、申立期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立人は、A 社で厚生年金保険に加入していたと主張する期間、国民年金の被保険者となっており、さらに昭和 47 年度については保険料の申請免除が承認されていることから、申立人本人が申立期間中に国民年金の資格取得及び申請免除の手続をしたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月から22年11月

昭和21年2月から22年11月までの厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、この間の加入記録が無いとの回答があった。

証明する書類は何も無いが、A県B町にあったC合名会社という事業所に勤務し、給料から税金のほか厚生年金保険料も控除されていたと記憶している。

間違いなくその間は勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖登記簿謄本により、申立てのC合名会社という名称の事業所は確認できないが、申立人の記憶と合致する有限会社D社という事業所が確認でき、申立人は、同事業所の事業主及び従業員の氏名、従事していた業務など詳細に記憶していることから、申立期間において同事業所に勤務していた可能性は高いと思われる。

しかし、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無く、保険料控除に関しては申立人の記憶が曖昧である。

また、社会保険事務所の記録において申立てのC合名会社及び有限会社D社での厚生年金保険の適用の事実は確認できず、このほか、有限会社D社は、既に解散しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 41 年 12 月まで
昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 12 月 31 日まで A 社に勤務していたと思っ
ていたが、社会保険事務所からの被保険者記録回答票では、被保険者期間
が 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの 3 か月間となっている。
申立期間の 18 か月間が記録から欠落しているので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたとする同僚の証言や勤務先での写真等から、
申立人が A 社に申立期間中在職していたことは確認できるが、給与明細書な
ど保険料控除の事実を確認できる資料は無く、厚生年金保険料控除に関して
の申立人の記憶が曖昧である。

また、A 社に保管されていた資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書
によれば、申立人の資格期間は昭和 40 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までとなっ
ている。

さらに、資格喪失確認通知書によれば、健康保険証を昭和 40 年 7 月 9 日
に社会保険事務所に返納したことも確認できる。

加えて、公共職業安定所の記録では、申立人の A 社での雇用保険の加入を
確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から55年6月30日まで

私は、勤めていたA社が昭和54年9月末に倒産した後、製造部門を引き継いだB社に継続して雇用されていた。当時、子供も小さく健康保険証無しでいたとは思えず、厚生年金保険にも加入していたものと思う。申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、雇用保険被保険者資格の取得手続きが行われていることから、申立期間のうち昭和55年4月1日から5月31日までB社で勤務していたことが認められるが、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所であることを確認できず、また、給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無く、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実も確認できない。

また、申立人が記憶していた当時の同僚について社会保険の加入状況を確認すると、申立期間は国民年金に加入し保険料を納付していることが認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 8 月 1 日から 24 年 5 月 10 日まで
② 昭和 29 年 3 月 31 日から 31 年 11 月 13 日まで

父が設立したA社に昭和 19 年に入社し、父が死亡した後は 43 年 6 月末に自ら起業するために退社するまで、専務取締役として継続して勤務した。

昭和 20 年 5 月から同年 8 月までは兵役に従事したものの、その間も厚生年金保険に加入したほどであり、申立期間中について厚生年金保険に加入しなかったことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、事業所から申立期間も在籍していたと思われるとの回答があることや、専務取締役として勤務していた状況等から、申立期間中もA社に勤務していたことは推察できるが、給与明細書や賃金台帳等の保険料控除の事実を確認できる資料は無く、申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたと確認することができない。

一方、社会保険庁に保存されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、①②いずれの申立期間についても、現在の厚生年金保険被保険者記録と同じ資格喪失日と資格取得日が記載されており、申立人が申立期間中、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

また、②の申立期間については、申立人と同じく事業所の役員であったその兄も、申立人と同日で資格喪失し、その後申立人と同日で再び資格取得しているなど、事業所において、申立人と同様の例が見受けられる。

社会保険事務所が資格喪失時及び資格取得時、算定基礎届や健康保険証の発行時等いずれの機会においても処理を誤ることは考え難く、これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月ごろから 39 年初めごろまで
私は、昭和 37 年 12 月ごろから 39 年の初めごろまで、文房具店で働いていた。会社の名前は、はっきり覚えていないが、社会保険に入っていたので調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立人から得た当時の所在地、業務内容等の情報により A 社であると推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料が無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立当時、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったが、当該事業所の厚生年金保険に係る被保険者台帳を確認した結果、申立人に係る厚生年金保険の記録は無かった。

さらに、当該事業所は、昭和 41 年 2 月 1 日に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 28 年 4 月に菓子製造見習として勤め始め、32 年 3 月まで働いた。しかし、社会保険庁の記録では、31 年 3 月 1 日から 32 年 3 月 16 日までの期間しか厚生年金保険の加入記録がなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、当該事業所の被保険者名簿及び当時の厚生年金保険手帳記号番号払出簿には、申立人の記号番号が昭和 31 年 5 月 8 日に払い出され、厚生年金被保険者資格取得日は、同年 3 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた当時の同僚 3 名のうち、氏名の分かる 2 名の被保険者記録を確認したところ、いずれも申立てに係る事業所における被保険者記録は無い。

加えて、当該事業所は、昭和 35 年 1 月 1 日に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 10 月 7 日まで

私は、A社に、昭和 47 年 7 月 1 日に入社し、同年 10 月退職までの 3 か月勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、この 3 か月の申立期間が厚生年金保険の加入期間となっておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所の元役員から提出のあった在籍証明書および事業所照会に対する回答により、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立人が申立てに係る事業所に勤務したのは、あらかじめ就職が決まっていた次の事業所に採用されるまでの 3 か月間の勤務を前提として入社したとしており、元役員からも申立人について「臨時雇用であったと思う」との書面が提出されている。

さらに、雇用保険加入記録についても申立期間は雇用保険の被保険者期間とはなっていなかった。

加えて、当該事業所は、既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨等

申 立 期 間 : 昭和27年10月から32年10月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

私は、昭和27年10月から32年10月まで実際に事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に申立に係る事業所に勤務していた事実を確認できる人事記録等の資料や同僚等の証言は無く、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料も無い。

また、申立人が申立期間中に勤務していたとする事業所は、社会保険庁の記録から厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、当該事業所は約40年前に廃業したとされており、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 23 日から 41 年 4 月 30 日まで
私は、昭和 40 年 11 月に夫と同一事業所に入社し、41 年 4 月まで勤務していた。
この間、夫は厚生年金保険に加入していたことになっているのに、私だけ加入記録が無いことに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の同僚の名前を複数名記憶していることなどから、申立人の夫と同一の申立に係る事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務したとする事業所は、昭和 27 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所となり、その後、名称変更し現在まで存続しているが、当時の被保険者名簿では申立人の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、当該事業所に照会したところ、「当時は夫婦で勤務の場合、夫は正社員として働き、妻は補助的な業務を行い、厚生年金保険に加入していなかったケースが多かったと記憶している」との回答があり、また、社会保険庁の記録によると申立人が記憶している 3 組の夫婦についても夫の厚生年金保険の加入は確認できたが、妻の加入記録は確認できなかった。

加えて、当該事業所の従業員記録等は火災により焼失し残っておらず、雇用保険の加入記録においても、申立人の当該事業所に係る記録は存在しない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 14 日から 30 年 6 月 30 日まで
私は、昭和 29 年 10 月から 30 年 6 月まで事業所に勤務していた。
社会保険事務所に申立期間に係る厚生年金保険の期間照会申出書を提出したところ、加入記録が無いとの回答があったが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の事業主の名前及び同僚の名前を複数名記憶していることから、申立てに係る事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務したとする事業所は、昭和 28 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所となり、47 年 8 月に全喪していることが確認できるが、当時の被保険者名簿では申立人の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、元同僚によると、「給与控除されていたかどうかは不明だが、当該事業所では 1 年程度は見習期間として社会保険に入れないことがあったと記憶している」旨の証言があった。

加えて、元事業主の親族の証言によると、元事業主は死亡しており、従業員記録等も残っていない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鳥取厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 38 年 2 月まで
昭和 36 年 6 月から 38 年 2 月ごろまで、A 社または B 社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は当時の同僚を記憶しており、同僚の氏名は社会保険庁の被保険者名簿に存在することから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等を保管しておらず、事業所の全喪により賃金台帳等が存在していないため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、社会保険庁が保管する A 社及び B 社の被保険者名簿には申立人の氏名の記載は見当たらず、整理番号にも欠番は見当たらない。

なお、申立人があげた 2 名の同僚の厚生年金加入状況を見ると、入社して 2 年程度後に厚生年金保険に加入していることが分かる。会社が全喪しているため詳細は不明であるが、当時会社は入社後 2 年程度を経過した後厚生年金保険に加入させていたものと考えられ、申立人の雇用期間は厚生年金保険に未加入であったものと推認される。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鳥取厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 35 年 8 月まで
昭和 32 年 3 月から 35 年 8 月まで A 社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された身分証明書から、申立期間について、A社に勤務していたことは確認できるが、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等を保管しておらず、事業所も保存期限経過により賃金台帳等を保存していないため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、A社が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和 36 年 9 月 1 日で、申立期間当時においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の厚生年金保険の被保険者となることはできない。

加えて、雇用保険の加入記録においても、A社における申立人の記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月まで

A 事業所には、同時期に同僚とともに勤務していたことから、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所で申立期間に一度勤務していた」と主張しているが、A 事業所に保管されている勤務記録では、申立期間より 1 年以上前の昭和 45 年 5 月 1 日から 6 月 30 日まで申立人が勤務していることが確認できるが、申立期間における勤務については確認できない。

また、A 事業所の勤務記録に記載された勤務期間は、申立人が「同時期と一緒に勤務していた」と主張する同僚の勤務期間とも重なる。

さらに、雇用保険の記録でも、昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月までの加入記録は確認できなかった。

加えて、申立期間において申立人が厚生年金保険被保険者となり事業主から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月3日から31年11月1日まで
昭和29年3月から31年10月までの厚生年金保険の加入記録について照会したところ、加入記録無しとの回答を得た。臨時作業員として一緒に勤務していた同僚が厚生年金保険に加入しており、自分だけ加入していないことには納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立期間中に申立人が勤務したとするA事業所、B事業所及びC事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのはいずれも申立期間後であり、申立期間中は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立人が当時一緒に臨時作業員として勤務していたとしている同僚は、申立人とは別の事業所の厚生年金保険の被保険者であった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 38 年 10 月

昭和 38 年 5 月高校卒業後 A 社に、試用員として採用され、B 事業所において清掃、放送等の雑務を行っていた。試用員とはいえ勤務しており、厚生年金保険の被保険者となっていないのは不自然である。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、A 社に使用される試用員については、内規に基づき、昭和 38 年 10 月 1 日から厚生年金保険の適用をうける手続がなされており、社会保険庁の記録によると、B 事業所を管轄する A 社 C 支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 11 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立人が当時一緒に勤務していたとして挙げた従業員 2 名の厚生年金保険被保険者資格取得年月日について社会保険庁の記録を確認した結果、A 社 C 支社が適用事業所となった昭和 38 年 11 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

山口厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 28 年 2 月まで
昭和 26 年 4 月から 28 年 2 月まで、A自動車整備組合（自動車整備工場）に勤務した。
従業員は3人くらいで、ほかに女性事務員が1人おり、組合長は同一敷地内にあるB社の事業主であった。
年金記録を照会したところ、昭和 26 年 4 月から 28 年 2 月までの記録が無かった。
当時、ほかの自動車整備工場は厚生年金保険に加入しており、私も加入していたと思っているので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の記憶も曖昧である。
また、申立期間当時、A自動車整備組合は厚生年金保険の適用事業所名簿に見当たらない。
さらに、B社の被保険者名簿も確認したが、申立人の名前はなく、B社の被保険者に該当していなかった。
このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月から 5 年 10 月

平成 3 年 12 月に A 社にトラックの整備責任者として就職した。また、給与は毎月一律 30 万円であった。

A 社は、平成 5 年に B 社に名称変更したが、継続して勤務し、9 年 1 月に退職した。

今回、年金記録を確認したところ、A 社時代の平成 3 年 12 月から 5 年 10 月までの記録が無かったので、記録を訂正してもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が当時の同僚であるとしている B 社の専務に照会したところ、当時の申立人の雇用形態を確認できる資料は無いものの、申立人とは給与を毎月一律 30 万円で雇用した旨、及び、当時当該事業所では毎月一律の賃金を支払う請負雇用の雇用形態があった旨の回答を得た。

なお、申立人は上記専務以外の同僚等の記憶が無く、当時の状況を確認することができなかった。

さらに、雇用保険の加入記録についても確認したところ、申立期間は雇用保険の被保険者であった記録は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年8月1日から同年9月30日まで
②昭和36年10月3日から41年3月31日まで

昭和36年4月に運転免許を取得して、同年8月1日から同年9月30日までA社に勤めていた。退職間もない36年10月3日から41年3月31日まで旧B町役場の臨時運転手として勤めた。二つの事業所とも給与から健康保険及び厚生年金保険の保険料が控除されていたと記憶している。資料は残っていないが、勤務していたのは事実であるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

二つの申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関連資料が無い。

A社に係る申立期間については、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、昭和36年4月1日の資格取得者から37年4月1日までの資格取得者を調査したが、申立人の氏名は確認できず、欠番も無かった。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できなかった。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

旧B町役場に係る申立期間については、申立人から提出された町長の証明のある履歴書の写や市役所への照会に対する回答内容により、勤めていたことは認められる。

しかし、旧B町役場は昭和39年9月1日から適用事業所となっていることから、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者台帳で、同日の資格取得者から45年6月1日までの資格取得者を調査したが、申立人の氏名は確認できず、欠番も無かった。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できなかった。
これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで

私は、昭和55年4月からA事業所の運営する保育所の臨時職員として勤務して以来、毎年1年で契約更新し、60年3月末まで5箇所で勤務した。

また、平成元年4月から別の保育所で1年間勤務したが、最初と最後の勤務期間だけが厚生年金保険に加入していて、ほかの4箇所の勤務期間が加入していないはずがなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所照会結果から、申立人は、申立期間において、約1年間を雇用期間とした臨時職員等として、申立ての保育所で勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和56年4月を境に62年4月までの間、1名を除き、厚生年金保険被保険者として新規に資格取得している者は見当たらず、当該1名についても申立人と同職種、同一雇用形態ではない。

このことについてA事業所では、「臨時職員等の社会保険については、当事業所の健康保険組合の財政状況が悪化したため、昭和56年度ごろから臨時職員等の新規加入を認めない対応が取られた可能性が考えられ、原則として、厚生年金保険の資格取得についても健康保険の資格取得と同様の取扱いであったと推認できる」と証言している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 6 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 32 年 7 月 6 日から A 社 B 出張所に勤めたが、厚生年金保険の資格取得日は同年 12 月 1 日である旨の回答をもらった。
保険料を控除されていた記憶は約 40 年前のためはつきりしないが、会社が納めていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び A 社 C 支店から提出された雇員経歴書から、申立人が申立期間において同社 B 出張所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、申立人から聴取したが保険料控除の状況については明確ではない。

また、社会保険庁が保管する A 社 B 出張所における申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 32 年 12 月 1 日と記載されている。

さらに、申立人が申立期間において勤務していた A 社 B 出張所は既に全喪しており、保険料控除の状況について事業主から確認することはできない。

加えて、申立人には、申立期間当時の同僚の記憶がないことから、申立内容に関する証言を得ることもできない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 18 日から 35 年 5 月 1 日まで
当時勤務していた、A社において厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

申立期間については、保険料を払っていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録では、申立人が申立期間において勤務していたとするA社B出張所が厚生年金保険の適用事業所になった事実は確認できない上に、社会保険庁が保管する同出張所の親会社であるA社C支店の厚生年金保険被保険者名簿の中にも、申立人の記録は無い。

さらに、申立人が申立期間において従事していた職務については、A社C支店の経理担当の元社員から、「当時、常用臨時の者や日々雇用の者が多く働いており、常用臨時の者は、半年から1年の長期勤務になると正社員に採用されていたと思う」旨の証言があること、及び申立期間当時勤務していたとされる申立人の上司についても、A社C支店の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間後の昭和35年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることからみて、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月から 3 年 2 月まで

A社に勤めていたが、社会保険庁から申立期間について厚生年金保険に加入していなかった旨の回答をもらった。

当時の給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の記録は無く、また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はない。

また、申立人は、申立期間において、国民年金に強制加入するとともに、国民健康保険にも加入していることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間当時、一緒に働いていたとする同僚は、所在が不明であり、申立内容に関する証言を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 38 年 10 月まで
② 昭和 59 年 12 月から 60 年 4 月まで
③ 平成元年 12 月から 3 年 4 月まで

私は、A社で昭和 37 年 11 月から 38 年 10 月まで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険加入期間となっておらず、また、B社で 59 年 11 月から 60 年 11 月まで、C社で平成元年 12 月から 4 年 10 月まで継続して勤務したにもかかわらず、一部の期間が厚生年金保険加入期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、A社及びB社については、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと申し述べているほか、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。
- 2 A社については、申立期間の前後の期間を含む被保険者名簿をみても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した^{こんせき}痕跡は認められず、また、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は残っていない。
- 3 B社については、申立期間において、雇用保険に加入していた記録は残っているが、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 59 年 12 月 30 日の直後の 60 年 1 月 10 日に健康保険証を返納した記録が確認できるほか、同僚等の証言も得られず、同社も当時の資料等が無いことから、申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等については不明であるとしている。
- 4 C社については、雇用保険の記録では、申立期間において、申立人が離職していたことを確認でき、平成 4 年に障害給付裁定請求書の提出の際、

本人が記載する履歴書において、同社での勤務期間の欄に、平成元年12月21日から同年12月28日までと記載されている。また、同社が保管している記録台帳には申立人の入社年月日及び退社年月日が記載されているが、これは厚生年金保険の加入記録とすべて一致している。さらに、申立人が結婚した当時に居住していたD区役所の電算機には、平成2年10月24日から3年5月17日までは国民健康保険に関する記録が残っており、申立期間のうち当該期間は国民健康保険に加入していたものと推認できる。

5 このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
現 住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月1日から27年7月1日まで

平成19年6月22日、加入期間照会文書を社会保険事務所に提出したところ、A組合での被保険者期間が昭和27年7月1日から28年3月1日までとなっていた。同組合には、26年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となる前から勤めており、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上も空白となっているのはおかしい。勤めていたことは間違いないので、よく調べて申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合は、昭和26年3月1日に健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となっていることが認められる。

社会保険事務所の「健康保険・厚生年金保険被保険者名簿」により、同組合における健康保険番号を確認したところ、昭和26年3月1日から申立人が健康保険及び厚生年金保険の被保険者となった27年7月1日までの番号は、1番から申立人の番号まで途切れることなく番号が付与されており、この間に申立人に別の番号が付与されていた形跡はみられない。

また、申立人が、昭和26年3月1日以前から勤務していたという当時の組合長及び理事の一人は同年4月1日に、同僚の一人は同年7月1日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者として届け出られており、在職者が適用開始日に必ずしも一斉に加入している状況にはないことから、申立人が27年7月1日に至って被保険者として届け出られていたとしても不自然ではない。

加えて、当該事業所における関連資料は既に廃棄されており、申立人の同僚からも申立人が厚生年金保険の被保険者となった時期についての証言は得られず、また、申立期間に係る雇用保険加入記録も確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を証明する給与明細書等の資料を所有しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 34 年 5 月まで

A社に昭和 29 年 4 月から 34 年 5 月まで勤務した。厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金加入記録が無い旨の回答を受け取った。しかし、34 年 5 月に退職し、職業安定所で、10 か月ほど失業保険を受給した記憶があり、勤務したことに間違いはなく、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和 43 年 9 月から 44 年 3 月までの期間及び平成 12 年 4 月 1 日以降の期間であり、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

また、B社に照会したところ、申立期間においてA社の事業場に就労していた社員（現業職及び事務職）はすべて共済組合員であった旨の説明があった。さらに、同社は、申立人と同期入社と同僚 2 名の証言から、申立人は、申立期間当時、A社の社員であり、また、勤務期間は、昭和 31 年 4 月から 34 年 5 月ごろまでと思われるとしており、申立人は、共済組合の組合員であったものと考えられる。

一方、B社存続共済組合では、「公共企業体職員等共済組合法(昭和 31 年 6 月 6 日法律第 134 号)により、昭和 36 年 3 月以前の共済年金の制度では、組合員期間が 20 年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する」こととなっていたとしており、申立人についても、共済の退職一時金が支給されたものと考えられるが当該一時金の記録は保存されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 49 年 2 月 25 日まで
昭和 46 年 11 月から 49 年 2 月 25 日までの間にA市にあったB社及び同じくA市にあったC社に勤務していた。当時厚生年金に加入していたにも関わらず、社会保険庁に保険料の納付記録がないので、納付記録を訂正してほしい。

なお、当時国民年金に加入していたかどうかについては覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB社及びC社は、社会保険庁の記録によると両社とも、厚生年金保険の適用事業所とされておらず、公共職業安定所に確認したところ、雇用保険の適用事業所とされていなかった。また、両社とも商業登記簿等によっても確認できないことから、事業所として存在したどうかも不明である。このため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、及び両社に勤務していた事実を確認することができない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたかを記憶しておらず、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の資料もない。

さらに、申立人には、昭和 46 年 11 月から 49 年 2 月までの期間に、国民年金加入記録があり、このうち、47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間については、保険料を納付している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 7 月まで
昭和 53 年 4 月から 54 年 9 月まで A 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入が、53 年 8 月からとなっている。申立期間についても、厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、A 社における雇用保険の加入記録についても、厚生年金保険の加入期間と同じく昭和 53 年 8 月 1 日加入、54 年 10 月 13 日離職となっている。

さらに、当時の A 社の取締役から、「その当時、A 社では運転手の早期退職が多かったため、採用後一定期間経過後に資格取得手続を行っていた。」との証言がある。このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 38 年 2 月まで

A社に昭和 36 年 7 月から 38 年 4 月まで勤務した。厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所あて照会したところ、厚生年金保険加入期間が 38 年 3 月 1 日から同年 4 月 14 日までとなっていた。同僚は 4 月から勤務していたが、試用期間があり、社会保険の加入は 7 月からであった。36 年 7 月の採用だったので、36 年 10 月からは厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に在籍していたことは推察されるが、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

また、事業主が保存している申立人の健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書及び健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書により、事業主が、昭和 38 年 3 月 1 日を資格取得日、同年 4 月 14 日を資格喪失日として届け出ていることが確認され、これらの事実から、社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届け出が事業主によって行われたものと認められる。

さらに、A社庶務担当者は「当時は、臨時雇用者が多く、全員が厚生年金保険に加入していたかどうかはわからない。」と証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から30年6月頃まで

昭和25年に16歳でA社の子会社のB社に入社し、A社の坑木を伐採した山からA社にトラックで運ぶ仕事をしていました。中学を卒業したばかりで運転免許が無かったため、トラックの助手をしていました。同社は昭和30年6月に倒産したので退職した。同社には10名程の従業員がおり、A社の職員が4、5名いたが、倒産するとA社に戻っていった。同僚といっても、年上の人ばかりであった。保険料を給料から控除されていたのは記憶しているが、詳細までは覚えていない。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社は既に廃止事業所であり、人事記録、賃金台帳等、申立人の当該申立期間に係る在籍が確認できる資料及び、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。一方、申立人においても厚生年金保険料が給料から控除されていたかどうかの記憶は曖昧^{あいまい}であり、健康保険証を所持していた記憶も無い。

また、元同僚等の証言により申立人及びその元同僚2名の当該事業所での在籍を確認することはできたが、元同僚2名についても申立人と同様に厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人が名前を挙げている別の元同僚2名についても当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、明治、大正生まれの者は記載されているが昭和生まれの者は記載されておらず、トラック運転手及びトラック助手は記載されていないことから、昭和生まれであり、かつトラック助手であった申立人は、当該事業所における厚生

年金保険の加入者ではなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで
昭和 30 年 11 月から A 社に勤務していたところ、B 社から引き抜きの話があり、一日も間を空けることなく、A 社から B 社に移った。
社会保険庁の記録では、B 社に勤務した当初から昭和 36 年 3 月 1 日までの期間が厚生年金保険に未加入となっているが、空白の期間があるのは納得できない。厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無い上、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的記憶が無い。

申立人は昭和 34 年 11 月 30 日に A 社を退職したことを記憶しており、申立人の資格喪失日は、社会保険庁が保有する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されたとおり、同年 12 月 1 日であることを確認できる。

また、申立人は A 社を退職直後に B 社に勤務したと主張しているが、元事業主の親族は、B 社は個人事業所であり、昭和 34 年末ごろに設立した当初は従業員が少なかったため、厚生年金保険の適用を受けていなかったと証言していることから、B 社が新規適用を受ける 36 年 3 月 1 日まで、申立人は同事業所の従業員として厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

熊本厚生年金保険 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から 36 年 6 月 8 日まで

A社を退職後、B社C支店に採用された。その後D営業所に転勤し、昭和36年6月まで勤務した。その当時の給料は手取りで6,000円から8,000円ほどだったと思う。同支店及び同営業所に勤務していた事実があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間、申立てに係る事業所において就労していたことは、当時の同僚の証言により確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

また、B社では、事業所開設時からの社員名簿を保管しているが、当該社員名簿には申立人の氏名は無く、昭和35年当時の賃金台帳等は残っていないとしている。

さらに、申立人については、B社C支店の雇用保険被保険者資格の取得歴が確認できず、申立てに係る事実を確認できるほかの関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金保険 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 3 日から 37 年 10 月 5 日まで

学校を卒業してすぐにA社で仕事をしており、厚生年金保険の保険料を支払っていた。当時の社長、事務担当者及び同僚による証明書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、元事業主、元同僚3名の証明書及び証言により確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

また、A社は、当時の関係書類を流失したとしているため、当時の同社事務担当者が、申立人の厚生年金保険への加入を証言しているものの、具体的記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金被保険者名簿には、申立人の氏名が無く、整理番号にも漏れが無いことから、事業主が申立人についての厚生年金保険の加入に関する届出を行っていたとは認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成3年3月31日まで

私は、A社の社員として昭和63年4月にオープンしたB店で洋服の生地販売を行っていた。

当時、組合健康保険料と厚生年金保険料を控除されていたが記録に無い。A社は現存せず、給料明細書等、控除されていたという証拠を示すことはできないが、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の事業主の回答によれば、申立人が日給月給のアルバイト社員として働いていたことは認められるが、事業主は、日給月給のアルバイト社員からは厚生年金保険料を控除していなかったと述べている。社会保険庁が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、被保険者番号の欠番も無い。

また、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料は無い。

さらに、雇用保険の加入記録においても、申立期間に係る記録は確認できず、健康保険組合においては、当時の記録を保存しておらず、申立人の加入履歴が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月

私は、昭和 59 年 6 月から 61 年 6 月まで研修医として継続勤務しており、途中で退職した記憶は無いので、資格喪失記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したA事業所の当時の人事異動通知書には、「昭和 59 年 6 月 1 日採用する 任期は 1 日、ただし任命権者が別段の措置をしない限り、昭和 60 年 3 月 30 日まで日々更新し、以後更新しない」とある。

また、人事異動原議書において、申立人が昭和 60 年 3 月 30 日に退職し、新たに同年 4 月 1 日に採用されたことが確認される。

さらに、申立期間当時の事務担当者は、当該人事記録に沿った届出を社会保険事務所へ行ったこと、昭和 60 年 3 月分の厚生年金保険料は申立人の給与から控除していないことを認めている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から平成 7 年 9 月まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人は申立期間において当該事業所で雇用保険に加入していた記録が無い。

また、A社が保管している平成5年1月から7年7月までの源泉徴収簿を見ると、申立人が申立期間のうち平成5年1月から7年7月31日まで同社に勤務していたが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認でき、さらに、申立人の申立期間当時から在職している元常務（現在の事業主）によると、申立人は、当初から厚生年金保険に加入していなかったと説明している。そのほかの期間については、A社において勤務していた事実を確認できる資料及び、給与から事業主により厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料は無い。

加えて、社会保険庁の記録を見ると、申立人は、申立期間において、国民年金保険料の納付及び申請免除を行っており、これが294か月の長期間にわたっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無く、申立人の厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 10 月 15 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。給与から保険料を控除されていたか否かは明確に覚えていないが、当時同じ職場で共に働いていた妻や同じ条件で働いていた同僚には加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社は昭和 47 年 4 月 1 日に新規適用となったことが確認できることから、申立期間のうち 45 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 31 日までの間は、申立人は同社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無く、平成 19 年 1 月にA社から営業譲渡を受けたB社においても、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除状況を確認できる資料等が既に処分されていたため、事実確認を行うことができない。

さらに、公共職業安定所に照会したところ、申立人は、申立期間においてA社で雇用保険に加入していた旨の記録が無い。

加えて、申立期間においてA社の事業主であったC氏から、「厚生年金保険に申立人を加入させていなかった。」と説明があったほか、申立人においても、給与から厚生年金保険料が控除されていた否かについての記憶が曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和59年9月(日付不詳)から60年2月まで(日付不詳)
②昭和60年5月(日付不詳)から61年4月まで(日付不詳)

私は、申立期間①においてA社(当時)に、申立期間②においてB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社等が加盟している事業者団体の資料によると、申立人は、i) 昭和59年9月7日付けでA社に入社し、60年3月28日付けで退職していること、及びii) 60年4月22日付けでB社に入社し、60年12月31日付けで退職していることが確認できる。

また、公共職業安定所の雇用保険加入記録により、申立期間②の一部について、申立人がB社の乗務員として勤務していた事実が確認できる。

一方、申立期間①については、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無く、申立期間②については、所得税源泉徴収票により、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、社会保険庁が保管している記録により、すべての申立期間について、申立人は国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

さらに、当時のA社の同僚は、申立期間当時、希望しない者は、厚生年金保険に加入していなかったと証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。